

報告第26号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、米価高騰による学校給食費の改定に伴い、本規則について所要の改正を行ったことについて、報告するものである。

京田辺市規則第50号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条中「305円」を「326円」に、「360円」を「389円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則による改正後の京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり<u>326円</u>とし、中学校にあつては1人1日当たり<u>389円</u>とする。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり<u>305円</u>とし、中学校にあつては1人1日当たり<u>360円</u>とする。</p>	<p>学校給食費の額の見直し</p>

【参考】

精米価格値上げに伴う学校給食費1食当たり改定額

(税込)

1 kg当たり精米価格			令和7年産米 1食当たり 精米価格	令和6年産米 1食当たり 精米価格	学校給食費 1食当たり 改定額
令和7年産	令和6年産		a	b	a-b
826円	568円	小学校給食	66円	45円	21円
		中学校給食	91円	62円	29円

○京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

令和5年12月22日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない児童又は生徒が学校給食を受けたときは、当該児童又は生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の額)

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり305円とし、中学校にあつては1人1日当たり360円とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たると

きは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該過誤納金を当該未納の期別納付額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

- 2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して15日以上を経過した日とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和6年9月30日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和7年3月11日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第5条、第7条関係)

期別	期別納付額	納付期限
第1期	学校給食費の額に1の年度において実施があると見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。	5月末日
第2期		6月末日
第3期		7月末日
第4期		8月末日
第5期		9月末日
第6期		10月末日
第7期		11月末日
第8期		12月末日
第9期		1月末日

第10期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、第1期から第9期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。	2月末日
------	---	------

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

京田辺市学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		申込 区分	<input type="checkbox"/> 保護者等 (統柄) <input type="checkbox"/> 教職員	
	氏 名				
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)			
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)		
	電子メール アドレス				
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名				
	学校名等	市立	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 新1年生	
			<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 年 組	
住 所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)				

(特記事項)

- 1 本申込書は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立小学校又は中学校に在学（在籍）する期間は有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過剰納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在学する学校長に相談してください（教職員は除く。）。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員) *保護者等、教職員 いずれかに○	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)	
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)
	電子メール アドレス		
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 (該当する内容を 記入ください。)		変 更 前	変 更 後
	住 所 (文書送付先)		
	住 所 (児童又は生徒)		
	学校名等	市立 年 組 学校	市立 年 組 学校
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

(特記事項)

- 1 本変更届は、学校給食を受ける児童又は生徒(教職員)1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市学校給食申込書の提出が必要です。

承認第11号

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）（案）に対する意見について

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和7年(2025年)11月17日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
〔公印省略〕

令和7年度京田辺市一般会計補正予算(第3号)(案)(教育
費関係)に対する意見聴取について(回答)

令和7年11月17日付けで依頼のありました標記の件について、下記のと
おり回答します。

記

意見はありません。

令和7年11月17日



京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
〔公印省略〕

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第3号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 教育施設管理費	104,984	10,000	114,984	0	0	0	10,000
計	1,272,615	10,000	1,282,615	0	0	0	10,000

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,775,427	△122,954	1,652,473	0	△138,300	359	14,987
計	1,892,368	△122,954	1,769,414	0	△138,300	359	14,987

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	1,057,383	△119,195	938,188	0	△135,800	325	16,280
計	1,171,917	△119,195	1,052,722	0	△135,800	325	16,280

節		説明	千円
区分	金額		
	千円		千円
12 委託料	10,000	1 教育施設管理事業費 学校施設包括管理委託料増	10,000 10,000

10 需用費	15,346	2 小学校管理運営費 光熱水費増	9,000 9,000
12 委託料	△5,800	3 学校給食費 修繕料増	6,346 1,000
14 工事請負費	△132,500	賄材料費増 5 小学校施設整備費 監理委託料減 施設整備工事減	5,346 △138,300 △5,800 △132,500

10 需用費	16,605	2 中学校管理運営費 光熱水費増	6,000 6,000
12 委託料	△4,700	4 中学校施設整備費 監理委託料減	△135,800 △4,700
14 工事請負費	△131,100	施設整備工事減 6 学校給食費 光熱水費増 賄材料費増	△131,100 10,605 7,000 3,605

10款 教育費

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	6,323,580	374,790	6,698,370
17 府支出金	2,584,241	23,229	2,607,470
18 財産収入	19,512	51,532	71,044
20 繰入金	1,476,259	59,465	1,535,724
22 諸収入	1,362,038	50,684	1,412,722
23 市債	4,027,700	△223,100	3,804,600
歳入合計	36,438,300	336,600	36,774,900

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,004,133	8,612	4,012,745
3 民生費	14,312,858	510,097	14,822,955
8 土木費	3,587,067	50,000	3,637,067
10 教育費	6,032,630	△232,149	5,800,481
12 諸支出金	830	40	870
歳 出 合 計	36,438,300	336,600	36,774,900

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	5,583	3,029
398,019	51,000	10	61,068
0	0	50,000	0
0	△274,100	684	41,267
0	0	40	0
398,019	△223,100	56,317	105,364

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小学校医療的ケア事業（看護師派遣）	令和7年度から 令和10年度まで	28,000千円
小中学校及び幼稚園健康管理委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,200千円
留守家庭児童会医療的ケア事業（看護師派遣）	令和7年度から 令和8年度まで	6,100千円
図書館司書派遣事業	令和7年度から 令和8年度まで	26,600千円

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（昭和31年）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第46号

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正について

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育支援センターにおいて、新たな職種の会計年度任用職員を任用することから、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則（令和6年京田辺市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「主任放課後児童支援員」を「主任放課後児童支援員 主任支援員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

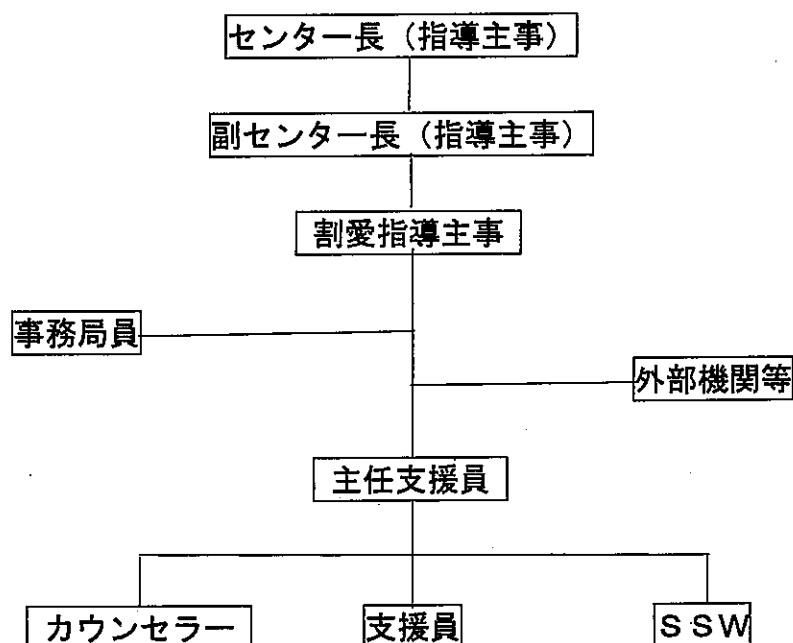
（準備行為）

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案					現行					改正理由		
別表（第2条関係） 職種別基準表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員					別表（第2条関係） 職種別基準表 ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員					職種の追加		
職種		基礎		上限		職種		基礎			上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
幼稚園教諭 主任放課後児童支援員 主任支援員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
イ (略)					イ (略)							

令和8年度 京田辺市教育支援センター（アイリス）組織体制



(1) 教育支援センターに指導主事3名（割愛指導主事1名、会計年度任用指導主事2名）を置く。

- ア センター長……会計年度任用指導主事を充て、教育支援センター業務を総括する。
- イ 副センター長……会計年度任用指導主事を充て、センター長を補佐し、センター所員を統括するとともに、特別支援教育関係の業務を担当する。
- ウ 割愛指導主事……副センター長を補佐し、主に教育相談関係の業務を担当する。

(2) その他、事務局員、支援員等を置く。

- ア 事務局員……庶務を担当する。
- イ 主任支援員……支援員の活動を統括する。
- ウ 支援員……児童生徒の支援を行う。
- エ カウンセラー……児童生徒、保護者の教育相談を行う。

※主任支援員の職務内容

- ・ 通室児童生徒の活動内容の企画立案及び資料作成
- ・ 教育委員会・小中学校との連携・調整
- ・ 支援員の活動統括
- ・ 学校連携会議・保護者面談等への参加
- ・ 通室児童生徒の支援（学習・小集団活動及び各種体験活動）
- ・ 教育支援センター運営に係る事務作業（書類作成等）

○京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則

令和6年3月15日

教育委員会規則第6号

京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年京田辺市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京田辺市条例第7号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給）

第2条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給の決定は、別表に定める職種別基準表の基礎欄に定めるところによる。ただし、職種別基準表に定めのないものについては、他の職員との均衡を勘案して教育長が別に定めるものとする。

（補則）

第3条 京田辺市教育委員会が任用する会計年度任用職員の給与については、この規則その他別に定めるもののほか、京田辺市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年京田辺市規則第8号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に会計年度任用職員として任用されており、施行日において継続勤務する者が、改正前の京田辺市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則第5条第1項に規定する経験年数を有する場合には、当該年数をこの規則に規定する経験年数とみなす。

別表（第2条関係）

職種別基準表

ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員

職種	基礎		上限	
	職務の 級	号給	職務の 級	号給
チャレンジワーカー	1	1	1	4
放課後児童補助員 図書館業務補助	1	1	1	10
短期事務（任期が180日未満の者に限る。）	1	5	1	5
学級運営補助員 特別支援教育支援員 幼稚園支援員（資格無）	1	5	1	14
一般事務	1	13	1	22
学校司書 図書館司書	1	21	1	30
幼稚園支援員 放課後児童支援員	1	25	1	34
幼稚園教諭 主任放課後児童支援員	1	29	1	38
指導主事 社会教育指導主事 人権・生涯学習指導主事	1	81	1	90
管理栄養士	2	1	2	10
看護師	2	5	2	14

イ 行政職給料表（2）の適用を受ける職員

職種	基礎		上限	
	職務の 級	号給	職務の 級	号給
給食調理補助員（資格無） 用務員	1	1	1	10
給食調理師（資格有）	1	13	1	22

協議

京田辺市学校施設長寿命化計画（改定）（素案）について

京田辺市学校施設長寿命化計画（改定）（素案）について、協議する。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

（協議理由）

本件は、京田辺市学校施設長寿命化計画（改定）（素案）について、協議するものである。

京田辺市学校施設長寿命化計画

(改定)

(素案)

令和7年12月

京田辺市

目次

第1章. 計画の背景と目的.....	1
1-1. 計画の背景.....	1
1-2. 計画の目的.....	2
1-3. 計画期間.....	3
1-4. 計画の対象施設.....	3
第2章. 学校施設等を取り巻く現状と課題.....	6
2-1. 児童生徒幼児数の推移.....	6
2-2. 学校施設等の状況.....	9
2-3. 教育予算の状況.....	38
2-4. 幼稚園・こども園.....	39
2-5. 学校給食センター.....	39
2-6. 将来的な更新コストの試算.....	40
第3章. 学校施設の目指すべき姿.....	41
第4章. 学校施設整備の基本的な方針.....	43
4-1. 学校規模・学校配置.....	43
4-2. 長寿命化改修等.....	44
4-3. 目標使用年数及び改修周期.....	46
4-4. 整備水準.....	47
4-5. 予防保全型の維持管理.....	50
第5章. 長寿命化改修等の実施計画.....	51
5-1. 実施計画の考え方.....	51
5-2. 実施計画.....	52
第6章. 長寿命化計画の運用方針.....	53
6-1. 計画の推進体制.....	53
6-2. 計画の見直し.....	53
用語集.....	54

第1章. 計画の背景と目的

1-1. 計画の背景

本市は、令和7年度(2025)現在、小学校9校、中学校3校、幼稚園6園、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園1園、学校給食センター1か所の学校施設を有していますが、建築後30年を超える学校施設が全体の約8割を占め、多くの施設が改修を必要とする時期を迎えています。

今後、限られた財源の中で改修を行わなければならない、本市だけでなく全国的な共通の課題となっており、学校施設以外の公共施設においても同様の課題が生じています。

そのため、国は平成25年(2013)11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、中長期的な維持管理・更新等に関わるトータルコストの縮減や予算の平準化を図る公共施設マネジメントの方向性を打ち出しました。

本市においても、平成29年(2017)3月に京田辺市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設マネジメントを推進するための基本的な考え方や推進体制等が示されており、具体的な取組の実施が求められています。

学校施設に関しては、令和3年(2021)3月に「京田辺市学校施設長寿命化計画」(以下「本計画」)を策定し、長寿命化改修等を順次実施してきました。

しかしながら、策定から5年が経過する中で、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした時代の変化に対応し、子どもたちが「生きる力」を育む安全で快適な学校環境を整備するため、令和8年(2026)3月(予定)に「京田辺市新しい学校づくりプラン」を策定したことから、同プランとの整合を図りつつ、より実効性のある計画とするため、本計画を改定するものです。

【公共施設マネジメントの推進イメージ】

(第1ステップ)

- 公共施設の白書の作成
(平成26年(2014年)3月)
- ・市と施設の概要
- ・施設の現状把握 等

(第2ステップ)

- 公共施設等総合管理計画の策定
(平成29年(2017年)3月)
- ・現状分析課題
- ・目標と基本方針
- ・推進体制 等

(第3ステップ)

- ▼公共施設マネジメントの取組の実施
- ・長寿命化、修繕、更新
- ・複合化、集約化等による保有量適正化
- ・管理運営の効率化 等

公共施設マネジメントの具体的な取組の実施が求められています。

図1-1：公共施設マネジメントの推進イメージ

出典：京田辺市公共施設等総合管理計画(概要版)

1-2. 計画の目的

本計画は、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する中長期の具体的方針を示し、整備コストの縮減や財政コストの平準化を図るとともに、「新しい学校づくりプラン」と連携し、子どもたちが安全・安心で継続的に利用できる施設の実現と教育環境の充実を目的とします。

また、本計画は、前述した背景を踏まえて京田辺市公共施設等総合管理計画の学校施設に関する実施計画として位置付けます。

1. 長寿命化改修とは

学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後 40 年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保が可能。

2. 長寿命化改修のメリット

① 工事費用の縮減、工期の短縮が可能

- ・ 構造体（柱や梁）の工事が大幅に減少するため、工事費用が建て替えと比較して 4 割程度縮減
- ・ 工期も大幅に短縮



環境に配慮した学校施設として再生

② 建て替えた場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能
- ・ 間取りを変更することも可能



改修に併せて多目的に活用できるワークスペースを整備

③ 廃棄物量が少ない

- ・ 排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない
- ・ 廃棄物処理に係るコストの削減が可能

図 1-2：長寿命化改修の概要

出典：学校施設の長寿命化改修の手引（概要）

1-3. 計画期間

本計画は、令和3年度(2021)から、京田辺市公共施設等総合管理計画にあわせて令和38年度(2056)までの36年間の計画期間とします。

1-4. 計画の対象施設

本計画の対象施設は、小学校9校(給食室含む)、中学校3校、幼稚園3園、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園1園、学校給食センター1か所とします。

なお、「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」において休園又は廃止予定としている幼稚園及びリース施設は対象外とします。

表 1-1 : 市立小学校

No.	施設名	主な構造	主な建築年度	延床面積
1	大住小学校	鉄筋コンクリート造	昭和42年度(1967)	6,312 m ²
2	田辺小学校	鉄筋コンクリート造	昭和34年度(1959)	5,716 m ²
			平成5年度(1993)	
3	草内小学校	鉄筋コンクリート造	昭和40年度(1965)	4,505 m ²
4	三山木小学校	鉄筋コンクリート造	昭和46年度(1971)	8,964 m ²
			平成27年度(2015)	
5	普賢寺小学校	鉄筋コンクリート造	昭和48年度(1973)	2,782 m ²
6	田辺東小学校	鉄筋コンクリート造	昭和47年度(1972)	5,514 m ²
			平成22年度(2010)	
7	松井ヶ丘小学校	鉄筋コンクリート造	昭和53年度(1978)	5,688 m ²
			平成13年度(2001)	
8	薪小学校	鉄筋コンクリート造	昭和54年度(1979)	4,888 m ²
9	桃園小学校	鉄筋コンクリート造	昭和59年度(1984)	5,416 m ²

表 1-2 : 市立中学校

No.	施設名	主な構造	主な建築年度	延床面積
1	田辺中学校	鉄筋コンクリート造	昭和50年度(1975)	8,066 m ²
			平成22年度(2010)	
2	大住中学校	鉄筋コンクリート造	昭和53年度(1978)	8,736 m ²
3	培良中学校	鉄筋コンクリート造	昭和57年度(1982)	6,800 m ²

※延床面積はリース施設、小規模な倉庫等を除く。

表 1-3：市立幼稚園・こども園

No.	施設名	主な構造	主な建築年度	延床面積
1	三山木幼稚園	鉄筋コンクリート造	昭和 52 年度(1977)	646 m ²
			平成 8 年度(1996)	
2	薪幼稚園	鉄筋コンクリート造	昭和 54 年度(1979)	842 m ²
3	普賢寺幼稚園	鉄筋コンクリート造	平成 11 年度(1999)	491 m ²
4	大住こども園	鉄骨造	令和 4 年度(2022)	2,377 m ²

※延床面積はリース施設、小規模な倉庫等を除く。

表 1-4：学校給食センター

No.	施設名	主な構造	主な建築年度	延床面積
1	学校給食センター	鉄骨造	令和 5 年度(2023)	2,118 m ²

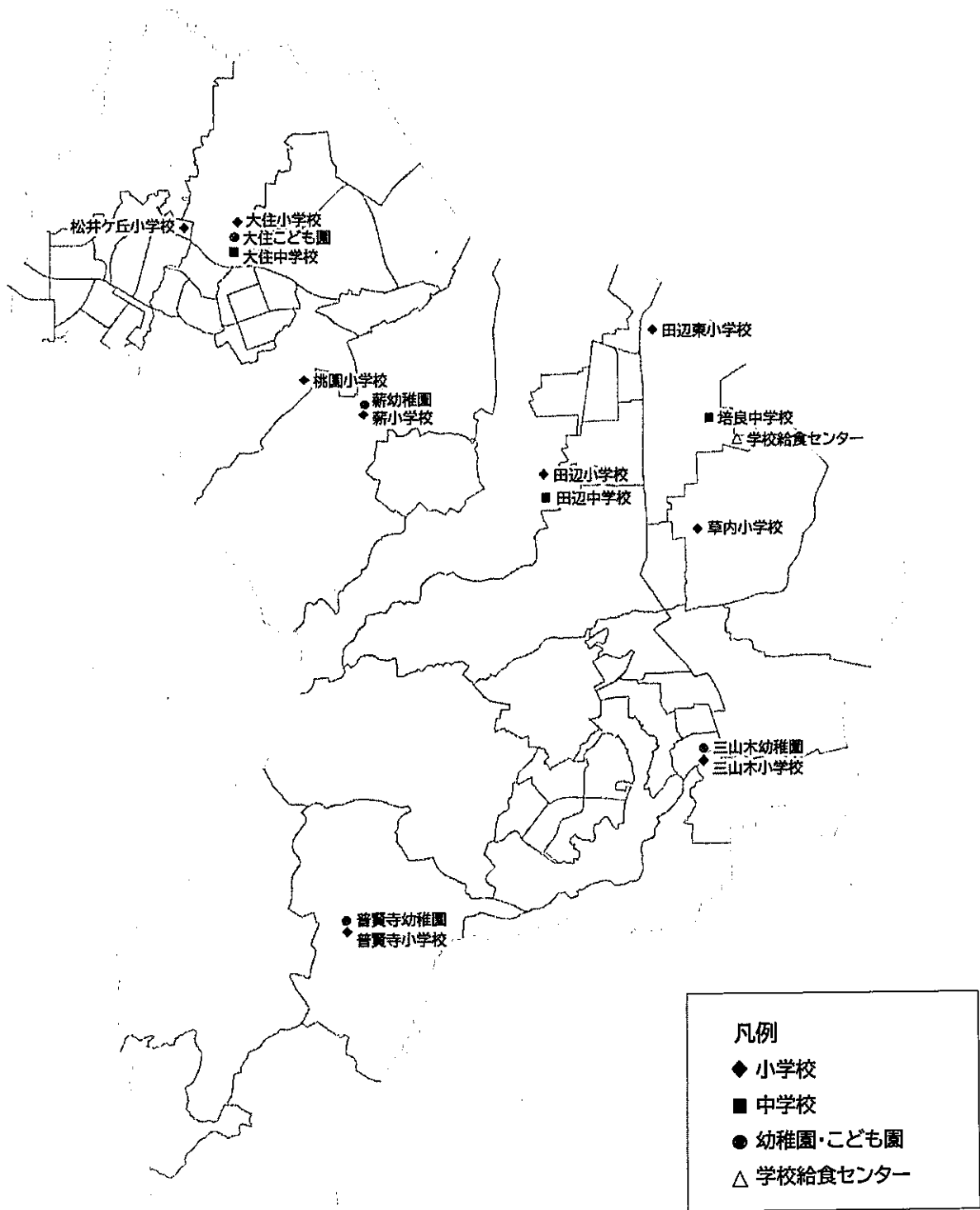


図 1-3 : 対象施設の配置状況

第2章. 学校施設等を取り巻く現状と課題

2-1. 児童生徒幼児数の推移

■ 人口の推移

本市の人口は、昭和40年（1965）以降、北部地域における住宅地開発などにより増加が続いていましたが、令和12年（2030）をピークに、その後は緩やかに減少すると推計されています。

15歳未満の人口については、昭和60年（1985）の11,306人から平成7年（1995）には7,638人へと減少しましたが、令和2年（2020）には10,802人と増加に転じています。

しかしながら、今後は減少傾向となり、令和27年（2045）は6,504人に、令和37年（2055）には4,282人となると見込まれています。これは、令和2年（2020）のピークから6割以上の減少となります。

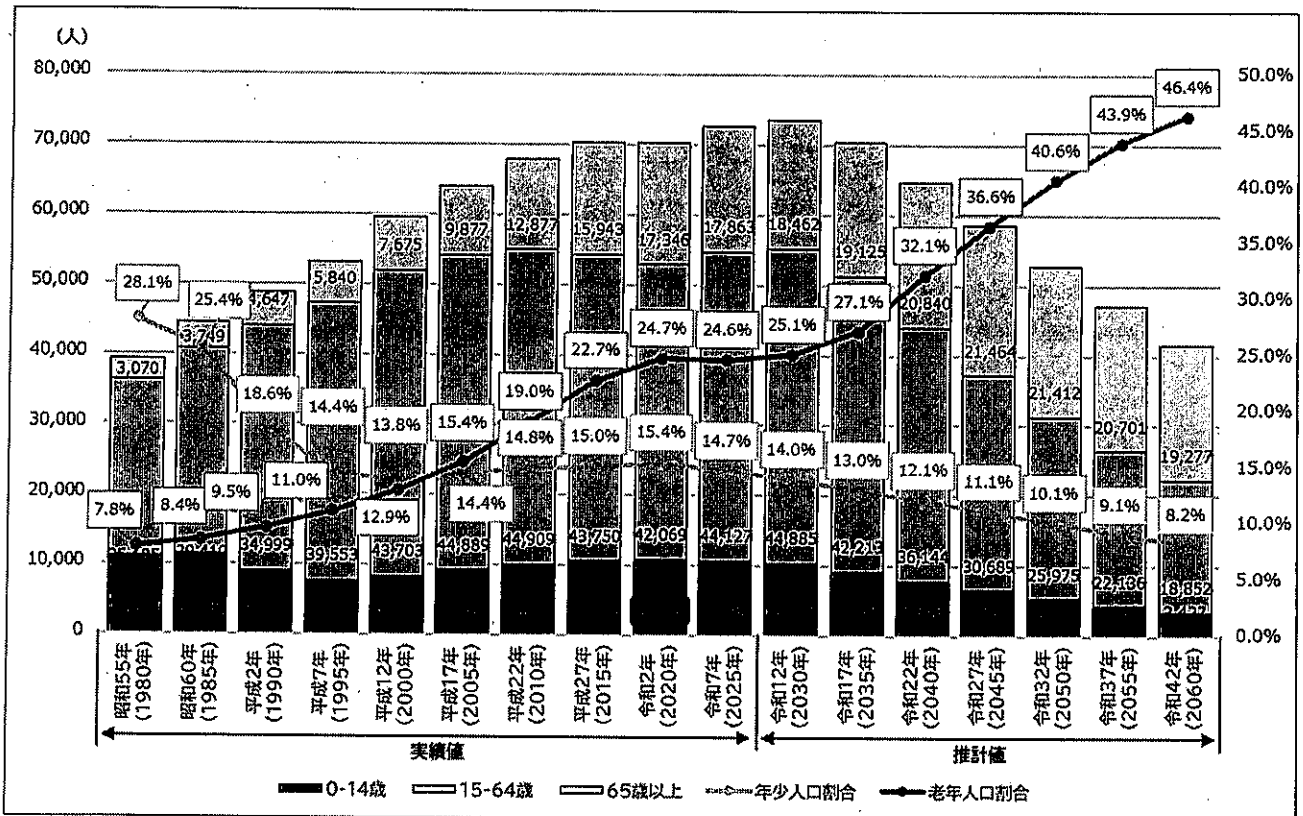


図 2-1：人口の推移

資料：令和4年（2022）市立児童生徒数の推計結果報告書（推計値）

■ 学校別児童生徒数の推移

学校別の児童数の推移をみると、令和2年度（2020）以降横ばいの学校が多い中、三山木小学校の児童数が著しく増加しています。また、生徒数は、田辺中学校が増加しており、これらは市南部地域（同志社山手地区）における大規模開発や子育て世代を中心とした人口流入を背景にしたものと考えられます。

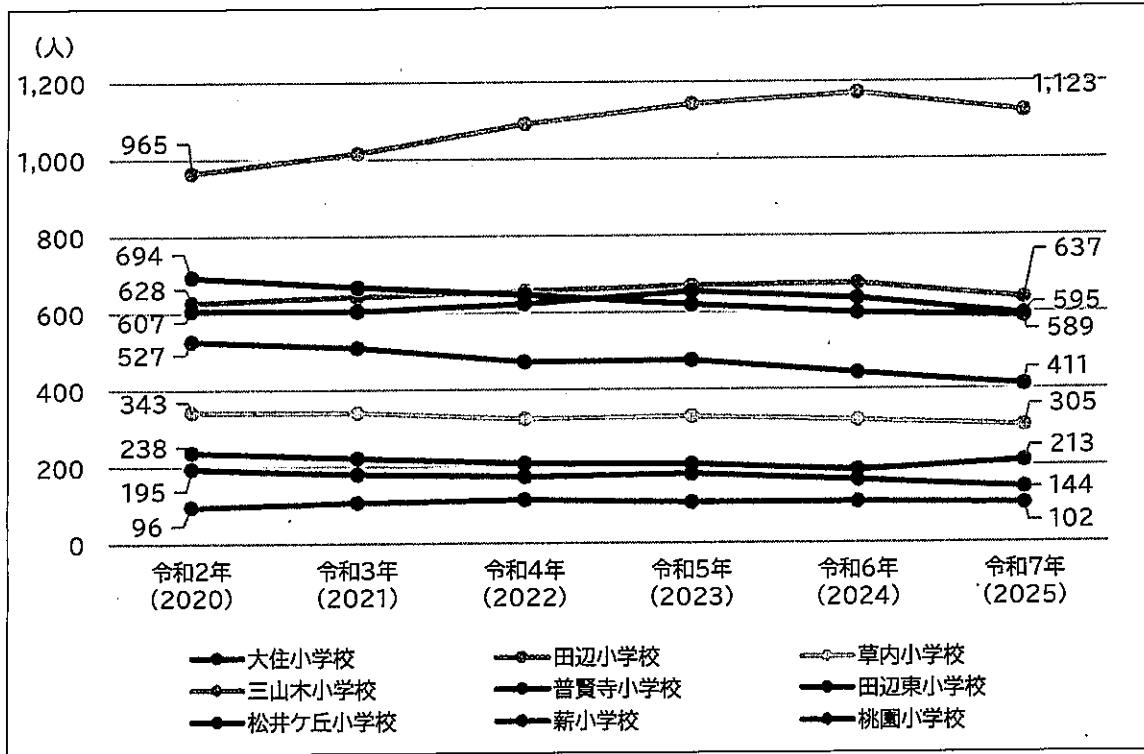


図 2-2：小学校別児童数の推移

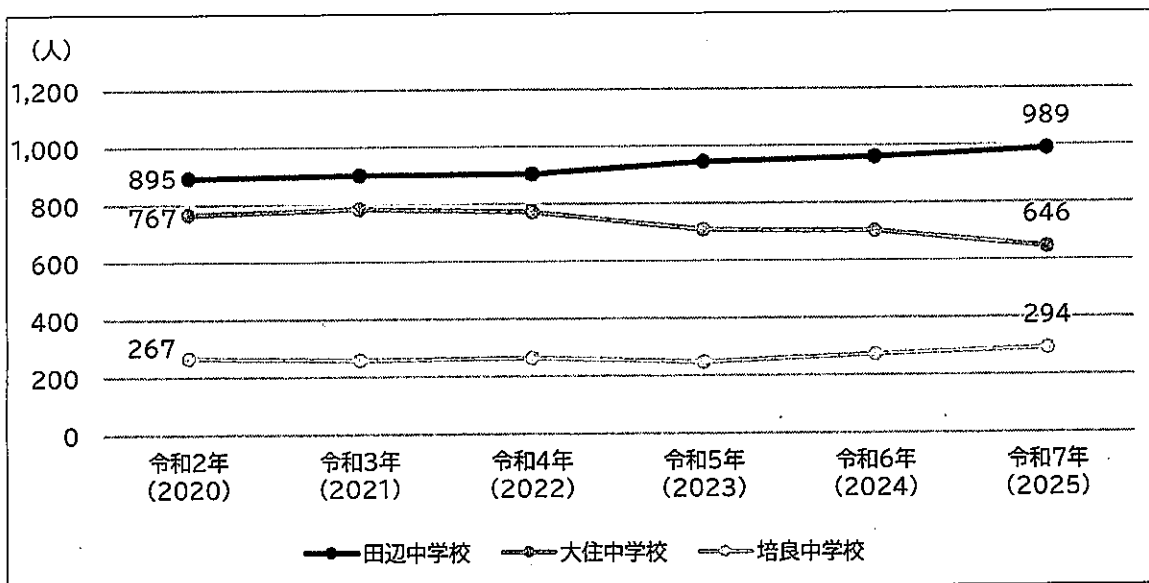


図 2-3：中学校別生徒数の推移

資料：京田辺市「在籍報告(5月1日基準・定数)」
 ※フリースクール通所者等、1年以上の欠席者を除く

■ 幼稚園・こども園別園児数の推移

令和2年度(2020)以降、幼稚園の園児数は減少傾向にあります。令和5年度(2023)に大住こども園が整備され、こども園の園児数は徐々に増加しているものの、全体では園児数の減少傾向が続いています。

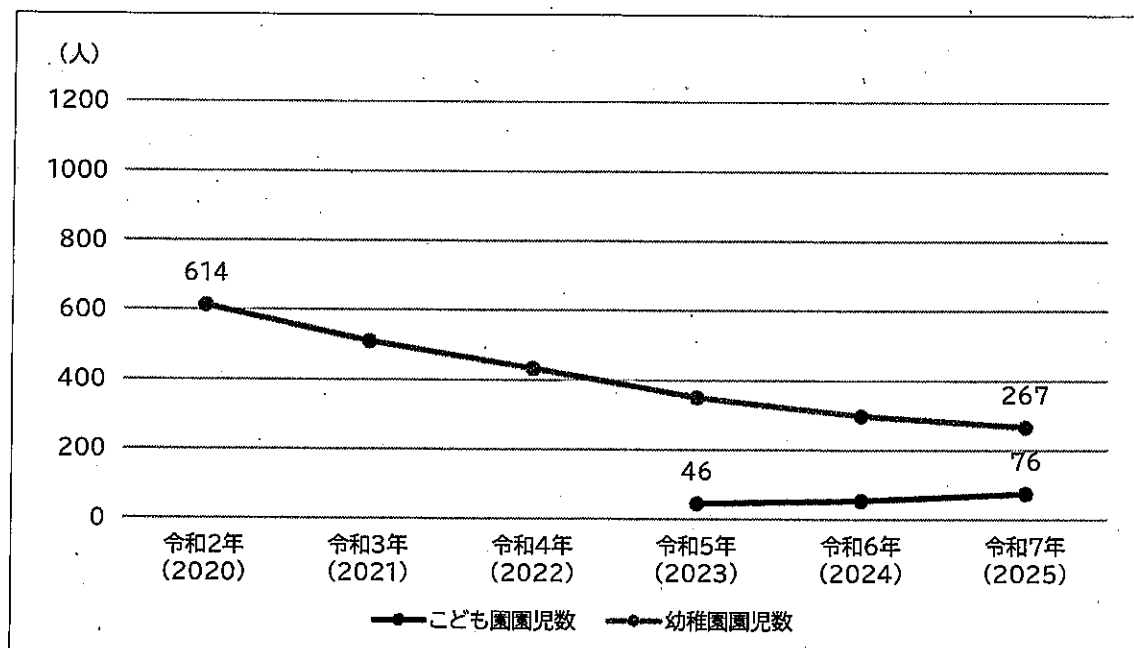


図 2-4 : 幼稚園・こども園別幼児数の推移

資料：京田辺市教育委員会「京田辺市の教育」令和6年(2024)版
第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画

2-2. 学校施設の状況

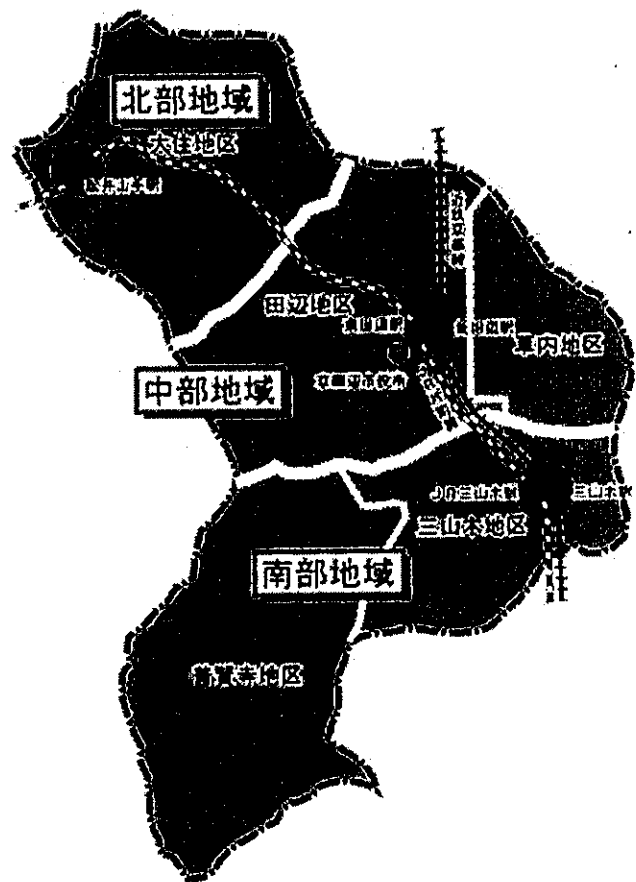
(1) 学校施設の配置状況

本市は、東西 5.5 km、南北 10.9 km に広がる市域を北部地域・中部地域・南部地域の 3 つの地域生活圏に分け、それぞれが有する自然や歴史を生かしたまちづくりを進めています。

現在、北部地域には小学校 3 校・中学校 1 校・幼稚園 1 園・こども園 1 園、中部地域には小学校 4 校・中学校 2 校・幼稚園 3 園、学校給食センター 1 か所、南部地域には小学校 2 校・幼稚園 2 園が配置されています（保育所から移行したこども園は除く）。

表 2-1：三地域の施設数

地域	学校施設	施設数
北部	大住小学校	6
	松井ヶ丘小学校	
	桃園小学校	
	大住中学校	
	松井ヶ丘幼稚園	
	大住こども園	
中部	田辺小学校	10
	草内小学校	
	田辺東小学校	
	薪小学校	
	田辺中学校	
	培良中学校	
	田辺幼稚園	
	草内幼稚園	
	薪幼稚園	
	学校給食センター	
南部	三山木小学校	4
	普賢寺小学校	
	三山木幼稚園	
	普賢寺幼稚園	



(2) 整備年度別の施設状況

本市の学校施設の多くは昭和45年度(1970)から昭和59年度(1984)に整備され、これらの建物は建築後41年~55年が経過しており、老朽化が進んでいます。また、延面積比でみると建築後30年以上の施設は全体の約77%を占めており、大半の学校施設が改修を必要とする時期を迎えています。

なお、小学校・中学校においては、全ての校舎の耐震性が確保されています。

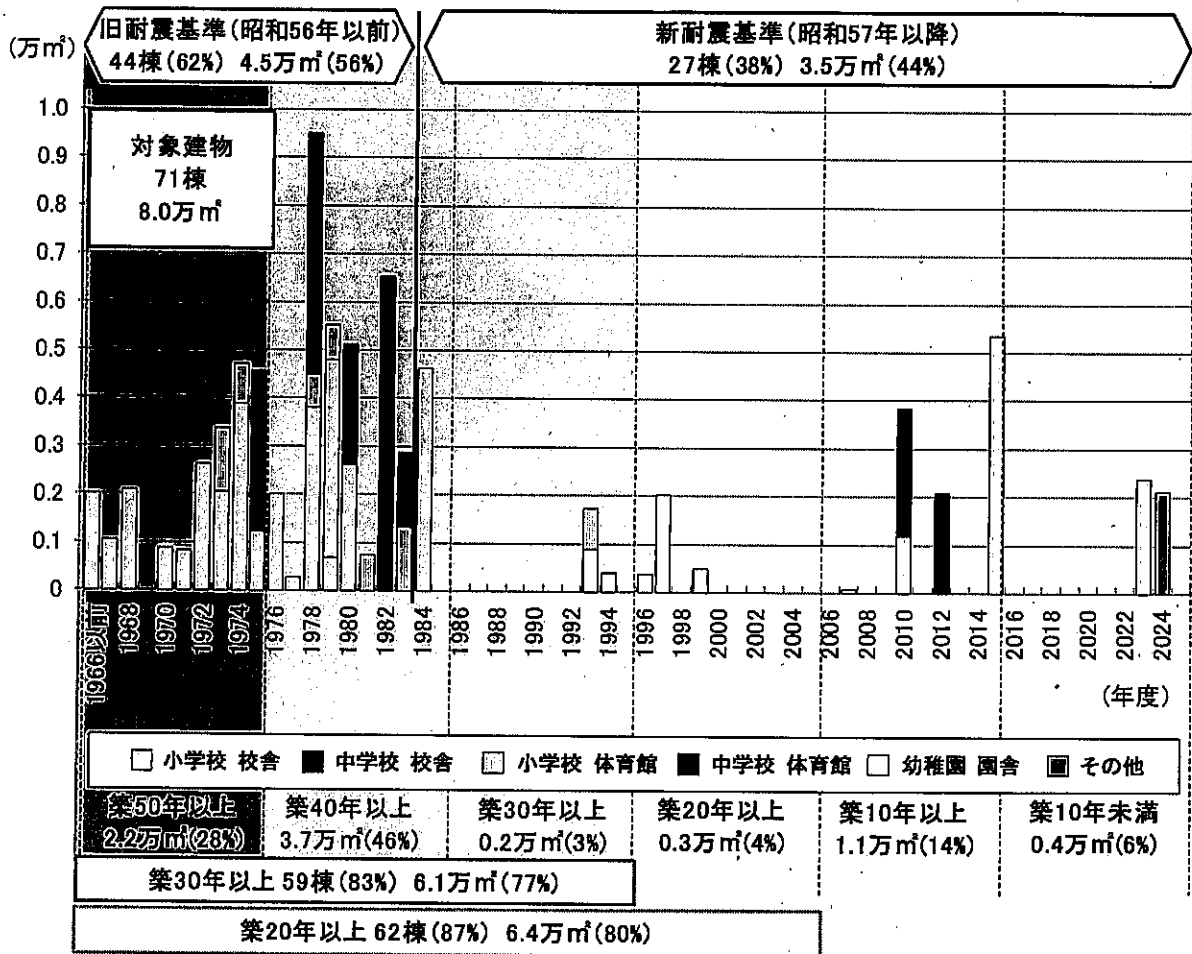


図 2-5 : 建築年別の施設整備状況

資料：京田辺市「学校施設台帳」
 ※リース施設、小規模な倉庫等を除く

(3) 学校施設の老朽化状況

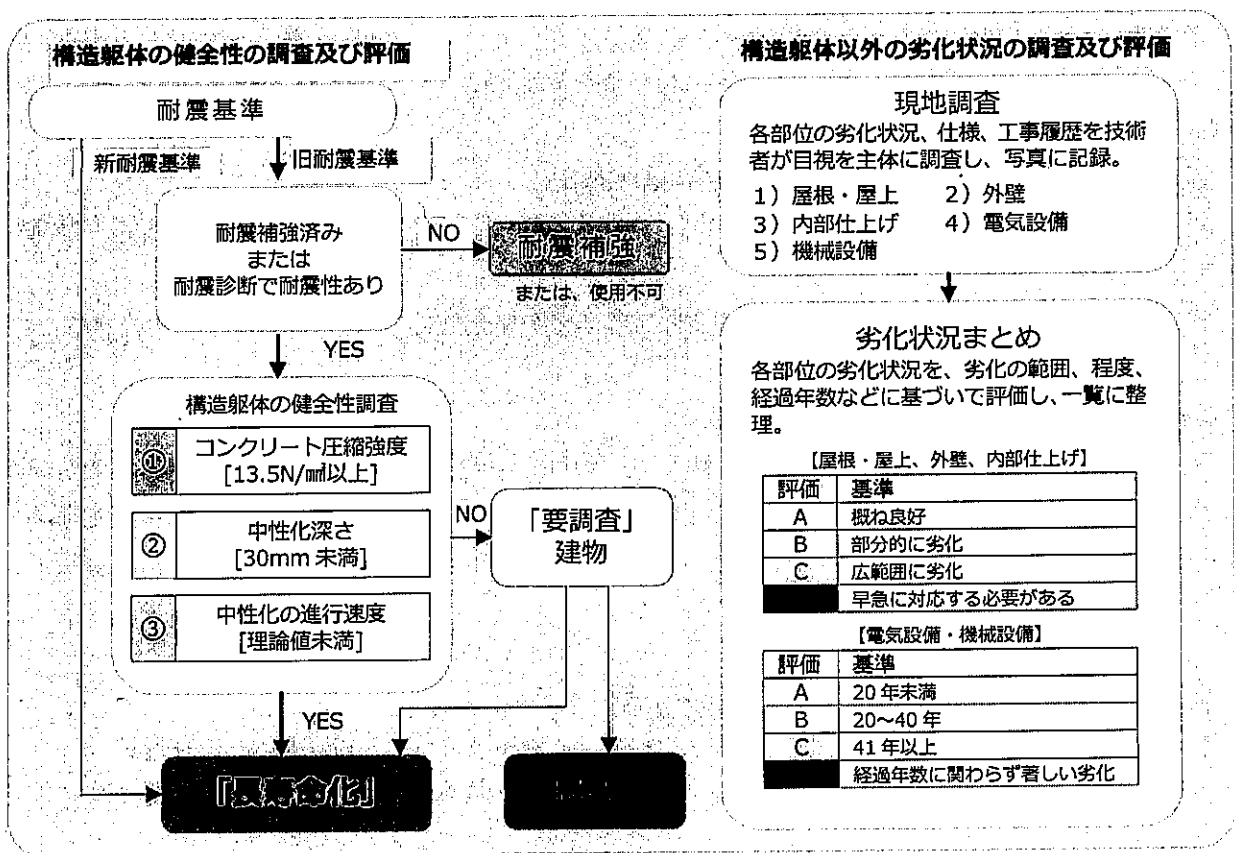
■ 健全性及び劣化状況の調査等

本計画に基づき、田辺小学校の校舎 2 棟と薪幼稚園の園舎 1 棟の長寿命化改修を実施しましたが、その他の学校施設は部分的な改修等にとどまっているため、今後は老朽化への対応が課題となります。

また、体育館についても、校舎と同様に昭和 45 年度（1970）から昭和 59 年度（1984）の整備が大半で、屋根・外壁の損傷や床材の劣化などがみられます。

そのため、構造躯体の健全度調査に加えて、構造躯体以外の劣化状況を把握し、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に長寿命化の可否を判定します。

【長寿命化の判定フロー】



※コンクリート圧縮強度と中性化深さは、複数箇所試験を実施する場合には平均値を用いる。

■ 構造躯体の健全性の調査及び評価

建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期間使用することができますが、施工時の状況やその後の使用状況、立地環境によって使用できる年数が異なります。長寿命化の方針を定めるためには、施設ごとに構造躯体の健全性を評価する必要があります。

【調査対象】

築年数が20年未満の建物と、直近5年間で長寿化改修を実施した建物を除く学校施設を対象とします。

【調査方法】

構造躯体の健全性の評価にあたっては、専門知識を有する技術者が現地調査や材料試験を行った結果を基に判断します。

【評価方法】

構造躯体データのうち、コンクリート圧縮強度とコンクリート中性化深さのデータを用いて、以下の3つの基準により評価を行い、長寿命化に適する建物かどうかを判断します。

① コンクリート圧縮強度（数値が大きいほど強い）

鉄筋コンクリート造で標準的なコンクリートの圧縮強度が 13.5N/mm^2 以上であれば、「長寿命化が可能」と判断します。

コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 未満の建物は長寿命化に適さない可能性があります。

② 中性化深さ（数値が小さいほど健全）

大気中の二酸化炭素がコンクリートに進入し、中性化が内部の鉄筋まで進行すると、鉄筋が腐食しコンクリートと鉄筋の一体性が失われ、建物が本来の力を発揮できず長期間の使用に支障がでるため、中性化の深さがコンクリート表面から鉄筋までの最低限の厚みである 30mm に達していない場合は「長寿命化が可能」と判断します。

③ 中性化の進行速度（数値が小さいほど健全）

中性化の現象は、年数の経過により徐々に進行し、コンクリート表面仕上材の種類やコンクリートの品質が悪ければ、中性化の進行が早くなり鉄筋腐食の可能性が高まるため、建築年数を基に理論式から求められる中性化深さの推定値より調査結果の中性化深さの値が大きければ今後長期的な使用に適さない可能性があります。

【躯体の健全性調査結果】

躯体の健全性の調査結果は以下のとおりです。

30mm 以上の中性化が進んでいる建物と理論値以上に中性化の進行が進んでいる建物の計8棟については、今後長期的な使用に適さない可能性があることから、詳細な調査を実施し、コンクリートの再アルカリ化や不良部材の交換等による躯体の健全化を検討する必要があります。

表 2-2 : 評価結果 (構造躯体の健全性) 1/2

学校名	建物名	構造	建築年度		築年数	①コンクリート 圧縮強度 (N/mm ²)	②中性化 の深さ (mm)	③中性化 の進行 速度	理論式に よる深さ (mm)	評価 結果	
			西暦	和暦							
小学校	大住	校舎 1(中校舎)	RC	1967	S42	58	24.1	1.7	OK	27.0	長寿命化可能
		校舎 2(北校舎)	RC	1973	S48	52	26.5	2.6	OK	26.1	長寿命化可能
		校舎 3(管理棟)	RC	1976	S51	49	30.7	0.5	OK	25.5	長寿命化可能
		校舎 4(南校舎)	RC	1980	S55	45	28.8	1.4	OK	24.7	長寿命化可能
		屋内運動場	RC	1973	S48	52	17.0	2.1	OK	26.9	長寿命化可能
		給食室棟	RC	1976	S51	49	27.9	0.6	OK	26.1	長寿命化可能
	田辺	校舎2	RC	1968	S43	57	19.1	14.3	OK	25.7	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1993	H5	32	20.4	25.1	NG	20.7	要調査
		給食室棟	RC	1978	S53	47	24.5	22.5	OK	25.5	長寿命化可能
	草内	校舎1(南校舎東)	RC	1970	S45	55	23.0	0.0	OK	27.4	長寿命化可能
		校舎2(南校舎中・西)	RC	1980	S55	45	35.5	0.6	OK	29.5	長寿命化可能
		校舎3(中校舎)	RC	1970	S45	55	31.2	8.1	OK	27.4	長寿命化可能
		校舎4(管理棟)	RC	1965	S40	60	24.8	0.0	OK	28.6	長寿命化可能
		校舎5(北校舎)	RC	1975	S50	50	25.7	6.4	OK	26.1	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1981	S56	44	33.0	27.1	NG	24.4	要調査
		給食室棟	RC	1967	S42	58	28.7	6.3	OK	28.1	長寿命化可能
	三山木	校舎1(東校舎西)	RC	1971	S46	54	15.6	1.0	OK	27.1	長寿命化可能
		校舎2(東校舎東)	RC	1972	S47	53	30.4	0.0	OK	26.9	長寿命化可能
		校舎3(東校舎北)	RC	1974	S49	51	20.9	0.0	OK	26.4	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1973	S48	52	22.5	10.9	OK	26.6	長寿命化可能
	普賢寺	校舎1(南校舎)	RC	1973	S48	52	20.9	12.9	OK	26.9	長寿命化可能
		校舎2(管理棟)	RC	1974	S49	51	19.6	3.8	OK	26.4	長寿命化可能
		校舎3(北校舎)	RC	1994	H6	31	28.3	2.9	OK	20.4	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1983	S58	42	36.6	25.4	NG	23.9	要調査
	田辺東	校舎1(北校舎)	RC	1972	S47	53	28.6	0.0	OK	26.9	長寿命化可能
		校舎2(管理棟)	RC	1974	S49	51	22.4	1.8	OK	25.7	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1974	S49	51	14.3	29.4	NG	26.6	要調査
		給食室棟	RC	1972	S47	53	21.5	0.0	OK	27.1	長寿命化可能

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準

表 2-3 : 評価結果 (構造躯体の健全性) 2/2

学校名	建物名	構造	建築年度		築年数	①カラム 圧縮強度 (N/mm ²)	②中性化 の深さ (mm)	③中性化 の進行 状況	理論式に よる深さ (mm)	評価 結果	
			西暦	和暦							
小学校	松井ヶ丘	校舎1	RC	1978	S53	47	28.9	1.6	OK	25.3	長寿命化可能
		校舎2	RC	1997	H9	28	27.1	2.5	OK	18.9	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1978	S53	47	26.1	5.9	OK	25.3	長寿命化可能
		給食室棟	RC	1978	S53	47	37.5	0.0	OK	25.3	長寿命化可能
	新	校舎1(管理棟)	RC	1979	S54	46	21.9	0.9	OK	25.0	長寿命化可能
		校舎2(南校舎)	RC	1979	S54	46	31.0	0.6	OK	24.7	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1979	S54	46	30.2	0.7	OK	25.0	長寿命化可能
		給食室棟	RC	1979	S54	46	30.7	1.4	OK	25.0	長寿命化可能
	桃園	校舎1(南校舎)	RC	1984	S59	41	40.1	15.1	OK	23.9	長寿命化可能
		校舎2(北校舎)	RC	1984	S59	41	41.2	14.4	OK	23.9	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1983	S58	42	38.1	20.1	OK	23.9	長寿命化可能
		給食室棟	RC	1984	S59	41	31.3	23.7	OK	23.9	長寿命化可能
中学校	田辺	校舎1(北校舎)	RC	1975	S50	50	27.1	1.1	OK	26.1	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1975	S50	50	27.5	0.0	OK	26.1	長寿命化可能
	大住	校舎1(南校舎西)	RC	1978	S53	47	36.0	24.6	OK	25.3	長寿命化可能
		校舎2(北校舎)	RC	1978	S53	47	36.1	0.0	OK	25.3	長寿命化可能
		校舎3(管理棟)	RC	1980	S55	45	23.2	3.6	OK	24.7	長寿命化可能
		校舎4(南校舎東)	RC	1983	S58	42	31.9	25.1	NG	23.9	要調査
		校舎5(昇降室棟)	RC	1983	S58	42	35.2	15.0	OK	23.9	長寿命化可能
		屋内運動場1(体育館)	RC	1978	S53	47	29.0	24.6	OK	25.3	長寿命化可能
	培良	校舎1(南校舎)	RC	1982	S57	43	34.4	31.3	NG	24.4	要調査
		校舎2(北校舎)	RC	1982	S57	43	26.4	27.2	NG	24.4	要調査
		部室棟1	RC	1982	S57	43	26.2	29.6	NG	24.4	要調査
		屋内運動場1(体育館)	RC	1982	S57	43	30.3	13.9	OK	24.4	長寿命化可能
幼稚園	三山木	園舎1(管理棟)	RC	1977	S52	48	38.3	0.0	OK	25.5	長寿命化可能
		園舎2(西園舎)	RC	1996	H8	29	33.7	1.3	OK	19.7	長寿命化可能
	普賢寺	園舎1	RC	1999	H11	26	34.4	0.2	OK	18.6	長寿命化可能

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準

■ 構造躯体以外の劣化状況の調査及び評価

建物の性能や機能を維持していく上で必要な構造躯体以外の部位及び設備機器について、現地調査を実施しました。

【調査内容】

① 屋根・屋上

- ・最上階の天井において雨漏りがないか。雨漏りが原因と思われるシミやカビがないか。
- ・屋上防水において、膨れ・剥がれ・破れ・穴開きがないか。
- ・金属屋根において、錆・損傷・腐食がないか。

② 外壁

- ・コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。
- ・室内側において、雨漏りと思われるシミ垂れや塗装の剥がれがないか。
- ・亀裂、浮き、剥離、ひび割れ及び破損がないか。
- ・建具枠、丁番などの腐食、変形、ぐらつきがないか。
- ・窓枠と外壁との隙間に施されているシーリング材に硬化、切れ、剥がれがないか。

③ 内部仕上げ

- ・内部においては、床・壁・天井のコンクリートの亀裂やボード類の浮きや損傷がないか。
- ・天井ボードの落下や床シートの剥がれなどにより安全性が損なわれているところがないか。

④ 電気設備 ⑤ 機械設備

- ・機器や架台に錆・損傷・腐食がないか。
- ・漏水・漏油がないか。
- ・使用水に赤水や異臭がないか。
- ・機器から異音はしていないか。
- ・保守点検や消防の査察などで是正措置等の指摘がないか。

【評価方法】

屋根・屋上、外壁、内部仕上げは目視状況により評価します。一方、電気設備、機械設備については、目視だけでは判断が出来ないため、経過年数を基本に評価します。

目視による評価 【屋根・屋上・外壁・内部仕上げ】	
評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化 (安全面・機能面問題なし)
C	広範囲に劣化 (安全面・機能面に不都合の兆し)
D	早急に対応する必要がある (安全面・機能面に影響が大きい)

経過年数による評価 【電気設備・機械設備】	
評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	41年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化

また、部位別評価をまとめ、100点満点で数値化した健全度を算出します。これは、各部位の評価点にコスト配分を掛けて総和を66で割り加重平均するもので、各施設の劣化状況を相対的に把握する指標となります。

部位の評価点

評価	評価点
A	100点
B	75点
C	40点
D	10点

部位のコスト配分

部位	コスト配分
1. 屋根・屋上	4.2
2. 外壁	14.9
3. 内部仕上げ	21.3
4. 電気設備	9.0
5. 機械設備	16.6
計	66

健全度

$$\text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 66$$

参照：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書」

【劣化状況の評価結果】

現地調査を実施した学校施設の健全度の算定結果は、次のとおりです。

劣化状況調査による棟別の調査結果として、使用頻度の高い校舎に関しては健全度が高い傾向があるものの、給食室棟の劣化や老朽化が見受けられました。

建物の耐久性に関わる屋根・屋上、外壁がDランクとなった3棟を中心とした改修が必要と考えられます。

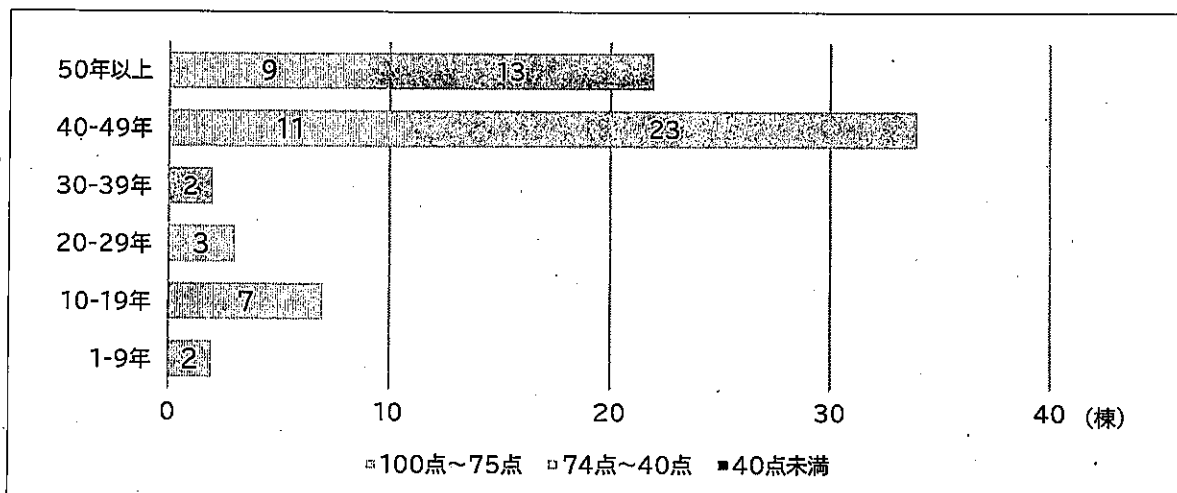


図 2-6：築年別の健全度による評価結果

表 2-4 : 棟別劣化状況の評価結果 1/2

A : 概ね良好 C : 広範囲に劣化
 B : 部分的に劣化 D : 早急に対応する必要がある

通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築 年数	外 観	内 装	内 部 装 飾	機 器 類	電 気 工 程	水 道 工 程	総合 評価 (100点 満点)
						西暦	和暦								
1	大住小学校	校舎 1(中校舎)	RC	2	901	1967	S42	58	C	C	C	B	B	54点	
2	大住小学校	校舎 2(北校舎)	RC	3	1358	1973	S48	52	B	C	C	B	B	55点	
3	大住小学校	校舎 3(管理棟)	RC	3	1856	1976	S51	49	B	B	B	B	B	75点	
4	大住小学校	校舎 4(南校舎)	RC	3	1352	1980	S55	45	B	C	B	A	B	71点	
5	大住小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	668	1973	S48	52	B	C	C	B	B	55点	
6	大住小学校	給食室棟	RC	1	156	1976	S51	49	B	C	B	B	B	67点	
7	田辺小学校	校舎1(本館・北校舎)	RC	2	1742	1959	S34	66	A	A	A	A	A	100点	
8	田辺小学校	校舎2(南校舎)	RC	3	2082	1968	S43	57	B	B	B	B	B	75点	
9	田辺小学校	校舎3(中校舎)	RC	3	737	1978	S53	47	A	A	A	A	A	100点	
10	田辺小学校	校舎4(トイレ棟)	S	2	78	2007	H19	18	B	A	B	B	B	81点	
11	田辺小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	860	1993	H5	32	B	C	B	B	B	67点	
12	田辺小学校	給食室棟	RC	3	196	1978	S53	47	C	C	C	C	C	40点	
13	草内小学校	校舎1(南校舎東)	RC	2	437	1970	S45	55	A	C	B	B	B	69点	
14	草内小学校	校舎2(南校舎中・西)	RC	3	1269	1980	S55	45	A	C	B	A	B	72点	
15	草内小学校	校舎3(中校舎)	RC	2	429	1970	S45	55	C	B	B	B	B	73点	
16	草内小学校	校舎4(管理棟)	RC	1	252	1965	S40	60	C	B	B	B	B	73点	
17	草内小学校	校舎5(北校舎)	RC	3	1226	1975	S50	50	A	C	B	B	B	69点	
18	草内小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	740	1981	S56	44	A	C	A	B	B	77点	
19	草内小学校	給食室棟	RC	1	131	1967	S42	58	B	B	B	C	C	61点	
20	三山木小学校	校舎1(東校舎西)	RC	2	826	1971	S46	54	A	B	B	A	A	86点	
21	三山木小学校	校舎2(東校舎東)	RC	2	1305	1972	S47	53	A	B	A	A	A	94点	
22	三山木小学校	校舎3(東校舎北)	RC	2	680	1974	S49	51	A	B	A	A	A	94点	
23	三山木小学校	校舎4(西校舎)	RC	4	4917	2015	H27	10	B	B	A	A	A	93点	
24	三山木小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	649	1973	S48	52	A	B	A	B	B	85点	
25	三山木小学校	給食室棟	RC	1	425	2015	H27	10	A	B	A	A	A	94点	
26	普賢寺小学校	校舎1(南校舎)	RC	2	693	1973	S48	52	B	C	C	B	B	55点	
27	普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	2	1043	1974	S49	51	B	C	C	B	B	55点	
28	普賢寺小学校	校舎3(北校舎)	RC	2	394	1994	H6	31	A	C	B	B	B	69点	
29	普賢寺小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	631	1983	S58	42	B	B	A	A	B	87点	
30	田辺東小学校	校舎1(北校舎)	RC	3	1179	1972	S47	53	B	B	B	A	A	85点	
31	田辺東小学校	校舎2(管理棟)	RC	4	2168	1974	S49	51	B	B	B	A	A	85点	
32	田辺東小学校	校舎3(中校舎)	RC	3	1183	2010	H22	15	B	B	A	A	A	93点	
33	田辺東小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	808	1974	S49	51	D	D	B	B	B	55点	
34	田辺東小学校	給食室棟	RC	1	144	1972	S47	53	B	C	B	B	B	67点	
35	松井ヶ丘小学校	校舎1(南校舎)	RC	3	2727	1978	S53	47	B	C	C	B	B	55点	

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準



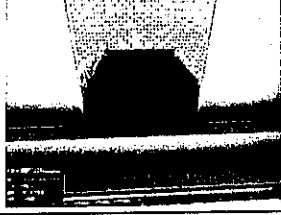

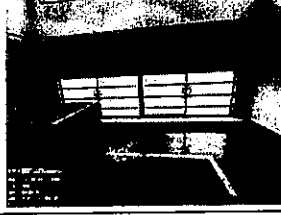



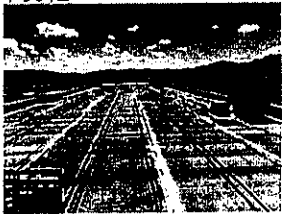


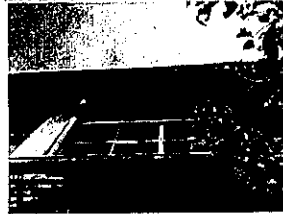
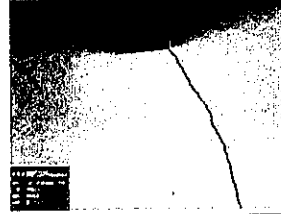
表 2-5 : 棟別劣化状況の評価結果 2/2

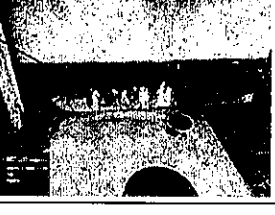
A : 概ね良好
 B : 部分的に劣化
 C : 広範囲に劣化
 D : 早急に対応する必要がある

通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築 年数	1	2	3	4	5	平均 点
						西暦	和暦							
36	松井ヶ丘小学校	校舎2(北校舎)	RC	3	2025	1997	H9	28	A	B	B	B	B	77点
37	松井ヶ丘小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	703	1978	S53	47	B	B	A	B	B	83点
38	松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	1	153	1978	S53	47	B	C	C	B	B	56点
39	薪小学校	校舎1(管理棟)	RC	3	2492	1979	S54	46	D	C	C	B	B	52点
40	薪小学校	校舎2(南校舎)	RC	3	1456	1979	S54	46	B	D	C	B	B	49点
41	薪小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	716	1979	S54	46	B	B	B	A	A	85点
42	薪小学校	給食室棟	RC	1	150	1979	S54	46	B	C	C	B	B	56点
43	桃園小学校	校舎1(南校舎)	RC	3	1995	1984	S59	41	B	C	B	A	B	71点
44	桃園小学校	校舎2(北校舎)	RC	3	2479	1984	S59	41	B	B	B	A	B	78点
45	桃園小学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	717	1983	S58	42	A	B	B	B	B	77点
46	桃園小学校	給食室棟	RC	1	151	1984	S59	41	B	C	B	C	B	62点
47	田辺中学校	校舎1(北校舎)	RC	4	2151	1975	S50	50	B	B	B	A	A	85点
48	田辺中学校	校舎2(南校舎)	RC	3	2645	2010	H22	15	A	B	A	A	A	94点
49	田辺中学校	校舎3(管理棟)	RC	3	1815	2012	H24	13	A	B	A	A	A	94点
50	田辺中学校	部室棟1	RC	2	277	2012	H24	13	A	B	A	A	-	92点
51	田辺中学校	屋内運動場1(体育館)	RC	2	1179	1975	S50	50	A	B	B	B	B	77点
52	大住中学校	校舎1(南校舎西)	RC	4	2059	1978	S53	47	B	C	B	B	B	67点
53	大住中学校	校舎2(北校舎)	RC	4	1687	1978	S53	47	C	C	B	B	B	65点
54	大住中学校	校舎3(管理棟)	RC	4	2509	1980	S55	45	C	C	B	A	B	68点
55	大住中学校	校舎4(南校舎東)	RC	4	796	1983	S58	42	C	C	B	A	B	68点
56	大住中学校	校舎5(昇降室棟)	RC	4	449	1983	S58	42	C	C	C	B	B	54点
57	大住中学校	部室棟1	S	1	118	1978	S53	47	C	C	B	C	-	55点
58	大住中学校	部室棟2	S	1	83	1978	S53	47	C	B	B	C	-	66点
59	大住中学校	屋内運動場1(体育館)	RC	2	1035	1978	S53	47	B	B	B	B	B	75点
60	培良中学校	校舎1(南校舎)	RC	4	2567	1982	S57	43	A	C	B	A	B	72点
61	培良中学校	校舎2(北校舎)	RC	4	2716	1982	S57	43	C	C	B	A	B	68点
62	培良中学校	部室棟1	RC	1	175	1982	S57	43	C	B	B	B	-	72点
63	培良中学校	屋内運動場1(体育館)	RC	1	1070	1982	S57	43	A	B	A	A	A	94点
64	培良中学校	屋内運動場2(柔道場)	S	1	272	1983	S58	42	B	C	B	A	B	71点
65	大住こども園	園舎1	S	2	2377	2022	R4	3	A	A	A	A	A	100点
66	三山木幼稚園	園舎1(管理棟)	RC	1	265	1977	S52	48	B	C	B	B	B	67点
67	三山木幼稚園	園舎2(西園舎)	RC	2	381	1996	H8	29	B	B	A	B	B	83点
68	薪幼稚園	園舎1	RC	2	695	1979	S54	46	A	A	A	A	A	100点
69	普賢寺幼稚園	園舎1	RC	2	491	1999	H11	26	B	B	B	B	B	75点
70	学校給食センター		S	1	2118	2023	R5	2	A	A	A	A	A	100点






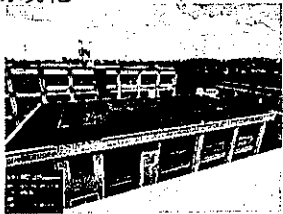
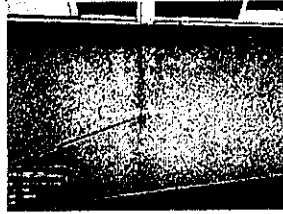
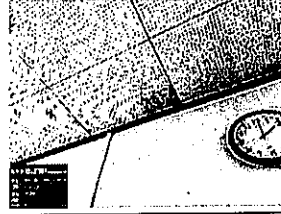
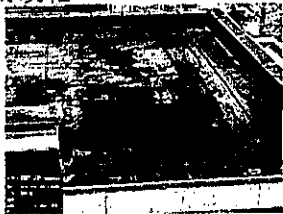
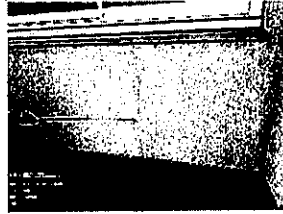

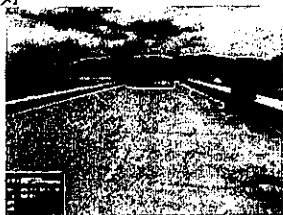
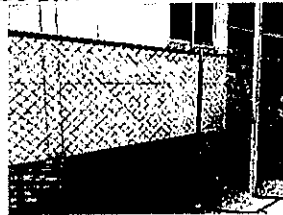

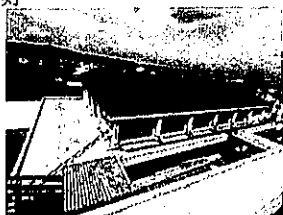


※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準

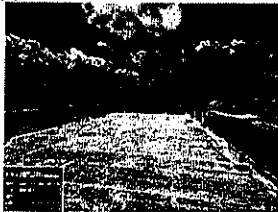
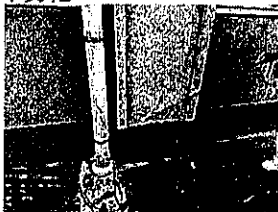





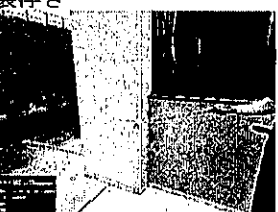

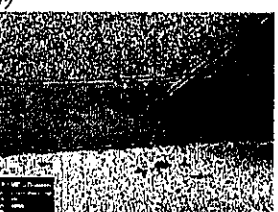
主な部位別劣化状況 (校舎・屋内運動場等)


学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
大住小学校	校舎 1 (中校舎) 建築年度 S42/1967 (築 58 年)	C アスファルトシート経年劣化 	C クラック、広範囲に塗装浮き 	C 天井破損 
	校舎 2 (北校舎) 建築年度 S48/1973 (築 52 年)	B 経年劣化 	C 基礎部クラック 	C 床クラック 
	校舎 3 (管理棟) 建築年度 S51/1976 (築 49 年)	B 経年劣化 	B 外壁クラック 	B 天井浮き 
	校舎 4 (南校舎) 建築年度 S55/1980 (築 45 年)	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 床材劣化 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S48/1973 (築 52 年)	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	C 梁下破損、クラック 

学校名	劣化状況		
	屋根・屋上	外壁	内部仕上
校舎1 (本館・北校舎) 建築年度 S34/1959 (築66年)	A 良好 	A 良好 	A 良好 
	B 経年劣化 	B 軽微なクラック 	B 経年劣化 
校舎3 (中校舎) 建築年度 S53/1978 (築47年)	A 良好 	A 良好 	A 良好 
	B 経年劣化 	A 良好 	B 経年劣化 
屋内運動場1 (体育館) 建築年度 H5/1993 (築32年)	B 経年劣化 	C 外壁クラック、白華現象 	B 経年劣化 



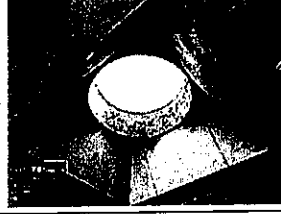

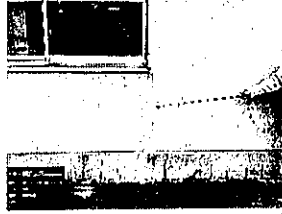

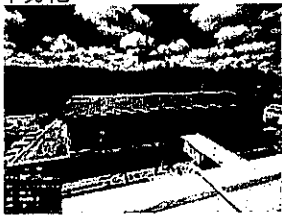
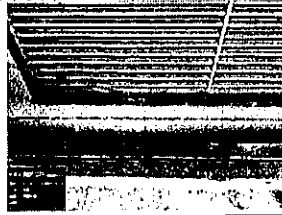

田辺小学校


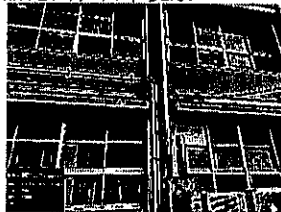





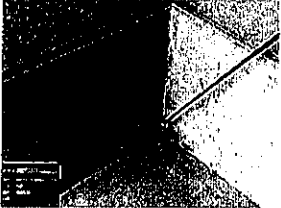
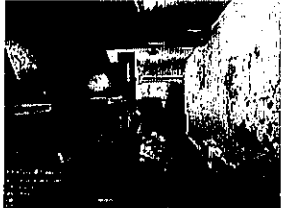
学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
草内小学校	校舎 1 (南校舎東) 建築年度 S45/1970 (築 55 年)	A 良好 	C クラック、外壁破損 	B 経年劣化 
	校舎 2 (南校舎 中・西) 建築年度 S55/1980 (築 45 年)	A 良好 	C クラック、モルタル欠け 	B 経年劣化 
	校舎 3 (中校舎) 建築年度 S45/1970 (築 55 年)	C 防水劣化 	B クラック 	B 経年劣化 
	校舎 4 (管理棟) 建築年度 S40/1965 (築 60 年)	C 防水劣化 	B クラック 	B 経年劣化 
	校舎 5 (北校舎) 建築年度 S50/1975 (築 50 年)	A 良好 	C ALC 割れ 	B 経年劣化 鏡家台 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S56/1981 (築 44 年)	A 良好 	C 鉄筋露出、白華現象 	A 良好 

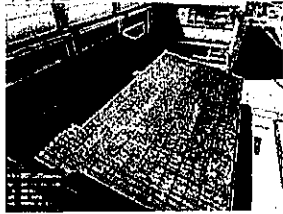
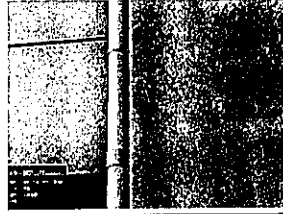

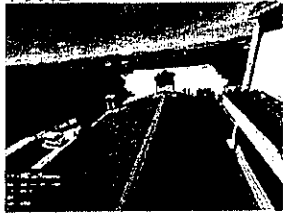


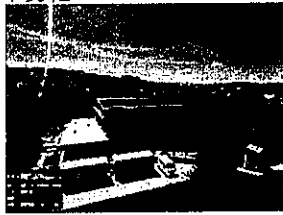
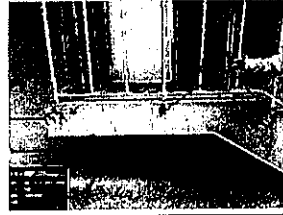
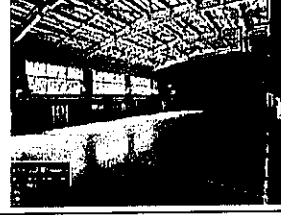
学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上り	
三浦木小学校	校舎 1 (東校舎西) 建築年度 S46/1971 (築 54 年)	A 良好 	B 経年劣化 	B 経年劣化 
	校舎 2 (東校舎東) 建築年度 S47/1972 (築 53 年)	A 良好 	B 塗装浮き 	A 良好 
	校舎 3 (東校舎北) 建築年度 S49/1974 (築 51 年)	A 良好 	B クラック、塗装浮き 	A 良好 
	校舎 4 (西校舎) 建築年度 H27/2015 (築 10 年)	B 経年劣化 	B 塗装浮き 	A 良好 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S48/1973 (築 52 年)	A 良好 	B クラック 	A 良好 

学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
普賢寺小学校	校舎1 (南校舎) 建築年度 S48/1973 (築52年)	B 経年劣化 	C 軒天露出 	C 壁クラック 
	校舎2 (管理棟) 建築年度 S49/1974 (築51年)	B 経年劣化 	C 塗装剥離 	C 壁クラック 
	校舎3 (北校舎) 建築年度 H6/1994 (築31年)	A 良好 	C 屋外階段井大きな亀裂 	B 経年劣化 
	屋内運動場1 (体育館) 建築年度 S58/1983 (築42年)	B 経年劣化 	B 手洗い場クラック 	A 良好 

学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上り	
田辺東小学校	校舎 1 (北校舎) 建築年度 S47/1972 (築 53 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 
	校舎 2 (管理棟) 建築年度 S49/1974 (築 51 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 
	校舎 3 (中校舎) 建築年度 H22/2010 (築 15 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	A 良好 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S49/1974 (築 51 年)	雨漏り 	モルタル欠け、鉄筋露出 	B 経年劣化 




学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
松井ヶ丘小学校	校舎 1 (南校舎) 建築年度 S53/1978 (築 47 年)	B 経年劣化 	C 軒天塗装剥離、劣化 	C 昇降口トップライト劣化 
	校舎 2 (北校舎) 建築年度 H9/1997 (築 28 年)	A 良好 	B 外壁クラック 	B 壁クラック 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S53/1978 (築 47 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	A 良好 

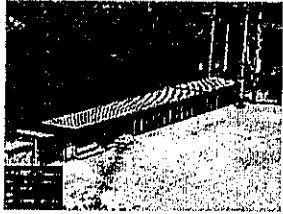


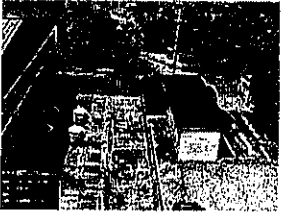


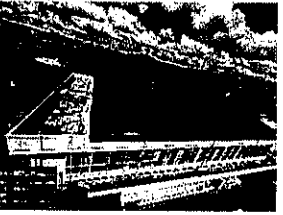

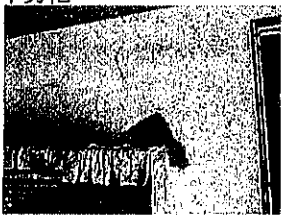
学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
新小學校	校舎 1 (管理棟) 建築年度 S54/1979 (築 46 年)	シート破損、浮き、汚れ 	鉄筋露出、白華現象 	壁クラック 
	校舎 2 (南校舎) 建築年度 S54/1979 (築 46 年)	経年劣化 	鉄筋暴露 	壁塗装剥がれ、床ス 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S54/1979 (築 46 年)	経年劣化 	経年劣化 	塗装剥がれ 

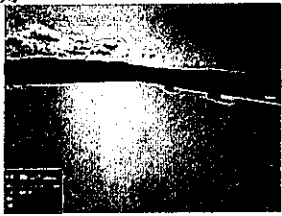
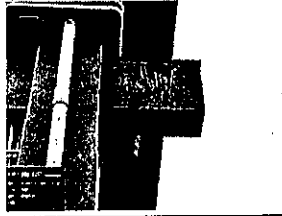
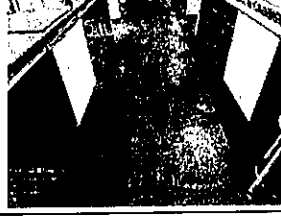
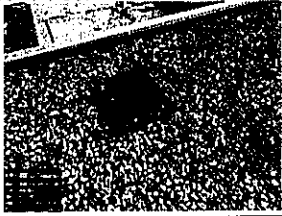

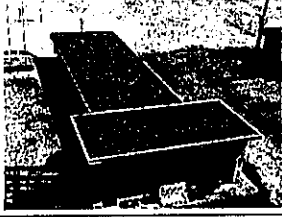





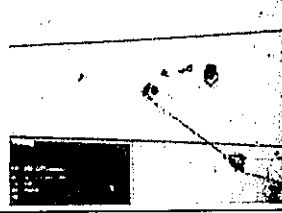
学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
桃園小学校	校舎 1 (南校舎) 建築年度 S59/1984 (築 41 年)	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
	校舎 2 (北校舎) 建築年度 S59/1984 (築 41 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S58/1983 (築 42 年)	A 経年劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 



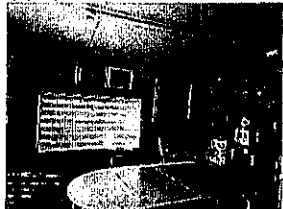
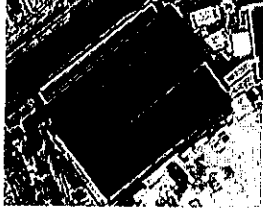
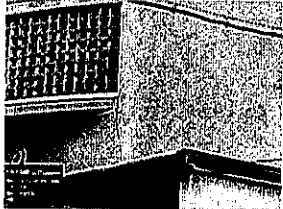

学校名	劣化状況		
	屋根・屋上	外壁	内部仕上
校舎 1 (北校舎) 建築年度 S50/1975 (築 50 年)	B 経年劣化 	B 塗装剥がれ 	B 経年劣化 
校舎 2 (南校舎) 建築年度 H22/2010 (築 15 年)	A 良好 	B チョーキング一部アリ 	A 良好 
校舎 3 (管理棟) 建築年度 H24/2012 (築 13 年)	A 良好 	B 外壁クラック 	A 良好 
部室棟 1 建築年度 H24/2012 (築 13 年)	A 良好 	B 経年劣化 	A 良好 
屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S50/1975 (築 50 年)	A 良好 	B 経年劣化 	B 壁クラック 

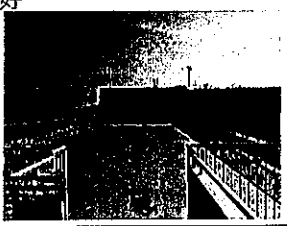


田辺中学校

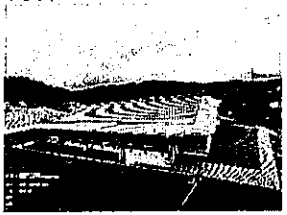


学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
大任中学校	校舎1 (南校舎西) 建築年度 S53/1978 (築47年)	B 経年劣化 	C 屋外階段鉄筋露出、白華現象 	B 経年劣化 
	校舎2 (北校舎) 建築年度 S53/1978 (築47年)	C 苔の発生 	C 鉄筋露出 	B 床破損 
	校舎3 (管理棟) 建築年度 S55/1980 (築45年)	C 苔の発生 	C 階段裏白華現象 	B 経年劣化 
	校舎4 (南校舎東) 建築年度 S58/1983 (築42年)	C ドレン周り防水劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
	校舎5 (昇降室棟) 建築年度 S58/1983 (築42年)	C 苔が発生 	C 昇降口庇漏水痕 	C 階段部床、幅木劣化 


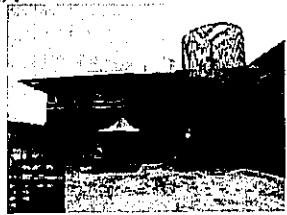

学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上り	
大田高等学校	部室棟 1 建築年度 S53/1978 (築 47 年)	③ 折板屋根劣化 	③ ガラス窓、コンクリートブロック破損 	B 経年劣化 
	部室棟 2 建築年度 S53/1978 (築 47 年)	③ 折板屋根劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S53/1978 (築 47 年)	B 経年劣化 	B 経年劣化 	B 経年劣化 



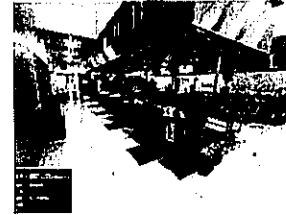
学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	
培良中学校	校舎 1 (南校舎) 建築年度 S57/1982 (築 43 年)	A 良好 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
	校舎 2 (北校舎) 建築年度 S57/1982 (築 43 年)	C 排水不良跡 	C 塗装の劣化が激しい 	B 経年劣化 
	部室棟 1 建築年度 S57/1982 (築 43 年)	C 校舎と同程度の劣化 	B 外壁クラック 	B 経年劣化 
	屋内運動場 1 (体育館) 建築年度 S57/1982 (築 43 年)	A 良好 	B 良好 	A 良好 
	屋内運動場 2 (柔道場) 建築年度 S58/1983 (築 42 年)	B 経年劣化 	C 大きな穴がある 	B 経年劣化 

学校名	劣化状況			
	屋根・屋上	外壁	内部仕上り	
三山木幼稚園	園舎 1 (管理棟) 建築年度 S52/1977 (築 48 年)	B 経年劣化 	C 軒天鉄筋露出 	B 経年劣化 
	園舎 2 (西園舎) 建築年度 H8/1996 (築 29 年)	B 経年劣化 	B 軽微なクラック数箇所 	A 良好 

学校名		劣化状況		
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
薪幼稚園	園舎1 (管理棟) 建築年度 S54/1979 (築46年)	A	A	A
		良好 	良好 	良好 

学校名		劣化状況		
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
普賢寺幼稚園	園舎1 (園舎1) 建築年度 H11/1999 (築26年)	B	B	B
		経年劣化 	クラック 	経年劣化 

学校名		劣化状況		
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
大住こども園	園舎1 (園舎1) 建築年度 R4/2022 (築3年)	A	A	A
		良好 	良好 	良好 

学校名		劣化状況		
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
学校給食センター	学校給食センター 建築年度 R5/2023 (築2年)	A	A	A
		良好 	良好 	良好 

(4) 学校付属施設について

■ 小学校給食施設

小学校の給食施設 9 棟のうち、建築後 40 年以上経過している給食施設は 8 棟で約 89%を占めており、50 年以上経過している給食施設は 3 棟となっています。

学校給食における衛生管理を徹底するため「学校給食衛生管理基準（平成 21 年（2009）文部科学省告示第 64 号）」が定められていますが、大半の給食施設は同基準が定められる前に整備されていることから、老朽化対策を含めた今後の給食施設整備の方向性を検討する必要があります。

表 2-6：小学校給食施設の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	備考
大住小学校	給食室棟	RC	S51(1976)	49	156	
田辺小学校	給食室棟	RC	S53(1978)	47	196	
草内小学校	給食室棟	RC	S42(1967)	58	131	
三山木小学校	給食室棟	RC	H27(2015)	10	425	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49(1974)	51	1,043	うち給食室137㎡
田辺東小学校	給食室棟	RC	S47(1972)	53	144	
松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	S53(1978)	47	153	
薪小学校	給食室棟	RC	S54(1979)	46	150	
桃園小学校	給食室棟	RC	S59(1984)	41	151	

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準

表 2-7：学校給食衛生管理基準適合状況

学校・施設名	建築年度	調理食数 (食)	ドライシステム	作業区域区分	3槽シンク
大住小学校	S51(1976)	233	×	×	×
田辺小学校	S53(1978)	674	×	×	×
草内小学校	S42(1967)	328	×	×	×
三山木小学校	H27(2015)	1,194	○	○	○
普賢寺小学校	S49(1974)	117	×	×	×
田辺東小学校	S47(1972)	161	×	×	×
松井ヶ丘小学校	S53(1978)	626	×	×	×
薪小学校	S54(1979)	629	×	×	×
桃園小学校	S59(1984)	440	×	×	×
学校給食センター	R5(2023)	2,063	○	○	○

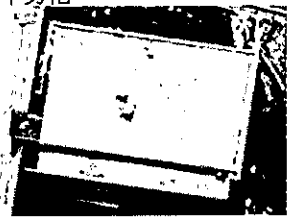
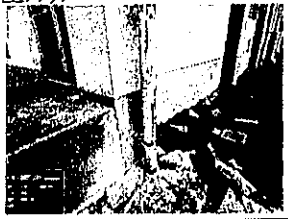



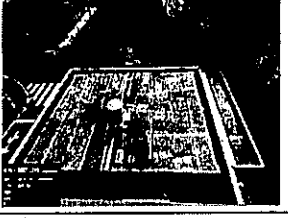
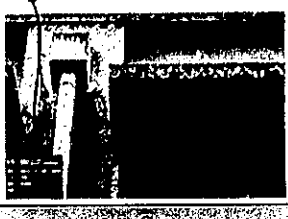
※調理食数は令和7年(2025年)5月1日現在の児童生徒数・教職員数の合計としている。




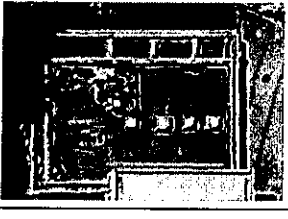


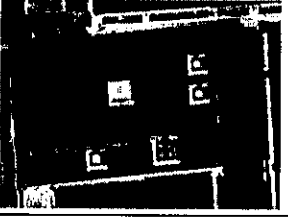






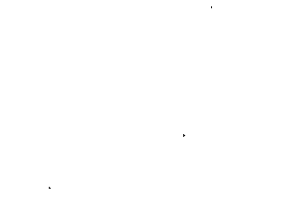
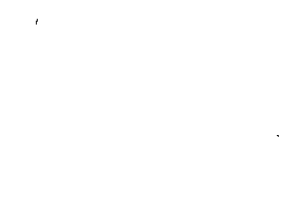

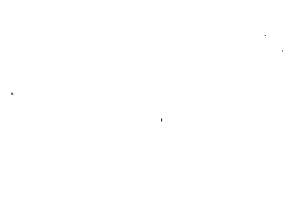

※ドライシステムを導入していない学校はドライ運用（ドライシステムと同様に調理場の床を乾かした状態で使用）を行っている。

※作業区域区分は、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分しているものを○としている。

※3槽シンクは、「加熱調理用食品」「非加熱調理用食品」「器具洗浄」に用いるシンクを別々に設置しているものを○としている。

■ 主な部位別劣化状況 (小学校給食施設)

学校名		劣化状況		
		屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
大住小学校	給食室棟 建築年度 S51/1976 (築49年)	B 経年劣化 	C 外壁クラック 	B 壁クラック 
		C 経年劣化 	C クラック、塗装剥離 	C 壁クラック 
草内小学校	給食室棟 建築年度 S42/1967 (築58年)	B 経年劣化 	B 軽微なクラック 	B 経年劣化 
		A 良好 	B クラック、塗装浮き 	A 良好 
普賢寺小学校	校舎2 (管理棟) 建築年度 S49/1974 (築51年) うち給食室 137㎡	B 経年劣化 	C 塗装剥離 	C 壁クラック 
		B 経年劣化 	C 軒天鉄筋露出 	B 経年劣化 

学校名	劣化状況		
	屋根・屋上	外壁	内部仕上り
松井小学 給食室棟 建築年度 S53/1978 (築47年)	B 経年劣化 	C 軒天劣化、鉄筋露出 	C 塗装剥離、基礎部が垂れ 
	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	C 床外れ破損、天井が 
新小 給食室棟 建築年度 S54/1979 (築46年)	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
水園小学 給食室棟 建築年度 S59/1984 (築41年)	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 
	B 経年劣化 	C 鉄筋露出 	B 経年劣化 

■ 小学校プール施設

小学校のプール施設 10 面のうち、建築後 40 年以上経過しているプール施設は 9 面で 90%を占めており、50 年以上経過しているプール施設は 6 面となっています。

小学校の水泳授業は、プール施設の更新だけでなく、屋外施設のため天候や気温に左右されて授業時間数の確保が困難であったほか、清掃や維持管理が教職員の負担となっていました。

そのため、2 年間の試行を経て、令和 6 年度（2024）から民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施しています。

今後、小学校のプール施設は廃止されることから、跡地活用の前提となる施設の解体撤去を進める必要があります。

表 2-8：学校プール施設の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積 (㎡)	備考
大住小学校	プール及び付属室	S	S42(1967)	58	21	廃止予定
田辺小学校	プール及び付属室	S	S40(1965)	60	21	廃止予定
草内小学校	プール及び付属室	S	S43(1968)	57	21	廃止予定
三山木小学校	プール及び付属室	RC	S40(1965)	60	21	廃止予定
	プール及び付属室	RC	H28(2016)	9	141	廃止予定
普賢寺小学校	プール及び付属室	S	S41(1966)	59	21	廃止予定
田辺東小学校	プール及び付属室	RC	S50(1975)	50	32	廃止予定
松井ヶ丘小学校	プール及び付属室	RC	S54(1979)	46	80	廃止予定
薪小学校	プール及び付属室	RC	S54(1979)	46	74	廃止予定
桃園小学校	プール及び付属室	RC	S58(1983)	42	74	廃止予定

※構造はRC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造
 ※築年数は令和7年度(2025)基準
 ※延床面積は付属室の面積

2-3. 教育予算の状況

本市の教育予算は約30～40億円程度で推移していましたが、令和5年度(2023)は学校給食センターの整備のほか田辺小学校の長寿命化改修の実施等により約70億円を計上し、歳出の20%超を占めました。

施設や設備の老朽化を背景に、修繕費が継続的に増加傾向にあり、今後の大きな課題となっています。

■ 教育財政

表 2-9 : 一般会計当初予算

(単位:千円、%)

区分	令和2年度(2020)		令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)		令和6年度(2024)	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
議会費	239,853	1.0	238,167	0.9	238,922	0.8	229,487	0.7	245,937	0.8
総務費	2,476,429	9.9	2,609,990	9.8	2,900,467	10.0	4,064,217	12.5	2,986,508	9.3
民生費	10,806,516	43.1	10,918,874	41.0	11,353,954	39.1	11,789,734	36.3	13,214,379	41.3
衛生費	1,865,117	7.4	2,534,801	9.5	3,079,309	10.6	2,194,072	6.7	2,462,120	7.7
労働費	9,959	0.0	9,630	0.0	8,770	0.0	11,830	0.0	13,276	0.0
農林水産事業	433,910	1.7	407,352	1.5	437,725	1.5	507,176	1.6	585,781	1.8
商工費	172,672	0.7	183,491	0.7	252,001	0.9	207,617	0.6	256,659	0.8
土木費	2,384,727	9.5	3,025,378	11.4	2,931,066	10.1	2,543,277	7.8	3,282,420	10.3
消防費	1,506,970	6.0	1,353,223	5.1	1,648,560	5.7	1,570,652	4.8	2,192,013	6.9
教育費	2,936,223	11.7	3,107,154	11.7	3,944,756	13.6	7,061,964	21.7	4,415,375	13.8
公債費	2,192,592	8.7	2,181,904	8.2	2,234,454	7.7	2,289,968	7.0	2,295,496	7.2
諸支出金	32	0.0	36	0.0	16	0.0	6	0.0	36	0.0
予備費	35,000	0.1	40,000	0.2	40,000	0.1	40,000	0.1	40,000	0.1
合計	25,060,000	100.0	26,610,000	100.0	29,070,000	100.0	32,510,000	100.0	31,990,000	100.0

表 2-10 : 教育費内訳

(単位:千円)

区分	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
教育費	2,936,223	3,107,154	3,944,756	7,061,964	4,415,375
教育総務費	473,449	439,820	486,342	494,284	704,701
小学校費	851,035	769,941	855,327	1,651,609	1,584,840
中学校費	253,028	254,105	355,836	3,405,577	617,139
幼稚園費	837,095	1,071,817	1,654,314	909,599	922,754
社会教育費	521,616	571,471	592,937	600,895	585,941

資料:京田辺市教育委員会「京田辺市の教育」令和6年(2024)版

2-4. 幼稚園・こども園

本市では、これまで、「子育てしやすいまち」を目指す施策を積極的に展開しており、広く就学前教育を保障するため、おおむね小学校毎に市立幼稚園の整備を進めてきました。

しかしながら、就業形態の多様化や幼児教育・保育の無償化などの影響によって園児数が急激に減少する一方で、保育所等の入所希望者の増加が続いています。

そのため、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき、市立幼稚園の再編・集約と市立幼保連携型認定こども園の整備を進めています。

令和4年(2022)に大住幼稚園を全面改築し、北部地域の拠点となる「市立幼保連携型認定こども園 大住こども園」を整備しました。

また、令和7年(2025)には田辺東幼稚園と河原保育所を統合し、中部地域における拠点施設となる「市立幼保連携型認定こども園 河原こども園」としたほか、主要な園舎が耐震基準を満たしていない田辺幼稚園を令和8年(2026)から休園としました。

今後も、令和7年度(2025)に策定した「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づき、松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合や草内幼稚園の民間こども園への統合などを予定しています。

2-5. 学校給食センター

本市では、各学校の敷地内にある給食施設で調理を行う「自校調理方式」により小学校給食を実施してきましたが、中学校給食は未実施でした。

そのため、学校給食センターを整備し、令和6年度(2024)からセンターで調理した給食を各中学校へ配送する「共同調理場方式」で給食を開始しました。

表 2-11 学校給食センターの状況

施設名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
学校給食センター	学校給食センター	S	R5(2023)	1	2,118	

2-6. 将来的な更新コストの試算

学校施設について、令和5年度(2023)と令和6年度(2024)に田辺小学校校舎で実施したような、屋根・屋上、外壁、電気機械設備など一式を更新(フルリニューアル)する長寿命化改修を継続した場合、今後40年間の維持・更新コストは1,001億円(約25億円/年)となります。

直近10年間では326億円(約33億円/年)となり、過去5年間の施設関連経費(約8.1億円/年)と比較して約4倍に相当します。

このような長寿命化改修を継続することは困難であり、対策を検討する必要があります。

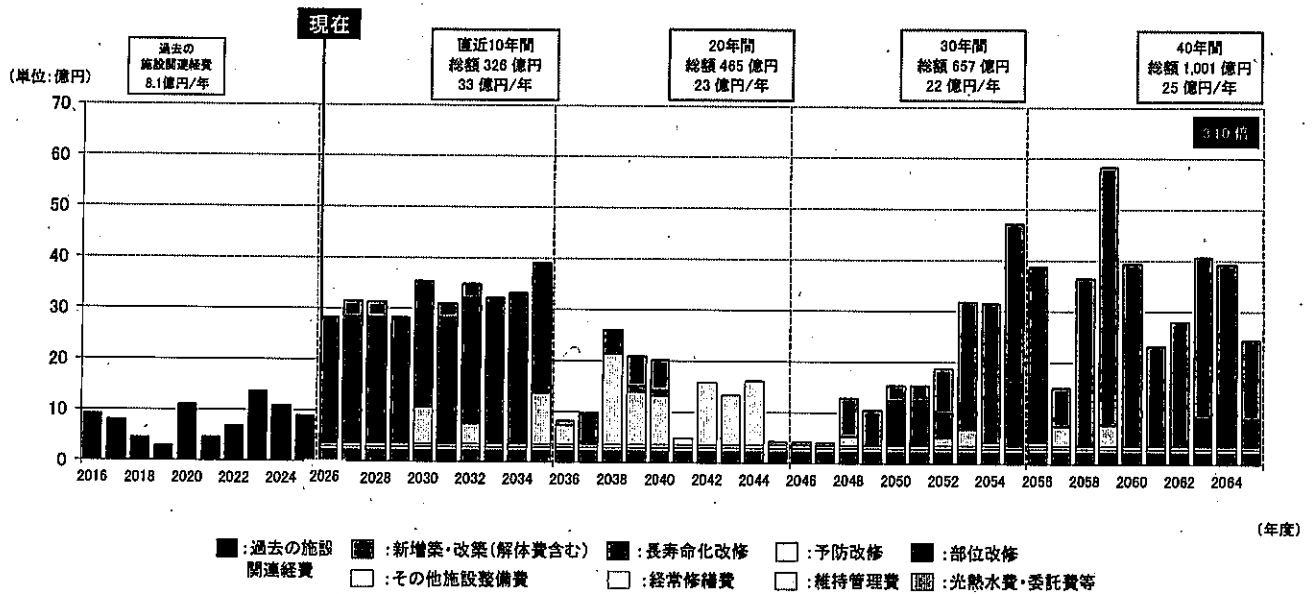


図 2-7：今後の維持・更新コストの試算（長寿命化型）

※「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」付属ソフトによる試算（改築単価：67万5千円/m²）

表 2-12：過去の施設関連経費（参考）

	(千円)				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
施設整備費	212,472	179,191	266,009	866,978	644,678
その他施設整備費	39,145	57,783	38,592	195,649	192,589
維持管理費	70,048	52,405	153,025	92,492	22,325
光熱水費・委託費	158,451	171,614	223,039	214,637	225,020
合計	480,115	460,994	680,665	1,369,756	1,084,611

※その他施設整備費はリース施設費用を計上

第3章. 学校施設の目指すべき姿

■ 学校施設の役割と目指すべき姿について

学校施設の整備を効果的に実施するためには、学校施設の役割や本市の教育方針を踏まえて「目指すべき姿」（目標）を定めることが重要です。

1人1台端末の導入など学校のICT化が進展する中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の更なる充実、多様な学びや交流できる機会を創出する学校づくりが求められています。

また、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるだけでなく、地域住民にとっても生涯学習、文化、スポーツ等の活動の場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすなど防災面での機能も期待されていることから、今後も地域と連携した学校づくりに取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえて、本市における学校施設の目指すべき姿を定めます。

■ 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

- ・タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むためには、他者との対話を通じた学びが有効であることから、ICTを活用しながら、対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- ・多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- ・普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

- ・心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所を整備します。
- ・友達と安心して過ごせる場や、自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

- ・教員以外の人材の活用ができるよう地域住民の活動場所を整備します。
- ・児童生徒の学習と生活の場としての基本的な機能を維持しながら、体育館等の地域開放を進めます。
- ・学校は指定避難所としての役割を担っていることから、災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

- ・児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、空調設備の計画的な更新、照明のLED化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- ・障がいの有無や年齢等の個々の持つ特徴・特性にかかわらず、全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ・地震等の災害に備え躯体の耐震性を維持するとともに、民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

第4章. 学校施設整備の基本的な方針

4-1. 学校規模・学校配置

■ 望ましい学校規模

市立小中学校では、現在、学校間の児童生徒数に偏在が生じていますが、少子化の進展によって、将来的には全ての小中学校で児童生徒数が減少することが見込まれています。

そのため、下記の視点を踏まえ「12学級以上24学級以下」を望ましい学校規模（適正規模）の基準とします。

<望ましい学校規模の視点>

- ・多様な出会いができ、交友関係を広げられる環境とするためクラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

■ 望ましい学校配置

学校の配置については、京田辺市全域の児童生徒数だけに着目して単に数合わせで行うのではなく、地域とのつながりや歴史的経緯に十分に配慮したものとしなければなりません。

そのため、現在の市立小中学校の源流となった「5小1中」をベースに、小学校は旧大住小学校、旧田辺小学校、旧草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校を単位とする5つのブロックごとに、中学校は京田辺市全域を校区としていた旧田辺中学校を単位とする1ブロックで検討し、対策を講じるものとします。

また、幼稚園については、北部・中部・南部の3つの生活圏ごとに拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置した上で、現在市立幼稚園が設置されている小学校区を基本に市立保育所とあわせて再編・集約を進めます。

4-2. 長寿命化改修等

■ 施設保有量の適正化

① 小学校・中学校

施設の需要に見合った適正な保有量の維持が求められる中、少なくとも令和17年度(2035)までは児童生徒数に大きな変化は見込まれていないことから、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

その後は、改めて児童生徒数の推移を精査した上で、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置といった小中一貫教育とあわせ、必要に応じて統廃合を含めた適正化の検討を行うものとします。

② 幼稚園・こども園

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、再編・集約を進めます。

③ 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、学校給食衛生管理基準への適合と施設保有量の適正化を図るため、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

④ 小学校プール施設

小学校プール施設は解体撤去(除却)し、その跡地の活用を図ります。

■ 長寿命化の方針

長寿命化とは、単に老朽化した施設の不具合を修繕するだけでなく、現在の学校に求められる機能や性能水準まで引き上げ、施設を長く使い続けるための総合的な取り組みです。

そのため、長寿命化改修と大規模改造だけでなく「長寿命化対策」「質的整備」「安全対策」といった複数の手法を適切に実施することにより、持続可能な財政運営と両立しながら学校施設の長寿命化を進めます。

なお、老朽化が著しく、長寿命化による対応が困難な施設や、学校の適正配置により新たに必要となる施設等については、改築(建替)や新築(増築)等を実施するものとします。

【長寿命化改修】

建築後40年以上経過した建物について、構造体の耐久性の向上を図るため、屋根・屋上・外壁・内装の更新や省エネルギー化などを一体的に実施するもの。

【大規模改造】

経年により劣化や損傷・故障等が生じた内外装や設備等の機能・性能を回復するため、改修・更新を一体的に実施するもの。

【長寿命化対策】

建物の耐久性を高めるための防水改修、外壁改修、給排水設備更新、電気設備更新を実施するもの。

【質的整備】

多様な教育ニーズや社会的ニーズに対応するための内装整備、空調設備更新、省エネルギー設備整備、トイレのリニューアル、バリアフリー整備、グラウンド環境整備などを実施するもの。

【安全対策】

施設の安全性を確保するための予防修繕、非構造部材の耐震化、その他安全対策を実施するもの。

■ **新しい時代の学びを支える学習環境の整備**

学校施設の長寿命化については、子どもたちの新しい時代の学びを支える学習環境の整備とあわせて実施します。

4-3. 目標使用年数及び改修周期

■ 目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年ですが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、文部科学省の調査研究では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度の確保及び中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度、さらに技術的には100年以上の長寿命化も可能であるとされています。

本計画では「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」に基づき、校舎、体育館等の目標使用年数を以下のとおり設定します。

表 4-1 : 目標使用年数の設定

建物の構造	使用年数
鉄筋コンクリート造 (RC)	80年
鉄骨造 (S)	80年

■ 改修周期の設定

多くの鉄筋コンクリート造の学校施設が建築後40年以上経過している現状を踏まえ、目標使用年数まで安全かつ快適に使用できるよう、施設の老朽化状況に応じて長寿命化対策を順次実施します。

また、空調設備更新などの質的整備は、児童生徒の学習環境に差が生じないように長寿命化対策とは別に可能な限り年次的に順次実施するものとし、安全対策については、各種点検の結果を踏まえて都度必要に応じて実施します。

なお、長寿命化改修は建築後40年以上経過した施設、大規模改造は建築後又は長寿命化改修後20年以上経過した施設について、その後20年以上使用することを前提に実施を検討するものとし、ます。

【その他の施設における改修周期】

・ 部室棟

50年を使用期間の目安とし、25年を経過した施設について外壁等の改修を行います。

・ グラウンド

長年の利用により、砂や土の減少、水はけが悪化していることから勾配修正、保水性改善、排水改善を30年おきに実施します。

4-4. 整備水準

(1) 基本的な整備水準

長寿命化改修工事及び大規模改造工事の基本的な整備水準を以下に示します。

表 4-2 : 基本的な整備水準 1/3

部位		建設当時の代表的な仕様	大規模改造の整備水準 (20年目・60年目)	長寿命化改修工事の整備水準(40年目)	
外部	躯体			躯体の状況に応じた適切な補修 (中性化対策、鉄筋腐食対策等)	
	外壁	下地	モルタル下地 + 塗装 (アクリルリシン)	ひび割れ、浮き、欠損、鉄筋の 発錆等の補修	ひび割れ、浮き、欠損、鉄筋の 発錆等の補修
		タイル仕上		欠損、浮き、剥離、ひび割れの 補修、洗浄	欠損、浮き、剥離、ひび割れの 補修、洗浄
		塗装 仕上		塗り仕上げ改修 (ウレタン系塗料)	塗り仕上げ改修 (ウレタン系塗料)
	屋上	アスファルト防水	かぶせ工法によるシート防水	かぶせ工法によるシート防水	
	屋根	鋼板 屋根	ガルバリウム鋼板	下地処理の上、塗装 (シリコン系又はフッ素系塗料)	葺替え
		瓦屋根	洋瓦等	セメント瓦の場合は下地処理の上、 塗装(シリコン系又はフッ素系塗料)	葺替え
	建具	サッシ	アルミサッシ	動作点検、金物の取替	状況に応じてサッシ更新 動作点検、金物の取替
		ガラス	普通ガラス	複層ガラス	複層ガラス
	その他外部	鉄部塗装	下地処理の上、塗装 (シリコン系又はフッ素系塗料)	下地処理の上、塗装 (シリコン系又はフッ素系塗料)	
内部	各室	間仕切	木製枠+木製戸 鋼製枠+鋼製戸	劣化・損傷状況により 部分改修	鋼製パーテーションに更新
		床	教室内： フローリングタイル 体育館・廊下等： フローリングタイル 長尺塩ビシート	劣化・損傷状況により 部分改修	床仕上げ改修 教室内：フローリングタイル 体育館・廊下等：長尺塩ビシート
		壁	モルタル+塗装	劣化・損傷状況により部分改修	塗替え
		天井	化粧石膏ボード	劣化・損傷状況により部分改修	張替え
	建具	一般 建具	鋼製戸	動作点検、金物の取替	状況に応じて更新 動作点検、金物の取替
		防火戸	防火戸	動作点検、金物の取替	状況に応じて更新 動作点検、金物の取替

表 4-3 : 基本的な整備水準 2/3

部位		建設当時の 代表的な仕様	大規模改修の整備水準 (20年目・60年目)	長寿命化改修工事の 整備水準(40年目)	
設備	電気設備	電灯設備	-	照明等の更新	電気配線・配管等の全面更新
		消防設備	-	自動火災報知設備等の更新	消防設備の全面更新
	給排水設備		-	部分改修	全面更新
	機械設備	空調設備	-	全面更新	全面更新
		昇降機設備	-	部分改修	状況に応じて更新、又は部分改修

表 4-4 : 基本的な整備水準 3/3

安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修（躯体、非構造部材、書棚等の家具） ・防災機能の整備（太陽光発電、備蓄倉庫） ・安全対策（ガラスの飛散防止、コーナークッション） 	
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの整備 ・階段手すりの設置 ・スロープの設置 ・エレベーターの設置 	
生活環境	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ床の乾式化 ・内装の更新 ・洋式便器へ改修
	木質化	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の木質化
	断熱性	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、外壁等の断熱改修 ・複層ガラスの整備
省エネ	衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> ・節水型便器へ改修
	水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓へ改修
	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型空調の導入

※施設別に実施可能な範囲を検討するものとします。

(2) 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

新しい時代の学びを支えるために必要な教室等の整備水準を以下に示します。

表 4-5 : 教室等の整備水準

- ・普通教室のレイアウトや設備の見直し
- ・黒板のホワイトボード化
- ・児童生徒が落ち着くためのスペースの整備
- ・個別スペースや防音設備など児童生徒の特性に応じた環境の整備（特別支援学級・通級指導）
- ・「マルチ・ラーニングルーム」の整備（中学校）
- ・「コモンルーム」の整備
- ・学習・情報センターとしての機能を有する図書室
- ・十分な執務スペースを有する職員室の確保
- ・休憩や打合せ等ができるスペースの整備
- ・ICT が活用できる会議室の整備
- ・校内教育支援センターの設置
- ・相談室や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備
- ・自習スペースの整備（中学校）
- ・児童生徒が気軽に立ち寄ることができるデン空間等の整備
- ・コミュニティ・スクールの活動拠点の整備
- ・更衣室の整備
- ・体育館への大型モニター、ICT 機器の整備
- ・グラウンドへの人工芝等の導入
- ・防犯設備の充実

※施設別に実施可能な範囲を検討するものとします。

4-5. 予防保全型の維持管理

■ 予防保全の方針

施設をできる限り長く使うためには、構造躯体を健全に保つことが重要であり、老朽化による不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微な段階から予防的な修繕を実施する「予防保全」へ転換することが求められています。

そのため、専門業者による日常点検などを含む包括管理業務委託を小中学校だけでなく幼稚園・こども園にも導入し、定期的な点検のサイクルを確立して修繕費の縮減を図るとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習環境を確保していきます。

また、学校施設の定期的・日常的な点検の情報、改修や修繕の履歴情報等の各種情報を適切に記録し更新していくことが必要なことから、以下に示す台帳や点検・報告等の取組により、学校施設情報を収集、管理していくものとし、各データは施設状況に変更が生じた際や改修・修繕等が行われた際に適宜更新します。

表 4-6 : 学校施設情報の記録方法

情報種類	記録方法
学校施設の基本情報	学校施設台帳
学校施設の点検・改修・修繕等の履歴	学校施設工事台帳

第5章. 長寿命化改修等の実施計画

5-1. 実施計画の考え方

■ 実施計画の方針

今後 10 年間は、施設の劣化状況に応じた個々の長寿命化対策と空調設備更新などの質的整備を順次実施します。

質的整備に関しては、令和 9 年（2027）末までに蛍光灯の製造が禁止されることから照明設備の LED 化、耐用年数を迎える教室・保育室等の空調設備の更新、改善要望の多いトイレのリニューアルを計画的・年次的に進めます。

また、老朽化に伴う修繕を確実に実施しながら、包括管理業務委託による専門業者の定期的な点検結果に基づく予防修繕を進めます。

■ 学校附属施設について

① 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

② 小学校プール施設

跡地の活用を推進するため、解体撤去（除却）を順次実施します。

5-2. 実施計画

■ 実施計画

今後 10 年間にける長寿命化の実施計画を以下のとおり定めます。

なお、事業の実施については、今後の社会情勢や市財政状況、点検結果等によって見直すことがあり、毎年度の予算で具体的に示します。

表 5-1：今後 10 年間の実施計画

		令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
長寿命化対策		D ランク部位を解消			順次実施	
質的整備	トイレリニューアル	2 棟程度/年				
	空調設備更新	中学校教室から順次更新				
	照明設備 LED 化	実施				
安全対策		順次実施				
その他		順次実施				

		令和 13 年度 (2031 年度)	令和 14 年度 (2032 年度)	令和 15 年度 (2033 年度)	令和 16 年度 (2034 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
長寿命化対策		順次実施				
質的整備	トイレリニューアル	2 棟程度/年				
	空調設備更新					
	照明設備 LED 化					
安全対策		順次実施				
その他		順次実施				

第6章. 長寿命化計画の運用方針

6-1. 計画の推進体制

本計画については、学校施設を所管する教育委員会を中心に取り組んでいきますが、学校施設が地域交流の場や災害時の避難所としての機能を有すること、また、本市の公共施設の延床面積の約半分を占めることから、全庁的な視点で本計画の着実な推進を図る必要があります。

そのため、本市における全ての公共施設等の情報を管理集約し、部局横断的な施設の適正管理と持続可能な財政運営に取り組むため設置している「京田辺市公共施設マネジメント推進会議」において検討が必要となる事項の調整や計画の進捗確認等を行います。

6-2. 計画の見直し

本計画の対象期間は、令和3年度（2021）から令和38年度（2056）までの36年間という長期にわたる計画であることから、改定から10年を目安として、学校環境の整備に関する具体的方針を示す「京田辺市新しい学校づくりプラン」とあわせて見直しを行います。

ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて計画の見直しを行うものとします。

用語集

あ行

いじかんり 維持管理

建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し保持するため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。

インフラ

インフラとは、インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話等の国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。平成 25 年（2013 年）11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、各インフラの管理者及び当該インフラを所管する国や地方公共団体の各機関は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされている。

あんぜんたいさく 安全対策

安全性を確保するための予防修繕、非構造部材の耐震化など、利用者、従業員、資産などを危険から守るために、施設内で起こり得る事故、災害、犯罪などのリスクを予防・軽減するための総合的な取り組みのこと。

か行

かいちく 改築

老朽化した建物を取り壊し、新しく建て替えること。

かいしゅう 改修

経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図ることや、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。

くたい 躯体

床や壁、梁等の建物の構造を支える骨組のこと。

こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、地方公共団体が保有する全ての公共施設等を対象に中期的な取組の方向性を示した計画。インフラ長寿命化基本計画において策定するとされているインフラ長寿命化計画（行動計画）のうち、地方公共団体が策定するものを「公共施設等総合管理計画」という。

こうきょうしせつ
公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有する全ての公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。

こうしん
更新

既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義ととらえる。

さ行

じごほぜん
事後保全

故障発生の都度、修理を行うこと。(⇨予防保全)

しゅうぜん
修繕

経年劣化した建物の部分を、既存のものとおおむね同じ位置におおむね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復すること。

た行

たいしんきじゆん
耐震基準

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。建築物においては、昭和56年(1981年)5月31日までの建築確認において適用されていた基準を旧耐震基準、以降を新耐震基準という。

たいようねんすう
耐用年数

建物や設備機器を使用する上で予想される使用可能な年数のこと。

ちゅうせいか
中性化

二酸化炭素によって生じる鉄筋コンクリートの劣化のひとつ。コンクリートは主成分がセメントであるため内部がアルカリ性であるが、外部からの炭酸ガスの侵入によって中性になると鋼材の動態被膜が失われ、鉄筋サビの発生とコンクリートのひび割れが生じる。

な行

にんてい えん
認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設のこと。幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活を送る上で支障となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除いた状態や、それらを取り除くことをいう。

や行

よぼうほぜん 予防保全

故障が起こる前に計画的に補修・更新すること。（⇔事後保全）

その他

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術を総合的に表したことば。

そう RC造

鉄筋コンクリートを用いた建築の構造（鉄筋コンクリート造）のこと。英語の Reinforced-Concrete（補強されたコンクリート）の略。

そう S造

建築物の躯体に鉄製や鋼製の部材を用いる建築の構造（鉄骨造）のこと。Steel の略。

京田辺市学校施設長寿命化計画(改定)(素案)の概要

◎計画改定のポイント

- ▶ 計画における「長寿命化」を、現行のフルリニューアルを前提としたものから、建物の状況に応じて部位修繕や機能向上等を適切に実施していくものへと改め、限られた予算の範囲内で対応できるようにします。
- ▶ 小学校給食施設は、現在の給食室について部位修繕等を実施し、今後も衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での施設整備に向けた検討を進めます。
- ▶ 今後 10 年間は、施設の劣化状況に応じた部位修繕等の対策と空調設備更新などの質的整備を順次実施します。

◎改定素案の概要

背景・目的等

1 背景・目的

本計画は、学校施設の維持管理や長寿命化改修等に関する中長期の具体的方針を示すとともに、「新しい学校づくりプラン」と連携し、子どもたちが安全・安心に利用できる施設の実現と教育環境の充実を目的とします。

2 計画の期間

令和 3 年度 (2021) から令和 38 年度 (2056) までの 36 年間とします。

3 計画の対象施設

小学校 (9 校)	大住小学校、田辺小学校、草内小学校、三山木小学校、普賢寺小学校、田辺東小学校、松井ヶ丘小学校、薪小学校、桃園小学校
中学校 (3 校)	田辺中学校、大住中学校、培良中学校
幼稚園 (3 園)	三山木幼稚園、薪幼稚園、普賢寺幼稚園
こども園 (1 園)	大住こども園
給食センター (1 か所)	学校給食センター

※休園又は廃止予定とされている幼稚園等は対象外

1 学校施設の老朽化状況

(1) 躯体の健全性

中性化¹が進行している建物 8 棟については、今後長期的な使用に適さない可能性があります。

→詳細な調査を実施し、コンクリートの再アルカリ化等による躯体の健全化を検討

(2) 構造躯体以外の劣化状況

使用頻度の高い校舎に関しては健全度が高い傾向があるものの、給食室棟の劣化や老朽化が見受けられました。

→建物の耐久性に関わる屋根・屋上、外壁がDランク²となった 3 棟を中心とした改修

(3) 学校附属施設について

小学校の給食施設 9 棟のうち、建築後 40 年以上経過している施設は 8 棟で、現在の学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されています。

令和 6 年度 (2024) から民間の屋内施設を活用して水泳授業を実施している小学校のプール施設は今後廃止されます。

→老朽化対策を含めた小学校給食施設整備の方向性の検討

→跡地活用的前提となるプール施設の解体撤去

2 将来的な更新コストの試算

屋根・屋上、外壁、電気機械設備など一式を更新＝フルリニューアルする長寿命化改修を継続した場合、今後 40 年間の維持・更新コストは 1,001 億円 (約 25 億円/年) となります。

このような長寿命化改修を継続することは困難であり、対策を検討する必要があります。

¹ 大気中の二酸化炭素がコンクリートに進入し、中性化が内部の鉄筋まで進行すると建物の使用に支障がでるため、今後長期的な使用に適さない可能性がある。

² 著しく劣化し、早急に対応する必要があるもの。

学校施設の目指すべき姿

- ① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設
- ② ゆとりのある学校施設
- ③ 地域とともにある学校施設
- ④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

学校施設整備の基本的な方針

1 長寿命化改修等

(1) 施設保有量の適正化

■小学校・中学校

現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

■幼稚園・こども園

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき再編・集約を進めます。

■小学校給食施設

現在の給食室について長寿命化対策等を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での施設整備に向けた検討を進めます。

■小学校プール施設

解体撤去（除却）し、その跡地の活用を図ります。

(2) 長寿命化の方針

長寿命化改修と大規模改造だけでなく「長寿命化対策」「質的整備」「安全対策」といった手法を適切に実施することにより、持続可能な財政運営と両立しながら学校施設の長寿命化を進めます。

長寿命化改修	構造体の耐久性の向上を図るため、屋根・屋上・外壁・内装の更新や省エネルギー化などを一体的に実施するもの。
大規模改造	経年により劣化や故障等が生じた内外装や設備等の機能・性能を回復するため、改修・更新を一体的に実施するもの。

長寿命化対策	建物の耐久性を高めるための防水改修、外壁改修、給排水設備更新、電気設備更新を実施するもの。
質的整備	多様なニーズに対応するための内装整備、空調設備更新、トイレのリニューアルなどを実施するもの。
安全対策	施設の安全性を確保するための予防修繕、非構造部材の耐震化、その他安全対策を実施するもの。

2 目標使用年数・改修周期

校舎等の目標使用年数を80年とし、目標使用年数まで安全かつ快適に使用できるよう、施設の老朽化状況に応じて長寿命化対策を順次実施します。

また、空調設備更新などの質的整備は、児童生徒の学習環境に差が生じないよう可能な限り年次的に順次実施するものとします。

3 予防保全型の維持管理

不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」から、予防的な修繕を実施する「予防保全」へ転換するため、専門業者による日常点検などを含む包括管理業務委託を小中学校だけでなく幼稚園・こども園にも導入します。

実施計画（令和8年度～令和17年度）

1 実施計画の考え方

- (1) 今後10年間は、施設の劣化状況に応じた個々の長寿命化対策と空調設備更新などの質的整備を順次実施します。
- (2) 質的整備に関しては、照明設備のLED化、空調設備の更新、改善要望の多いトイレのリニューアルを計画的・年次的に進めます。
- (3) 老朽化に伴う修繕を確実に実施しながら、包括管理業務委託による専門業者の定期的な点検結果に基づく予防修繕を進めます。

2 実施計画

		令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
長寿命化対策		D ランク部位を解消			順次実施	
質的整備	トイレリニューアル	2 棟程度/年				
	空調設備更新	中学校教室から順次更新				
	照明設備 LED 化	実施				
安全対策		順次実施				
その他		順次実施				

		令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)	令和 15 年度 (2033)	令和 16 年度 (2034)	令和 17 年度 (2035)
長寿命化対策		順次実施				
質的整備	トイレリニューアル	2 棟程度/年				
	空調設備更新	中学校教室から順次更新				
	照明設備 LED 化					
安全対策		順次実施				
その他		順次実施				

※事業の実施については、市財政状況、点検結果等によって見直すことがあり、毎年度の予算で具体的に示します。

問い合わせ

京田辺市教育委員会学校教育課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺80

TEL：0774-64-1392

FAX：0774-64-1391

E-mail：gakko@city.kyotanabe.lg.jp

協議

京田辺市新しい学校づくりプラン（素案）について

京田辺市新しい学校づくりプラン（素案）について、協議する。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡弘高

（協議理由）

本件は、京田辺市新しい学校づくりプラン（素案）について、協議するものである。

京田辺市新しい学校づくりプラン

～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

(素案)

令和7年12月

京 田 辺 市

目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1-1 趣旨	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画の期間	2
第2章 現状と課題	3
2-1 学校の変遷	3
2-2 学校の配置状況等	4
(1) 学校の配置	4
(2) 通学距離と時間	5
2-3 児童生徒数の推移等	7
(1) 児童生徒数の推移	7
(2) 今後の大規模住宅開発	7
2-4 学校規模	9
(1) 国における区分	9
(2) 小中学校の規模の現状	10
(3) 小規模校・大規模校の課題	11
2-5 新しい時代の学びへの対応	13
(1) 教室などの学習空間	13
(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応	15
(3) 小中一貫教育	17
2-6 学校施設の状況	17
(1) 校舎・屋内運動場	17
(2) 給食施設	20
(3) 小学校プール施設	22
第3章 プランの基本方針	23
3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針	23
(1) 望ましい学校規模	23
(2) 望ましい学校配置	24
(3) 各ブロックについて	26
(4) 適正化の考え方	31
3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針	32
(1) 学校施設の目指すべき姿	32

(2) 教室等の整備水準.....	33
3-3 学校附属施設のあり方に係る基本方針.....	37
(1) 小学校給食施設.....	37
(2) 小学校プール施設.....	41
第4章 前期計画.....	51
4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画.....	51
(1) 旧田辺小学校ブロック.....	51
(2) 三山木小学校ブロック.....	53
(3) 旧田辺中学校ブロック.....	54
4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画.....	56
(1) 教室照明設備のLED化.....	56
(2) 教室空調設備の更新.....	56
(3) トイレのリニューアル.....	56
(4) 教室等の整備.....	56
4-3 学校附属施設に係る計画.....	56
(1) 小学校給食施設.....	56
(2) 小学校プール施設.....	56

第1章 プランの策定にあたって

1-1 趣旨

本市では、昭和40年(1965)代～50年(1975)代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校体制となりました。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる小中学校の学校環境の整備が重要となっています。

京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1人1台端末などICTを活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要です。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、京田辺市教育振興基本計画をはじめとする各計画と連携するとともに、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図るものとします。

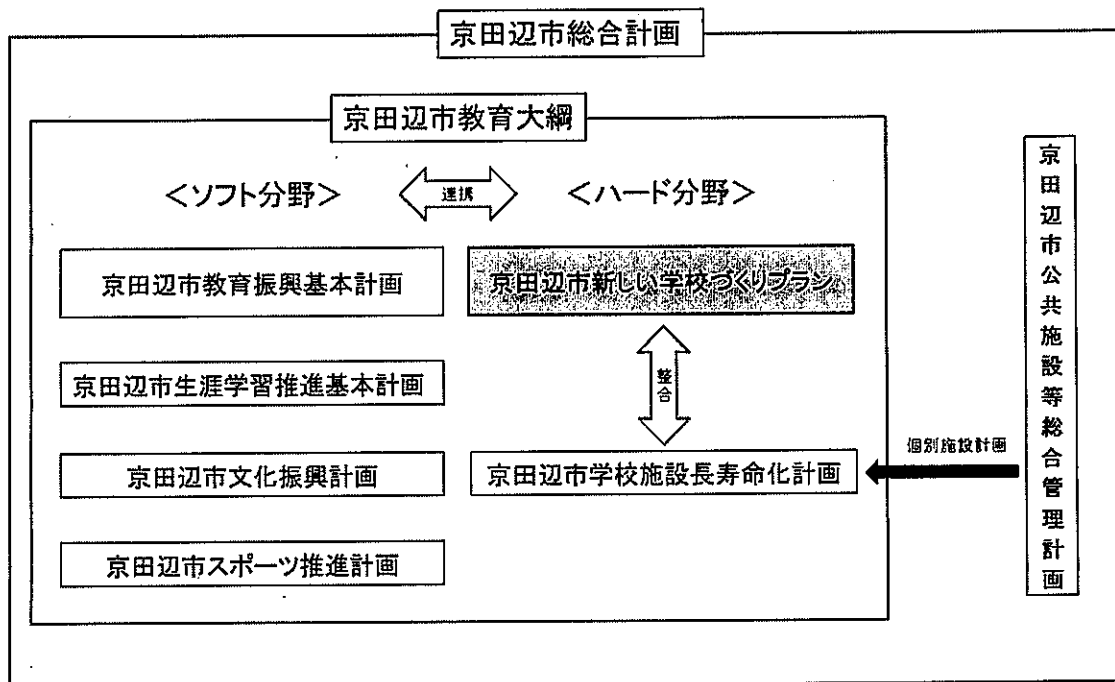


図 1-1 : 計画の位置付け

1-3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

ただし、10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については児童生徒数・学級数の将来推計や国の教育施策の動向、社会情勢の変化などを検証した上で、中間年である令和 18 年(2036)に計画を改定して示すものとします。

第2章 現状と課題

2-1 学校の変遷

明治6年(1873)、前年の学制発布を受け、大住村、田辺村、山本村(三山木地区)、水取村(普賢寺地区)に、明治11年(1878)には草内村にも小学校が設立され、旧村単位で5小学校が設置されました。

昭和22年(1947)には、学校教育法の公布に伴う小学校6年・中学校3年の義務教育制度のもと旧村全体で中学校が設立され、現在の市立小中学校の源流となる「5小1中」が成立しました。

その後、昭和40年代(1965)～50年代(1975)の人口急増期に、この5小1中から松井ヶ丘小学校、桃園小学校、薪小学校、田辺東小学校、大住中学校及び培良中学校の計6校が分離新設され、今日に至っています。

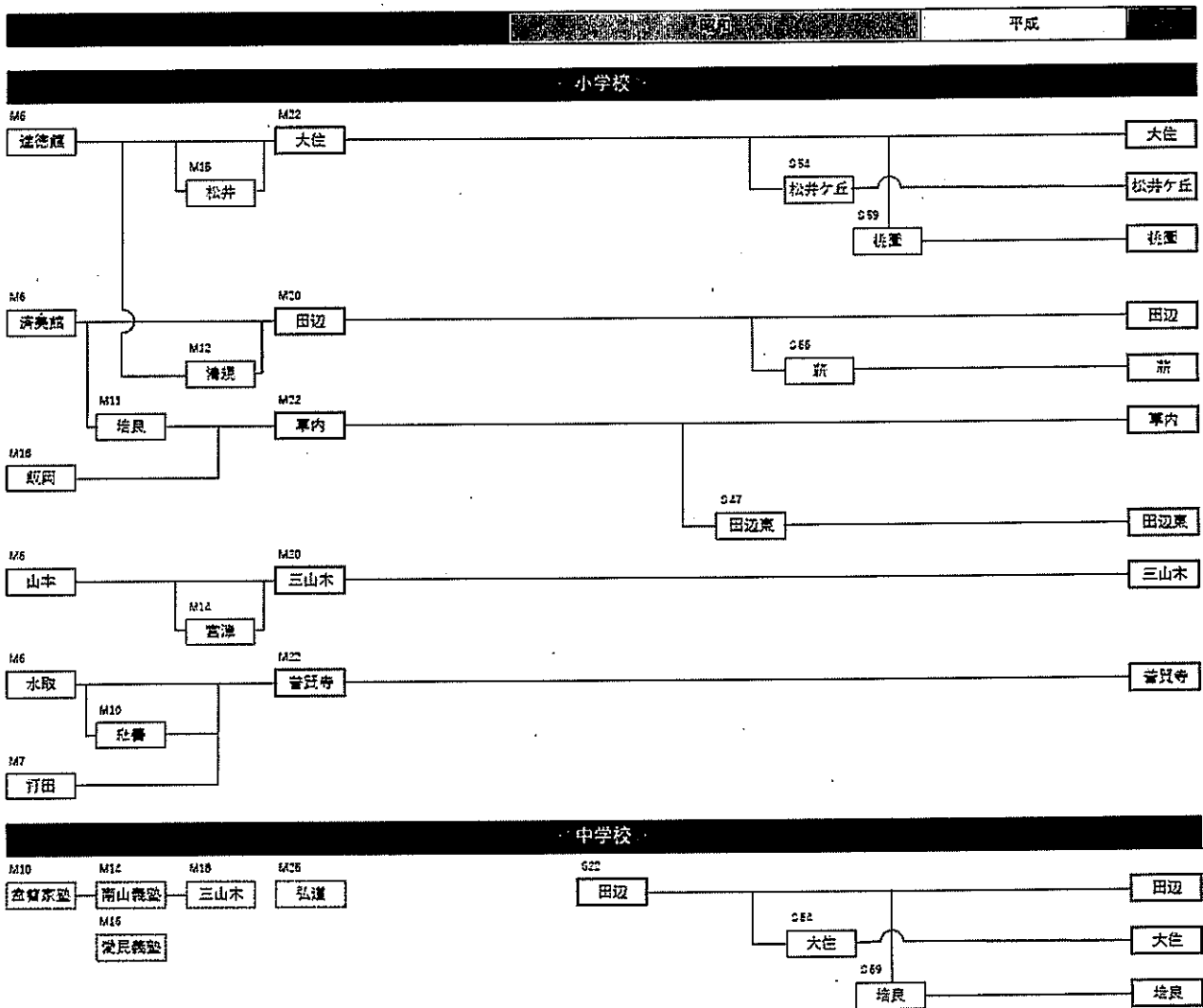


図 2-1 : 小中学校の変遷概要

2-2 学校の配置状況等

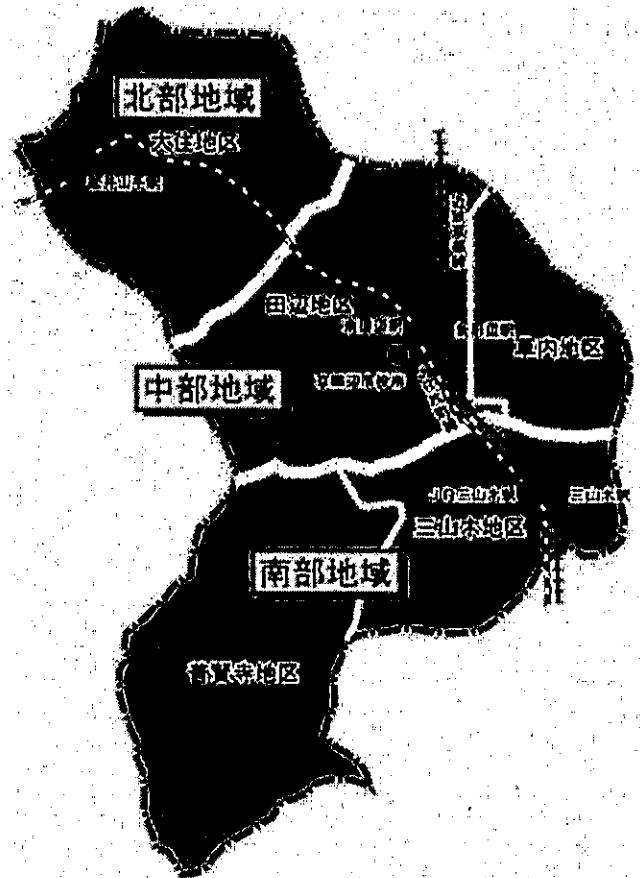
(1) 学校の配置

本市では、東西 5.5 km、南北 10.9 km に広がる市域を北部地域・中部地域・南部地域の 3 つの地域生活圏に分け、それぞれが有する自然や歴史を生かしたまちづくりを進めています。

現在、北部地域には小学校 3 校と中学校 1 校、中部地域には小学校 4 校と中学校 2 校、南部地域には小学校 2 校が配置されています。

表 2-1：三地域の施設数

地域	学校施設	施設数
北部	大住小学校	4
	松井ヶ丘小学校	
	桃園小学校	
	大住中学校	
中部	田辺小学校	6
	草内小学校	
	田辺東小学校	
	薪小学校	
	田辺中学校	
	培良中学校	
南部	三山木小学校	2
	普賢寺小学校	



(2) 通学距離と時間

① 小学校

徒歩による集団登校を実施している小学校の通学距離は概ね 1.5 km 以内、通学時間は概ね 30 分以内となっています。

通学区域（校区）に山間部の集落を含む普賢寺小学校については、通学距離が最長で 3 km 超となっており、通学費の補助やスクールバスの運行による通学支援を行っています。

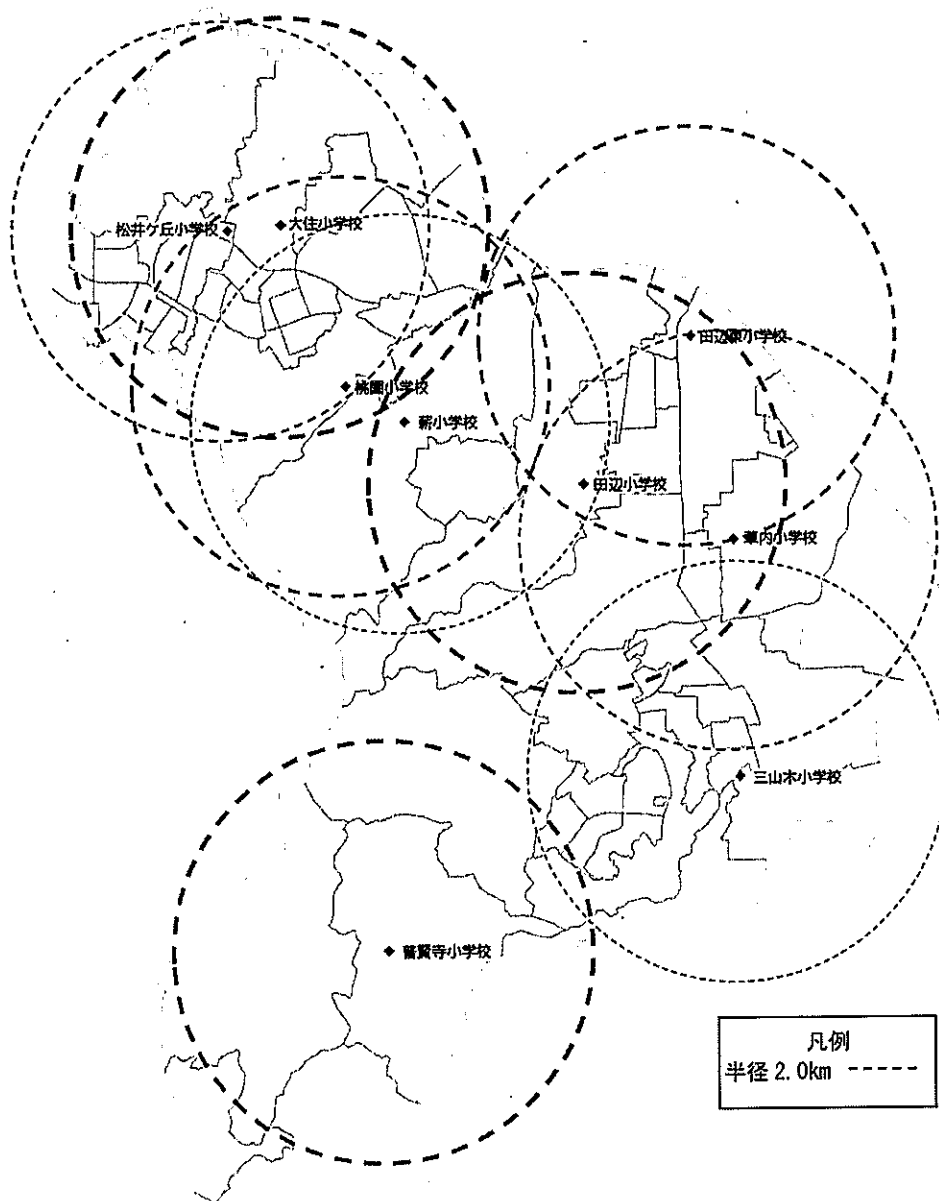


図 2-2 : 小学校の配置

②中学校

中学校の通学距離・時間について、比較的校区が広い田辺中学校は、通学距離が最長で約5kmとなっていますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

大住中学校の通学距離は概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっている一方、通学距離が3km程度となる地域もあります。

培良中学校の通学距離も概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっています。通学距離が3km程度となる地域もありますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

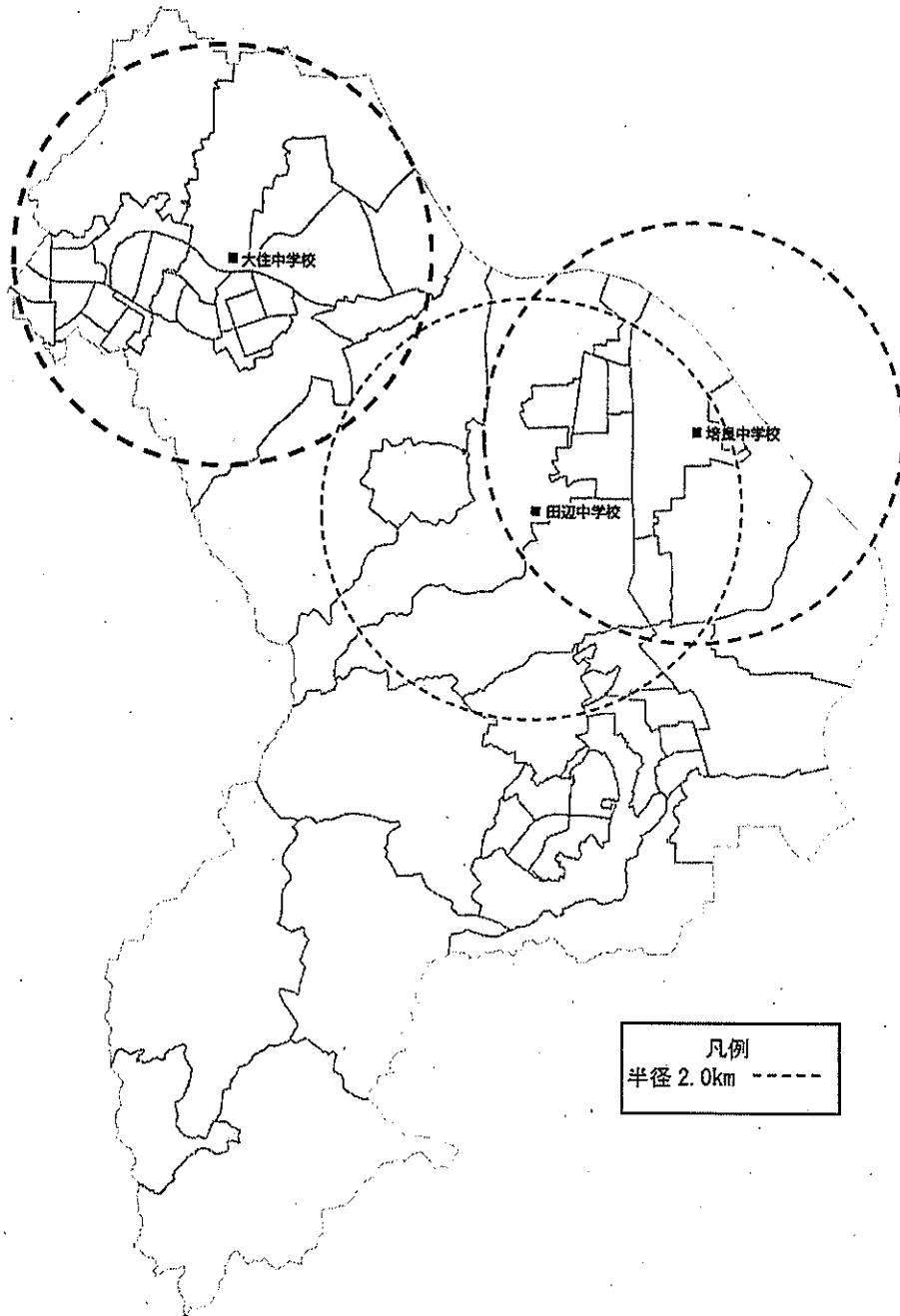


図 2-3 : 中学校の配置

2-3 児童生徒数の推移等

(1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は、昭和40年代(1965)後半から昭和50年代(1975)にかけて急増し、昭和59年度(1984)に7,937人とピークを迎えましたが、その後は一転して急減局面となり、平成10年度(1998)にはピーク時の6割弱の4,666人まで減少しました。

その後は再び増加傾向に転じ、令和7年度(2025)は6,048人となっています。

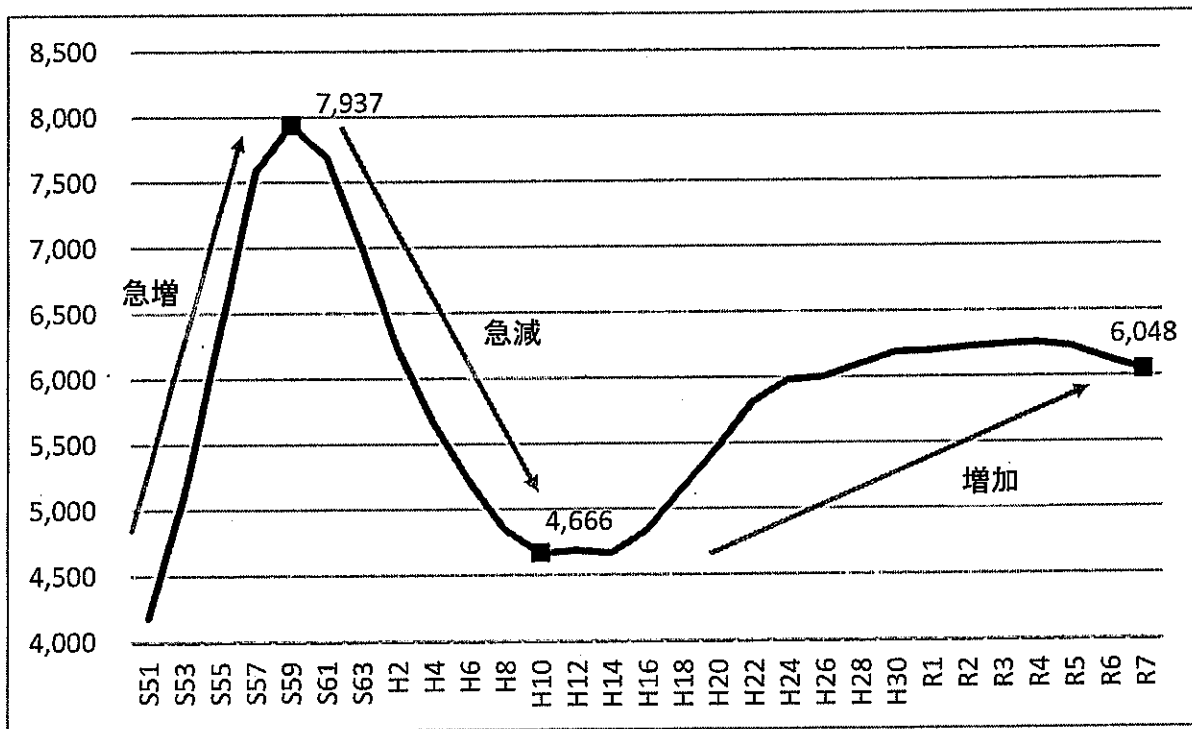


図2-4：児童生徒数の推移

(2) 今後の大規模住宅開発

本市では現在、田辺小学校区・田辺中学校区内の田辺中央北地区において土地区画整理事業に伴う住宅開発が計画されています。

戸建て住宅のほか、200～250戸の大規模共同住宅（マンション）の建築が想定されていることから、田辺小学校及び田辺中学校の児童生徒数に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。

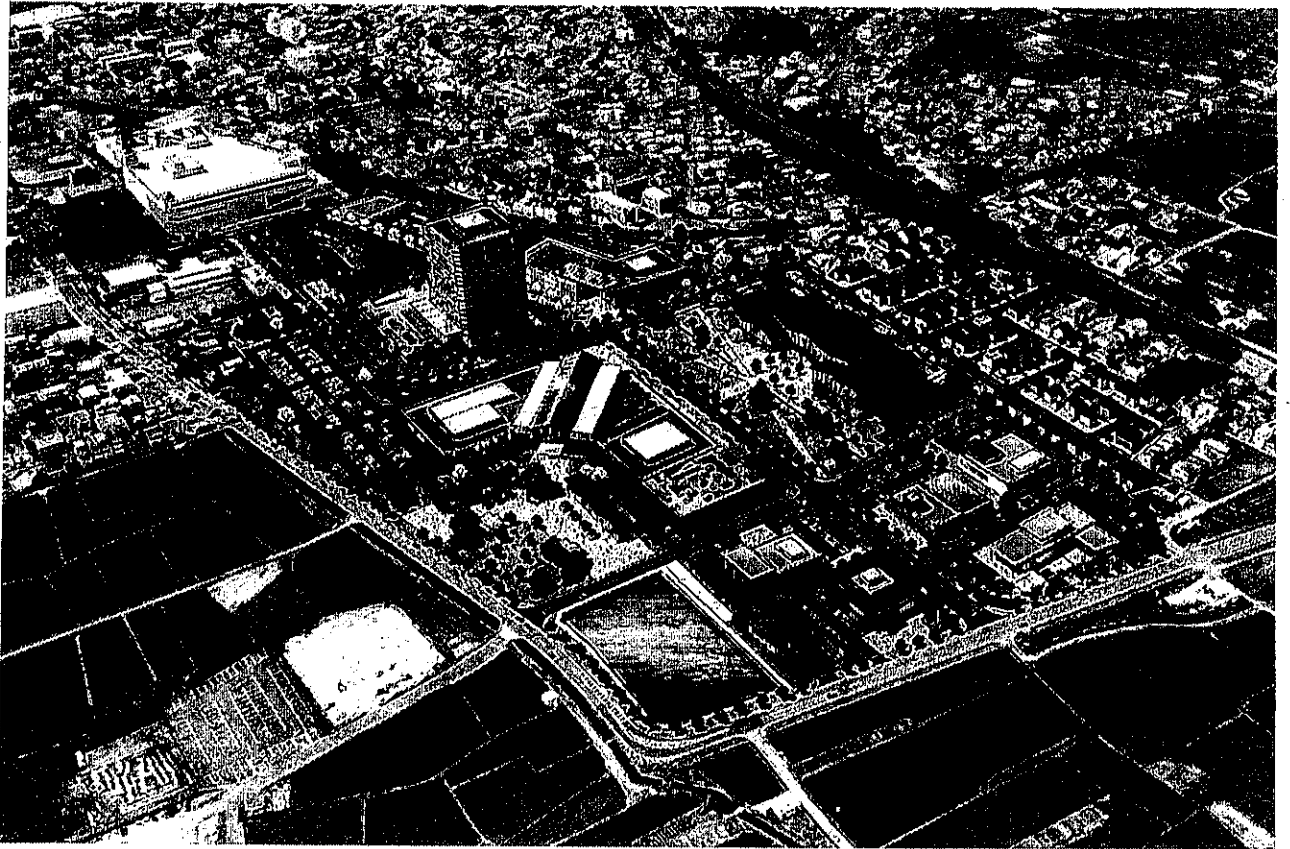


図 2-5 : 田辺中央北地区の整備イメージ

2-4 学校規模

(1) 国における区分

児童生徒がお互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくため、小中学校では一定の集団規模による教育が行われており、学校規模は良好な教育を進めるための重要な要素です。

国においては、学校教育法施行規則等で小中学校ともに学級数が12学級～18学級を学校規模の標準とするとともに、学校を統合する場合は12学級～24学級までを適正な規模の条件としています。

■ 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。※本規定は中学校も準用

■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

表 2-2：学校規模の分類

分類	学級数
過大規模校	31学級～
大規模校	25学級～30学級
適正規模校	12学級～24学級（標準規模：12学級～18学級）
小規模校	6学級～11学級
過小規模校	1～5学級

※適正規模校以外の分類は文部科学省「これからの学校施設づくり」より。
※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。以下同じ。

(2) 小中学校の規模の現状

令和7年度(2025)現在、小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校で、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

なお、小学校の小規模校2校は学年単学級で、クラス替えができない規模です。

表 2-3 : 学校別児童生徒数と学級数

	学校名	児童生徒数	学級数	分類
小学校	大住小学校	213	9	小規模校
	田辺小学校	637	20	適正規模校
	草内小学校	305	12	適正規模校
	三山木小学校	1,123	35	過大規模校
	普賢寺小学校	102	6	小規模校
	田辺東小学校	144	6	小規模校
	松井ヶ丘小学校	589	19	適正規模校
	薪小学校	595	19	適正規模校
	桃園小学校	411	15	適正規模校
中学校	田辺中学校	989	26	大規模校
	大住中学校	646	17	適正規模校
	培良中学校	294	9	小規模校

(令和7年5月1日現在)

(3) 小規模校・大規模校の課題

① 小規模校

小規模校には、「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。」「異学年間の縦の交流が生まれやすい。」「保護者や地域社会との連携が図りやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

表 2-4：小規模校の課題

学習生活面
<ul style="list-style-type: none">● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい。● 運動会などの学校行事や音楽活動等の児童生徒の主体的な集団教育活動に制約が生じやすい。● 中学校に各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。● 人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。● 集団内の性別に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
学校運営面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員数が少ないため、経験、校務分掌などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。● 一人の教員に複数の校務分掌が集中しやすい。● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなる。
その他
<ul style="list-style-type: none">● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

② 大規模校

大規模校には、「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。」「クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。」「PTA 活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

表 2-5：大規模校の課題

学習生活面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員による児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。● 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。● 異学年間の縦の交流が生まれにくい。● 複数の教員が同学年の教科を指導するため、指導と評価の一貫性を図るのが難しくなりやすい。
学校運営面
<ul style="list-style-type: none">● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。● 学年が一体となって活動しにくい。
その他
<ul style="list-style-type: none">● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。● 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。● 校舎（廊下）、運動場、体育館の密度が高くなり怪我の危険性が高まりやすい。

2-5 新しい時代の学びへの対応

(1) 教室などの学習空間

GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の日常的な活用に伴う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、その基盤となる教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

① 教室配置・面積

我が国では、戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和 25 年(1950)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計（以下「標準設計」という。）を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な学校施設が数多く整備されました。

本市においても、今日に至るまでに整備された市立小中学校の全てが片廊下一文字型の教室配置となっています。

また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた 63 m²（幅 7 メートル×長さ 9 メートル）と概ね同規模の 64 m²～68 m²となっています。

普通教室には、現在、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れが置いてあるだけでなく、GIGA スクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、学級規模によっては空間的余裕がない状況が発生しています。

② 特別教室

学校の教室には、普通教室のほか、音楽教室や理科教室、図書室など特別な教科の用途等に供する特別教室があります。

小学校では、全校で理科教室、音楽教室、家庭教室及び図書室が確保されていますが、教室不足により 2 校で図画工作教室が確保できていない状況です。

中学校では、全校で理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、コンピューター教室、図書室及び進路資料・指導室が確保されています。

③ 教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧 JIS 規格（幅 600 mm×奥行 400 mm）で、タブレット端末を使用する際には机の上で教材等を広げることが難しいという課題があります。

なお、中学校で使用されている教室用机は新 JIS 規格（幅 650 mm×奥行 450 mm）となっています。

④ 黒板

従来の黒板はチョークを使用しますが、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘があります。

田辺小学校では、令和 5 年度(2023)からの長寿命化工事にあわせて北・中校舎教室の黒板をホワイトボードに交換し、タブレット端末使用時に映像を写し出すなど ICT を一層活用した学びが可能になりました。

⑤ ICT 環境

GIGA スクール構想のもと、令和 2 年度(2020)から令和 3 年度(2021)にかけて 1 人 1 台端末と大規模通信ネットワークを一体的に整備し、デジタル学習基盤を整えました。

令和 5 年度(2023)には、クラウド環境を有効に活用できるよう授業支援アプリを導入し、児童生徒と教員がタブレット端末で図表や写真、動画を共有しながら授業を進めることができるようになりました。

また、プリントの電子化やスタディ・ログの活用等を進めているほか、AI 学習ドリルを試行導入し、自主学習ができる環境づくりに取り組んでいます。

⑥ 空調設備

本市では、平成 26 年(2014)に児童生徒が日中の大半を過ごす普通教室と特別教室の全てに空調設備を一斉に設置しました（増築工事中であった三山木小学校は平成 28 年(2016)に設置完了）。

設置後 10 年以上が経過し、機器の老朽化が進んでいることから、今後は既存空調設備の更新を計画的に進めていく必要があります。

なお、現在、体育館等には空調設備が設置されていませんが、令和 7 年度(2025)中に全ての小中学校の体育館等に設置する予定です。

⑦ トイレの洋式化等

現在、小中学校のトイレの洋式化率は 76.1%となっています。

令和 4 年度(2022)に新型コロナウイルス対策として洋式トイレの設置を進め、洋式化率は、それまでの 50.0%から大幅に向上しましたが、家庭では洋式トイレが一般的になっていることから、今後も洋式化を進めていく必要があります。

また、大半のトイレが水を流して清掃するタイル張りの床（湿式）で、菌が繁殖しやすくなっているほか、古い配管が臭いの原因にもなっており、抜本的な環境改善が求められています。

⑧ 照明

平成 28 年(2016)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和 9 年(2027)末までに蛍光灯の製造が禁止されます。

小中学校については、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具に不具合が生じた場合に LED 照明への交換を行っているものの、大半の教室が蛍光灯のままとなっており、早急に対応する必要があります。

(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備とともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実が求められています。

① 特別支援教育の現状

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は近年増加傾向にあります。

通級指導¹を受ける情緒障害や ADHD 等の児童生徒も増加しており、本市では令和 7 年度(2025)に全ての小中学校に通級指導教室が設置されました。

また、令和 3 年(2021)の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受けて、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児の受入れ体制を整備しました。

今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、障がいのある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる空間や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの確保が求められています。

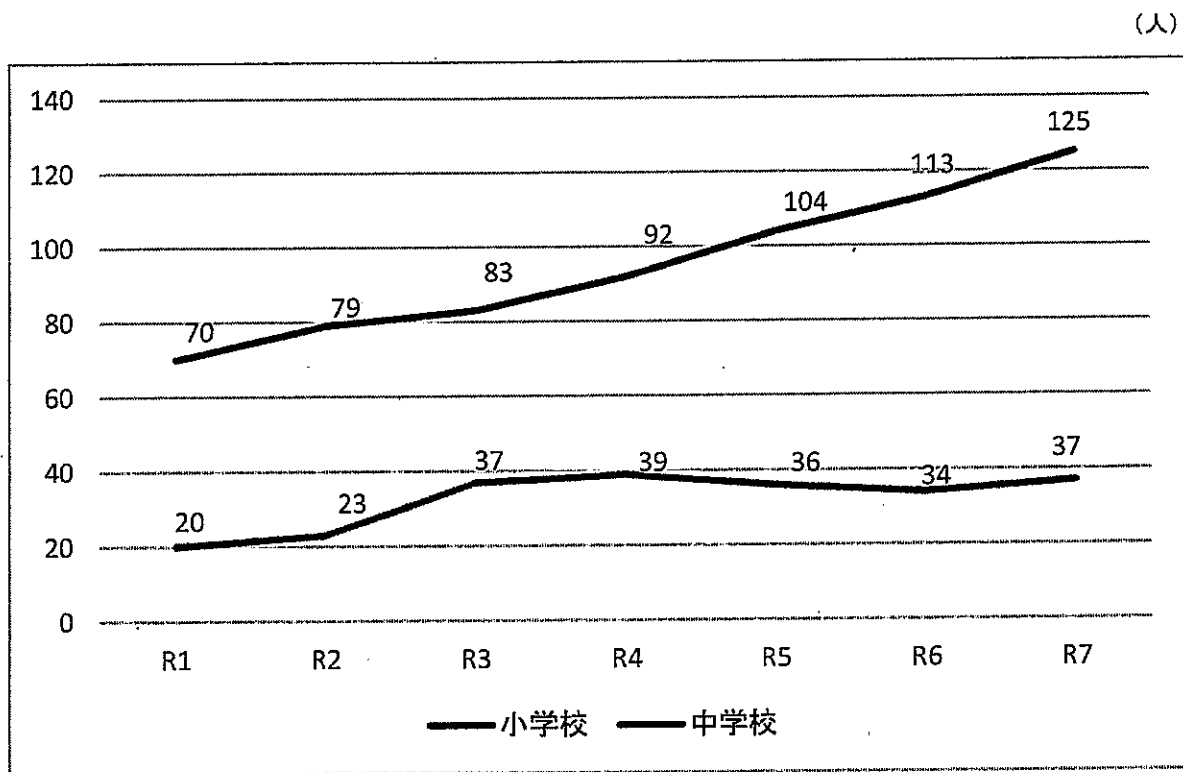


図 2-6 : 特別支援学級の児童生徒数の推移

¹ 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が一部の授業（特別の指導）を別の通級指導教室で受けるもの。

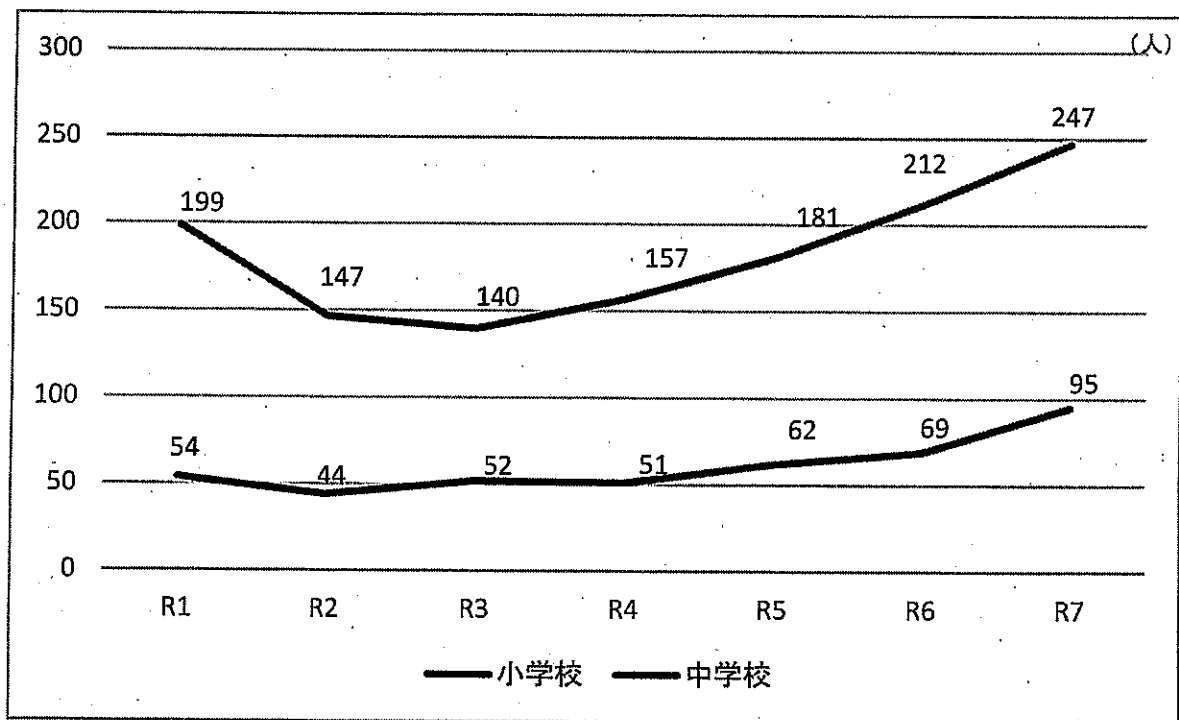


図 2-7：通級による指導を受けている児童生徒数の推移

② バリアフリー化の状況

令和 2 年(2020)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられました。

小中学校施設のバリアフリー化の状況は、現在、スロープ等による段差解消が 100%となっているほか、バリアフリースイレ及びエレベーターの設置率はともに 83.3%（いずれも校舎）となっています。

国では、バリアフリースイレは避難所に指定されている全ての学校、エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備することを目標としており、学校施設のバリアフリー化の一層の推進が必要です。

③ 不登校問題

不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。

本市では、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を令和 5 年(2023)に京田辺市商工会館内で開設するとともに、自分のクラスに入りづらい児童生徒が学校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる「校内教育支援センター」を京都府教育委員会の事業指定を受けて 2 校で設置しています。

今後は、未然防止・早期対応の観点から、臨床心理士の学校への派遣やスクールカウンセラーの配置だけでなく、教育支援センターの充実、校内教育支援センターの更なる設置推進が必要です。

(3) 小中一貫教育

不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない所謂「中1ギャップ」が大きな要因の一つとして挙げられています。

そのため、全国的に小中一貫教育が推進されており、平成28年(2016)の「学校教育法等の一部を改正する法律」等の施行により、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」や、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す「小中一貫型小・中学校」が制度化されました。

本市においても、より良い教育環境の確保と義務教育9年間を見通した継続性のある一貫した教育に取り組んでいくことが求められています。

2-6 学校施設の状況

(1) 校舎・屋内運動場

① 校舎

市立小中学校の校舎（部室棟を含む）43棟のうち、建築後40年以上経過している校舎は35棟で約81%を占めており、50年以上経過している校舎は16棟となっています。

令和3年(2021)3月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、田辺小学校の2棟については長寿命化改修等を実施しました。

表 2-6：小中学校校舎の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	校舎1(中校舎)	RC	S42	58	901	
大住小学校	校舎2(北校舎)	RC	S48	52	1,358	
大住小学校	校舎3(管理棟)	RC	S51	49	1,856	
大住小学校	校舎4(南校舎)	RC	S55	45	1,352	
田辺小学校	校舎1(北校舎)	RC	S34	66	1,742	R5長寿命化
田辺小学校	校舎2(南校舎)	RC	S43	57	2,082	
田辺小学校	校舎3(中校舎)	RC	S53	47	737	R6長寿命化
田辺小学校	校舎4(トイレ棟)	S	H19	18	78	
草内小学校	校舎1(南校舎東)	RC	S45	55	437	
草内小学校	校舎2(南校舎中・西)	RC	S55	45	1,269	
草内小学校	校舎3(中校舎)	RC	S45	55	429	
草内小学校	校舎4(管理棟)	RC	S40	60	252	
草内小学校	校舎5(北校舎)	RC	S50	50	1,226	

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
三山木小学校	校舎1(東校舎西)	RC	S46	54	826	
三山木小学校	校舎2(東校舎東)	RC	S47	53	1,305	
三山木小学校	校舎3(東校舎北)	RC	S49	51	680	
三山木小学校	校舎4(西校舎)	RC	H27	10	4,917	
普賢寺小学校	校舎1(南校舎)	RC	S48	52	693	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	
普賢寺小学校	校舎3(北校舎)	RC	H6	31	394	
田辺東小学校	校舎1(北校舎)	RC	S47	53	1,179	
田辺東小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	2,168	
田辺東小学校	校舎3(中校舎)	RC	H22	15	1,183	
松井ヶ丘小学校	校舎1(南校舎)	RC	S53	47	2,727	
松井ヶ丘小学校	校舎2(北校舎)	RC	H9	28	2,025	
薪小学校	校舎1(管理棟)	RC	S54	46	2,492	
薪小学校	校舎2(南校舎)	RC	S54	46	1,456	
桃園小学校	校舎1(南校舎)	RC	S59	41	1,995	
桃園小学校	校舎2(北校舎)	RC	S59	41	2,479	
田辺中学校	校舎1(北校舎)	RC	S50	50	2,151	
田辺中学校	校舎2(南校舎)	RC	H22	15	2,645	
田辺中学校	校舎3(管理棟)	RC	H24	13	1,815	
田辺中学校	部室棟	RC	H24	13	276	
大住中学校	校舎1(南校舎西)	RC	S53	47	1,727	
大住中学校	校舎2(北校舎)	RC	S53	47	2,019	
大住中学校	校舎3(管理棟)	RC	S55	45	2,509	
大住中学校	校舎4(南校舎東)	RC	S58	42	796	
大住中学校	校舎5(昇降室棟)	RC	S58	42	449	
大住中学校	部室棟1	S	S53	47	118	
大住中学校	部室棟2	S	S53	47	83	
培良中学校	校舎1(南校舎)	RC	S57	43	2,567	
培良中学校	校舎2(北校舎)	RC	S57	43	2,716	
培良中学校	部室棟1	RC	S57	43	175	

※構造は RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造。以下同じ。
 ※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出。以下同じ。

② 屋内運動場

小中学校の屋内運動場（体育館及び柔道場）13棟のうち、建築後40年以上経過している屋内運動場は12棟で約92%を占めており、50年以上経過している屋内運動場は4棟となっています。

京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、薪小学校の体育館については大規模改修を実施しました。

なお、屋内運動場は、校舎とともに避難所に指定されており、災害時には住民等が一時的に滞在する施設となります。

表 2-7 小中学校屋内運動場の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	体育館	RC	S48	52	668	
田辺小学校	体育館	RC	H5	32	860	
草内小学校	体育館	RC	S56	44	740	
三山木小学校	体育館	RC	S48	52	649	
普賢寺小学校	体育館	RC	S58	42	631	
田辺東小学校	体育館	RC	S49	51	808	
松井ヶ丘小学校	体育館	RC	S53	47	703	
薪小学校	体育館	RC	S54	46	716	R5大規模改修
桃園小学校	体育館	RC	S58	42	717	
田辺中学校	体育館	RC	S50	50	1,179	
大住中学校	体育館	RC	S53	47	1,035	
培良中学校	体育館	RC	S57	43	1,070	
培良中学校	柔道場	RC	S58	42	272	

(2) 給食施設

① 京田辺市の学校給食

本市の学校給食は、小学校では学校の敷地内に給食施設（調理場）があることから、当該学校の給食を調理する自校調理方式、中学校では学校給食センターで調理して各校へ配送する共同調理場方式で実施されています。

また、学校給食を効率的かつ効果的に運営することで給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、調理業務、配缶業務、調理器具の洗浄消毒業務等を民間事業者に委託しています。

② 施設

小学校の給食施設9棟のうち、建築後40年以上経過している給食施設は8棟で約89%を占めており、50年以上経過している給食施設は3棟となっています。

令和6年(2024)には、中学校の給食を調理する学校給食センターが開所しました。

表 2-8 小学校給食施設及び学校給食センターの状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	給食室棟	RC	S51	49	156	
田辺小学校	給食室棟	RC	S53	47	164	
草内小学校	給食室棟	RC	S42	58	131	
三山木小学校	給食室棟	RC	H27	10	425	
普賢寺小学校	校舎2(管理棟)	RC	S49	51	1,043	うち給食室 137m ²
田辺東小学校	給食室棟	RC	S47	53	144	
松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	S53	47	153	
薪小学校	給食室棟	RC	S54	46	150	
桃園小学校	給食室棟	RC	S59	41	151	
学校給食センター	学校給食センター	S	R6	1	2,192	

③ 学校給食衛生管理基準への適合

学校給食における衛生管理を徹底するため、施設や設備、調理等に関する「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」が定められています。

しかしながら、本市の給食施設の大半は学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されたため、基準に対応できていません。

表 2-9 学校給食衛生管理基準適合状況

学校・施設名	建築年度	調理食数(食)	ドライシステム	作業区域区分	3槽シンク
大住小学校	S51	233	×	×	×
田辺小学校	S53	674	×	×	×
草内小学校	S42	328	×	×	×
三山木小学校	H27	1,194	○	○	○
普賢寺小学校	S49	117	×	×	×
田辺東小学校	S47	161	×	×	×
松井ヶ丘小学校	S53	626	×	×	×
薪小学校	S54	629	×	×	×
桃園小学校	S59	440	×	×	×
学校給食センター	R6	2,063	○	○	○

※調理食数は令和7年(2025)5月1日現在の児童生徒数・教職員数の合計としている。

※ドライシステムを導入していない学校はドライ運用（ドライシステムと同様に調理場を床を乾かした状態で使用）を行っている。

※作業区域区分は、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分しているものを○としている。

※3槽シンクは、「加熱調理用食品」「非加熱調理用食品」「器具洗浄」に用いるシンクを別々に設置しているものを○としている。

(3) 小学校プール施設

① 小学校の水泳授業

小学校の水泳授業については、これまで小学校敷地内のプール施設において実施してきましたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難であったほか、清掃や維持管理が教職員の負担となっていました。

そのため、2年間の試行を経て、令和6年度(2024)から民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施しています。

② 施設

小学校のプール施設10面のうち、建築後40年以上経過しているプール施設は9面で90%を占めており、50年以上経過しているプール施設は6面となっています。

今後、小学校のプール施設は廃止されるため、その跡地の活用方を検討していく必要があります。

表 2-10 小学校プール施設の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	備考
大住小学校	プール及び付属室	S	S42	58	21	廃止予定
田辺小学校	プール及び付属室	S	S40	60	21	廃止予定
草内小学校	プール及び付属室	S	S43	57	21	廃止予定
三山木小学校	プール及び付属室	RC	S40	60	21	廃止予定
	プール及び付属室	RC	H28	9	141	廃止予定
普賢寺小学校	プール及び付属室	S	S41	59	21	廃止予定
田辺東小学校	プール及び付属室	RC	S50	50	32	廃止予定
松井ヶ丘小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	80	廃止予定
薪小学校	プール及び付属室	RC	S54	46	74	廃止予定
桃園小学校	プール及び付属室	RC	S58	42	74	廃止予定

※構造は RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造

※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出

※延床面積は付属室の面積

第3章 プランの基本方針

3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

市立小中学校では、現在、学校間の児童生徒数に偏在が生じていますが、少子化の進展によって、将来的には全ての小中学校で児童生徒数が減少することが見込まれています。

小規模化が更に進む学校がある一方で、児童生徒数が減少しても適正規模を維持できる学校もあり、教育環境の学校差が極端に大きくなる怖れがあります。

そのため、児童生徒の良好な教育環境を可能な限り確保することができる望ましい学校規模、望ましい学校配置の基本的な考え方を示します。

(1) 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下が標準とされていますが、京田辺市では、下記の視点を踏まえ「12学級以上24学級以下」を望ましい学校規模（適正規模）の基準とします。

ただし、当該基準を一律に適用するのではなく、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しないものとしします。

また、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する前期計画においては、小学校は「6学級以上30学級以下」、中学校は「9学級以上30学級以下」まで許容するものとしします。

【望ましい学校規模の視点】

- ・多様な出会いができ、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

表 3-1 学校規模の基準

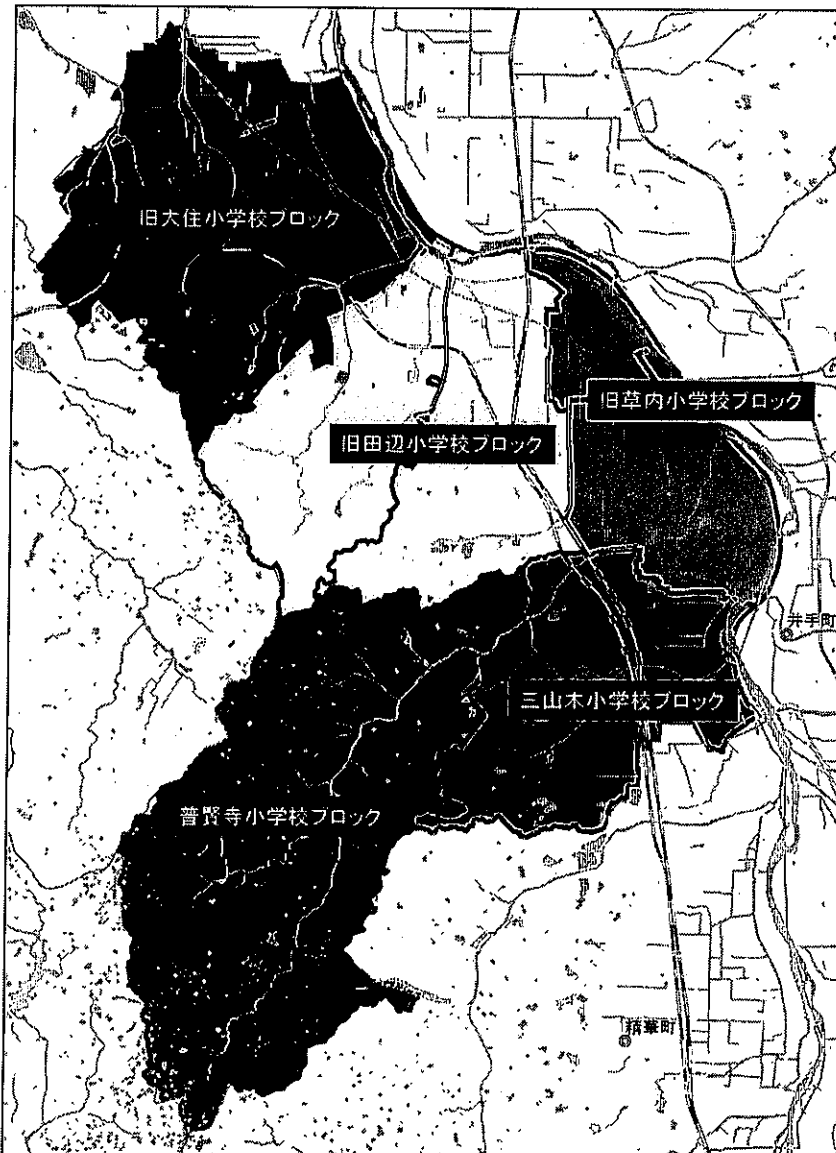
区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	1校あたり12～24学級	1校あたり6～30学級
中学校	1校あたり12～24学級	1校あたり9～30学級

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

学校の配置については、京田辺市全域の児童生徒数だけに着目して単に数合わせで行うのではなく、地域とのつながりや歴史的経緯に十分に配慮したものとしなければなりません。

そのため、現在の市立小中学校の源流となった「5小1中」をベースに、小学校は旧大住小学校、旧田辺小学校、旧草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校を単位とする5つのブロックごとに、中学校は京田辺市全域を校区としていた旧田辺中学校を単位とする1ブロックで検討し、対策を講じるものとします。



※中学校の検討ブロック＝旧田辺中学校ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平 19 給複、第 460 号）

図 3-1 小学校の検討ブロック

② 通学距離及び時間

学校の配置を検討するにあたっては、通学距離や時間にも十分に配慮して、児童生徒の通学に過度な負担が生じることを避けなければなりません。

そのため、小中学校の望ましい通学距離は、現状に合致し、国が適正な通学距離としている小学校 4 km、中学校 6 km以内とします。

また、望ましい通学時間は、児童生徒の心身への影響及び家庭生活での時間を考慮して 1 時間以内とします。

なお、通学距離が 3 km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、校区の見直しや統廃合により徒歩による通学時間が 1 時間²を超えるような場合は、通学費の補助やスクールバスの導入等の通学支援を行うものとします。

表 3-2 通学距離及び時間の基準

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援

² 小学生の歩行速度は 3 km/時間、中学生の歩行速度は 4 km/時間を基準とする。

(3) 各ブロックについて

① 旧大住小学校ブロック

大住小学校、松井ヶ丘小学校及び桃園小学校の 3 校が配置されている旧大住小学校ブロックは、農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、市の活性化に資する工業地を備えた地域生活圏エリアです。

京阪東ローズタウンなどの住宅開発が現在も継続する一方、松井ヶ丘、花住坂、大住ヶ丘地区は開発から時間が経過し、少子化・高齢化が進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、大住小学校が小規模校となっています。

3 小学校の児童数は、現在の 1,213 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 1,224 人と横ばいで、松井ヶ丘小学校は増加が見込まれます。

しかしながら、20 年後の令和 27 年度(2045)には 3 小学校全てで児童数が大幅に減少し、児童数の動向によっては桃園小学校も適正規模を下回る可能性があります。

表 3-3 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
大住小学校	児童数	213	159	99
	学級数	9	6	6
松井ヶ丘小学校	児童数	589	680	409
	学級数	19	22	13
桃園小学校	児童数	411	385	256
	学級数	15	14	12
合計	児童数	1,213	1,224	764
	学級数	43	42	31

② 旧田辺小学校ブロック

田辺小学校と、同校から分離した薪小学校の2校が配置されている旧田辺小学校ブロックは、大規模商業施設や金融機関、総合病院といった市民生活の中心となる都市機能が集中するほか、市役所や図書館など公共施設が集積するエリアです。

近年は子育て世帯を中心に人口が増加しており、現在進められている田辺中央北地区の土地区画整理事業等により、更なる増加が予想されています。

令和7年度(2025)現在、田辺小学校、薪小学校はともに適正規模となっています。

2小学校の児童数は、現在の1,232人から10年後の令和17年度(2035)は1,203人と微減に止まりますが、薪小学校は児童数が150人以上減少する一方、田辺小学校は逆に100人以上増加して教室不足の発生が予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には、田辺小学校は概ね横ばい、薪小学校は児童数が半減するものの、適正規模は維持される見通しです。

表 3-4 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺小学校	児童数	637	760	643
	学級数	20	24	21
薪小学校	児童数	595	443	302
	学級数	19	15	12
合計	児童数	1,232	1,203	945
	学級数	39	39	33

③ 旧草内小学校ブロック

草内小学校と、同校から分離した田辺東小学校の 2 校が配置されている旧草内小学校ブロックは、木津川沿いの豊かな農地を生かしたお茶栽培等が盛んなエリアです。

府営住宅や興戸駅東側地区では人口が減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、田辺東小学校が小規模校となっています。

2 小学校の児童数は、現在の 449 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 347 人と約 20%減少するものの、草内小学校は適正規模、田辺東小学校は各学年単学級のまま推移することが予想されています。

しかしながら、20 年後の令和 27 年度(2045)には、草内小学校も適正規模を下回り、田辺東小学校では複式学級⁸が発生する見通しです。

表 3-5 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
草内小学校	児童数	305	278	228
	学級数	12	12	10
田辺東小学校	児童数	144	69	44
	学級数	6	6	4
合計	児童数	449	347	272
	学級数	18	18	14

⁸ 2 学年の児童生徒で編制する学級。京都府の場合、1 学級の児童生徒数が小学校は 12 人 (1 年生は 5 人)、中学校は 8 人を下回る場合に編制される。

④ 三山木小学校ブロック

三山木小学校が配置されている三山木小学校ブロックは、関西文化学術研究都市の北部に位置するエリアです。

近鉄三山木・JR三山木駅周辺での土地区画整理事業及び同志社山手における住宅開発によって子育て世代を中心に人口が増加しています。

令和7年度(2025)現在、同校は過大規模校となっています。

児童数の増加に対応するため令和元年度(2019)と令和4年度(2022)に仮設校舎を整備したほか、令和5年度(2023)には近隣に第2グラウンドを整備しました。

児童数は、現在の1,123人から10年後の令和17年度(2035)は1,075人と微減に止まり、過大規模校のまま推移することが予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には756人まで減少し、適正規模となる見通しですが、児童数の動向によっては、なお大規模校に止まる可能性があります。

表3-6 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
三山木小学校	児童数	1,123	1,075	756
	学級数	35	34	24

⑤ 普賢寺小学校ブロック

普賢寺小学校が配置されている普賢寺小学校ブロックは、山間部を中心とした自然豊かなエリアで、人口は減少傾向にあり、高齢化が進行しています。

令和7年度(2025)現在、同校は各学年単学級の小規模校となっています。

校区内に在住する児童は少なくなっていますが、平成19年(2007)に導入した小規模特認校制度⁴により校区外からも児童を受け入れ、令和3年(2021)には約20年ぶりに児童数が100人台を回復しました。

また、普賢寺小学校は小規模校の良さを生かした特色ある教育活動を展開するとともに、本市唯一のコミュニティ・スクール⁵として、地域住民が積極的に学校運営に参画するなど地域コミュニティの核となっています。

児童数は、現在の102人から10年後の令和17年度(2035)は78人、20年後の令和27年度(2045)には52人と半減するものの、複式学級の発生には至らず、各学年単学級のまま推移することが予想されています。

表3-7 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	児童数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
普賢寺小学校	児童数	102	78	52
	学級数	6	6	6

⑥ 旧田辺中学校ブロック

田辺中学校と、同校から分離した大住中学校、培良中学校の3校が配置されている旧田辺中学校ブロックは、奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く京田辺市全域がエリアです。

令和7年度(2025)現在、田辺中学校が大規模校、培良中学校が小規模校となっています。

培良中学校については、令和6年度から学校選択制度⁶を導入し、校区外の生徒も受け入れています。

3中学校の生徒数は、現在の1,929人から10年後の令和17年度(2035)は1,827人と小幅に減少しますが、田辺中学校は生徒数の増加により教室不足の発生と過大規模校となることが予想されています。

⁴ 小規模校の良さを生かした学校運営を行う学校に対し、市内全域からの就学を認めるもの。

⁵ 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、地域住民等が参画する「学校運営協議会」を設置している学校。

⁶ 保護者及び児童生徒の主体的な判断に基づいて学校を選択する制度の総称。培良中学校については、従来の通学区域は残したまま、市内全域(一部地域を除く)から就学を認めている。

20年後の令和27年度(2045)には3中学校とも生徒数が減少しますが、大住中学校は40%以上の減少となる見通しで、生徒数の動向によっては適正規模を下回る可能性があります。

表 3-8 生徒数の現状と将来推計 (人、学級)

学校名	生徒数等	R7 (2025)	R17 (2035)	R27 (2045)
田辺中学校	生徒数	989	1,009	705
	学級数	26	30	21
大住中学校	生徒数	646	562	388
	学級数	17	17	12
培良中学校	生徒数	294	256	212
	学級数	9	9	6
合計	生徒数	1,929	1,827	1,305
	学級数	52	56	39

※令和8年度(2026)から3年間で段階的に35人学級に移行するものとして学級数を算出。

(4) 適正化の考え方

学校規模・学校配置の適正化を具体的に実施する時期について、各ブロックにおける児童生徒数の今後の推移を見ると、少なくとも前期計画の計画期間である令和17年度(2035)まで大きな変化は見込まれていません。

そのため、前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

なお、後期計画においては、改めて児童生徒数の推移を精査した上で、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置といった小中一貫教育とあわせ、必要に応じて統廃合を含めた適正化の検討を行うものとしします。

3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

1人1台端末の導入など学校のICT化が進展する中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の更なる充実、多様な学びや交流できる機会を創出する学校づくりが求められています。

また、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるだけでなく、地域住民にとっても生涯学習、文化、スポーツ等の活動の場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすことから、今後も地域と連携した学校づくりに取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方を示します。

なお、個々の学校の条件や既存校舎の構造上、改築時以外に実現が難しい内容もありますが、京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む柔軟で創造的な学習環境の実現に努めていきます。

(1) 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

多様な学びのスタイルの中から児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- ・タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むためには、他者との対話を通じた学びが有効であることから、ICTを活用しながら、対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- ・多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- ・普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

誰もが行きたくくなるような、わくわく感があるだけでなく、ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- ・心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所で整備します。
- ・友達と安心して過ごせる場や、自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- ・教員以外の人材の活用ができるよう地域住民との関係を深める活動場所を整備します。

- ・児童生徒の学習と生活の場としての基本的な機能を維持しながら、体育館等の地域開放を進めます。
- ・学校は指定避難所としての役割を担っていることから、災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- ・児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、空調設備の計画的な更新、照明のLED化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- ・障がいの有無や年齢等の個々の持つ特徴・特性にかかわらず、全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ・地震等の災害に備え躯体の耐震性を維持するとともに、民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

(2) 教室等の整備水準

① 普通教室

- ・机上でタブレット端末や教材・教具を同時に使用できるよう、小学校でも新 JIS 規格（幅 650 mm×奥行 450 mm）の机や天板を拡張する製品等を導入
- ・35 人学級と新 JIS 規格の机等の使用を想定し、教室面積の拡充と廊下との一体的な活用
- ・教室空間を有効に使用するため、ロッカーなどの大型備品の教室外への移設、レイアウトや設備の見直し
- ・黒板のホワイトボード化
- ・教室又はその周辺に児童生徒が落ち着くためのスペースを整備
- ・特別支援学級、通級指導の普通教室には、リラックスできる個別スペースや防音設備、バリアフリーなど児童生徒の特性に応じた環境を整備

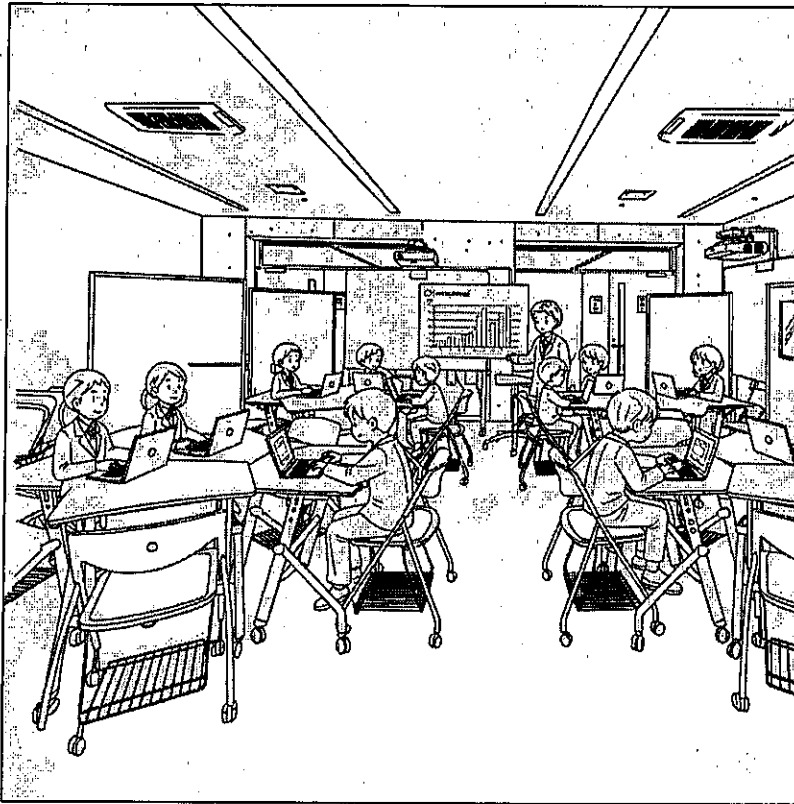
② 特別教室

- ・小学校では、理科教室、音楽教室、家庭教室、図画工作教室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保
- ・中学校では、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、進路資料・指導室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保

③ ラーニング・コモンズ⁷

- ・ 1人1台端末やハイスペック PC の使用を前提とした新しい形態のコンピューター教室として、教科を横断する創造的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」を中学校に整備
- ・ 小中学校の図書室に情報交換ができるスペースを確保し、学習・情報センターとしての機能を付加

【マルチ・ラーニングルーム イメージ図】



- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能 PC や最新の電子機器により、問題解決型学習や STEAM 教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

④ 職員室・会議室

- ・ 十分な執務スペースを有する職員室の確保
- ・ 休憩や打合せ等ができるスペースを職員室又はその周辺に整備
- ・ ICT が活用できる会議室の整備

⁷ 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

⑤ 子どもの居場所となる空間

- ・ 児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターの設置
- ・ 児童生徒が悩みを相談できる部屋や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備
- ・ 自習スペースを中学校に整備
- ・ 児童生徒が気軽に立ち寄ることができるデン空間や自然を感じることができる交流の場の整備

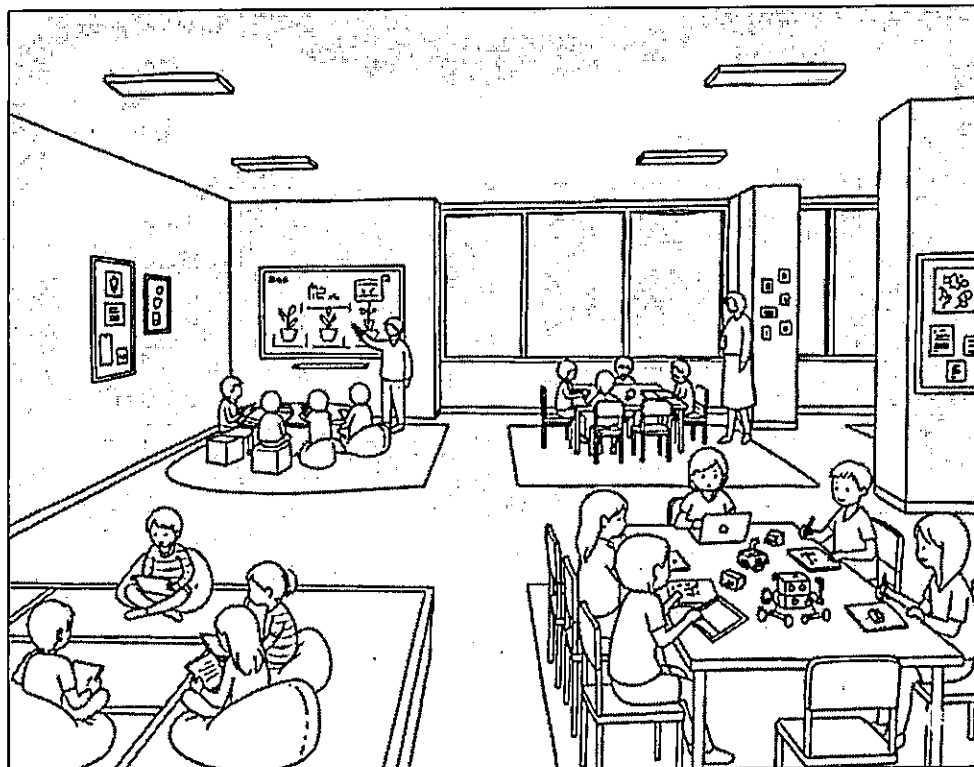
⑥ 地域の活動空間

- ・ 地域と学校をつなぎ、児童生徒が多世代と交流できるコミュニティ・スクールの活動拠点の整備

⑦ オープンスペース

- ・ グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備

【コモンルーム イメージ図】



- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーティションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

⑧ その他

- ・ 児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- ・ 学校行事等でも使用する体育館の機能を向上させるため、大型モニターや ICT 機器を整備
- ・ グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等を導入

3-3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

学校給食の提供方式は、学校敷地内の給食施設（調理場）で給食を調理・提供する「自校調理方式」、調理場を有する学校で調理した給食を他の学校へ配送する「親子調理方式」、複数の学校の給食を学校給食センターで調理して各校へ配送する「共同調理場方式」の3方式が一般的です。

中学校給食は、令和6年(2024)に学校給食センターが開所し、共同調理場方式で実施していることから、給食施設の老朽化等が課題となっている小学校給食の提供方式について比較・検討を行いました。

① 自校調理方式の検討

ア) 施設面積

小学校の給食施設について、学校給食衛生管理基準に基づき自校調理方式で更新する場合、最大で約3.5倍の床面積が必要です（ドライシステム化されている三山木小学校を除く）。

表 3-9 自校調理方式の必要面積

学校名	計画食数(食)	必要床面積(m ²)	参考	
			現況面積(m ²)	不足面積(m ²)
大住小学校	250	301	156	145
田辺小学校	700	509	164	345
草内小学校	350	347	131	216
普賢寺小学校	150	254	137	117
田辺東小学校	150	254	144	110
松井ヶ丘小学校	800	556	161	395
薪小学校	600	463	150	313
桃園小学校	500	417	151	266

※計画食数は、令和18年(2036)までに見込まれる最大必要食数から算出している。
 ※施設床面積は「改訂 学校給食施設計画の手引き（美味しい学校給食施設研究委員会）」から算出している。

イ) 対応可能性評価

給食施設の更新整備にあたっては、学校内での敷地の確保や校舎への接続、学校運営への支障の回避が求められますが、田辺小学校、草内小学校、普賢寺小学校、薪小学校、桃園小学校の5校は敷地形状、校舎配置状況、車両動線に課題があるほか、学校活動の安全確保への影響が大きく、更新整備は物理的に困難です。

表 3-10 自校調理方式の対応可能性評価

学校名	評価項目		判定	備考
	敷地・動線	その他		
大住小学校	○	○	○	プール撤去が必要
田辺小学校	○	×	×	
草内小学校	×	○	×	
普賢寺小学校	×	○	×	
田辺東小学校	○	○	○	
松井ヶ丘小学校	○	○	○	プール撤去が必要
薪小学校	×	○	×	
桃園小学校	○	×	×	

ウ) 検討結果

大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校については給食施設の更新整備が可能と考えられるものの、整備期間中も児童への給食提供を継続しなければならず、学校給食センターで調理した給食の配送を受け入れる仮設配膳室の設置スペースの確保やその他関連附帯工事に多額の費用を要します。

② 親子調理方式の検討

ア) 施設面積

給食施設の更新整備が可能な大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校について、親校として給食施設を整備する場合は、更に大きな面積が必要となります。

表 3-11 親子調理方式の必要面積

学校名	計画食数 (食)	必要床面積 (㎡)
大住小学校	960	760
田辺東小学校	1,600	1,460
松井ヶ丘小学校	820	680

イ) 対応可能性評価

給食を他の学校へ配送する親子調理方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、整備できる学校が限定的になるほか、配送トラックの安全な通行のため周辺道路の幅員が 6.5m 以上必要であると考えられるものの、3 校とも課題があります。

表 3-12 親子調理方式の対応可能性評価

学校名	評価項目						判定
	立地条件			敷地内条件			
	用途地域	周辺道路	防災	敷地	動線	その他	
大住小学校	○	△	○	○	○	○	△
田辺東小学校	○	△	△	○	○	○	△
松井ヶ丘小学校	△	○	○	○	○	○	△

※用途地域は、市街化調整区域の場合を○、許可が必要な市街化区域の場合を△と評価。

※周辺道路は、敷地に接する道路幅員が 6.5m 以上の場合を○、6.5m 未満で拡幅が必要な場合を△と評価。

※防災は、災害危険区域その他の危険な区域内に存在しない場合を○、存在する場合を△と評価。

ウ) 検討結果

新たな給食施設の整備敷地が確保できる 3 校のうち、松井ヶ丘小学校の敷地は用途区域が住居専用地域であることから、搬入・配送車の車両通行の増加、調理臭気や設備騒音など周辺住宅環境への影響もあり、建築基準法の許可に向けた不確実性が高く、計画的な施設整備を行う見通しは極めて不透明です。

大住小学校は、整備が想定されるプール敷地等への配送用トラックの進入経路と駐車スペース確保が必要となります。

田辺東小学校については、田辺東幼稚園敷地の活用が想定されますが、当該敷地への経路は大型車両の通行が規制されており、施設整備上の課題があります。また、学校校舎に近接した施設整備となることから、工事期間中の騒音や振動だけでなく、給食施設稼働後の臭気や設備騒音など教育活動への影響が懸念されます。

③ 共同調理方式の検討

ア) 施設面積

計画食数を将来の必要給食数をもとに 2,400 食と設定し、令和 6 年(2024)に開所した学校給食センターの実績を踏まえると、共同調理場に必要延床面積は 1,560 m²となります。

表 3-13 共同調理方式の施設面積

学校名	計画食数（食）	施設床面積（㎡）
共同調理場	2,400	1,560
（参考）学校給食センター	3,000	2,192

イ) 対応可能性評価

小学校の給食施設を1つの共同調理場（センター）へ集約し、各学校へ配送する共同調理場方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、工業地域や市街化調整区域等で、かつ、配送トラックの通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上ある場所での整備が求められます。

ウ) 検討結果

施設運営の観点では、自校調理方式である小学校給食は調理員73名（62.9食/1名）により業務を行っているものの、共同調理場方式により調理運営を行っている中学校給食は23名（95.7食/1名）で業務を行っており、効率的な調理運営による給食提供が可能です。

今後の少子高齢化の更なる進展による生産年齢人口の減少など社会変化に対応した調理員の安定した人材確保の視点からも、調理運営の省人化を図る施設整備として共同調理場方式は有利と考えられます。

しかしながら、共同調理場方式による給食センターの整備にあたっては、相当の規模を有する用地の確保が不可欠で、市有地以外は取得に係る諸手続きが発生するため、整備完了までに一定の期間を要します。

④ 今後の小学校給食施設整備の方向性

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配送車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、学校給食衛生管理基準への適合と施設保有量の適正化を図るため、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

① アンケート調査結果

令和7年(2025)に学校教育審議会が市立小学校の4～6年生を対象に実施したアンケート調査では、プールの跡地利用について「みんなで遊べる広場」が良いという意見が60%を占めました。

教職員を対象に実施したアンケートでも「広場等の屋外空間」が良いという意見が最も多く、次に「駐車場」が続きました。

② プール跡地活用の基本的な考え方

小学校プール施設撤去後の跡地については、広場（グラウンドの拡張を含む）をはじめ駐車場、多目的校舎の整備用地など学校教育での活用のほか、地域による利用、防災拠点、民間事業者による利活用といった他用途活用も考えられます。

しかしながら、当該跡地は学校敷地内であり、その教育活動が継続していることから、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、現時点で具体的な用途を定めず、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

また、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

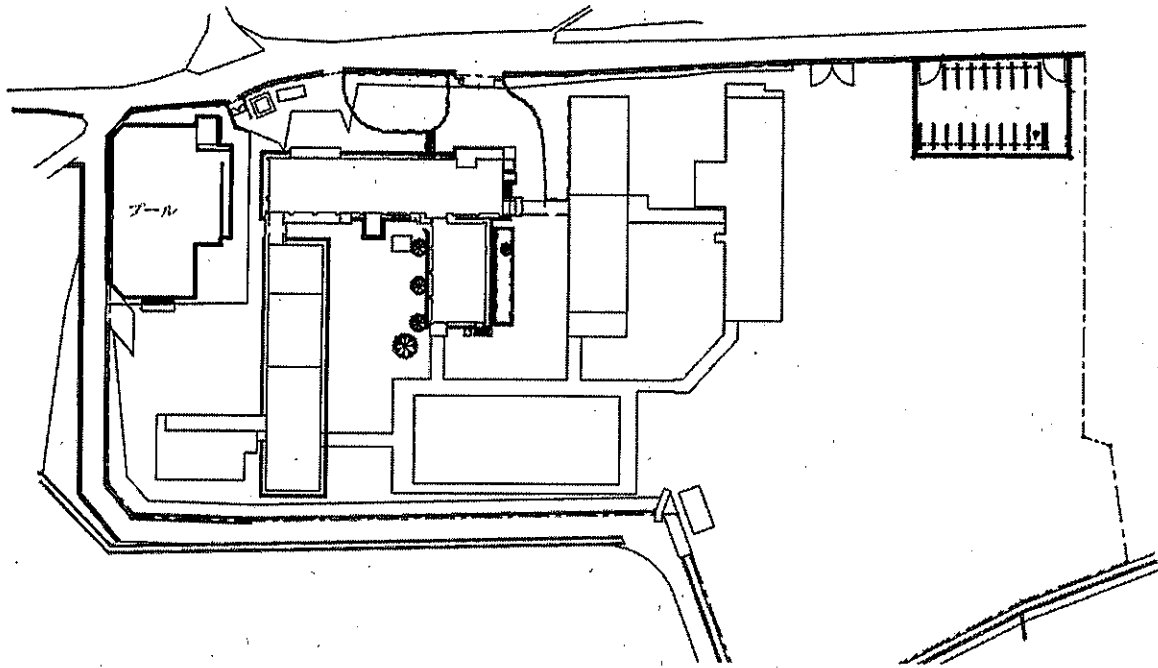
③ 活用方針

ア) 大住小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

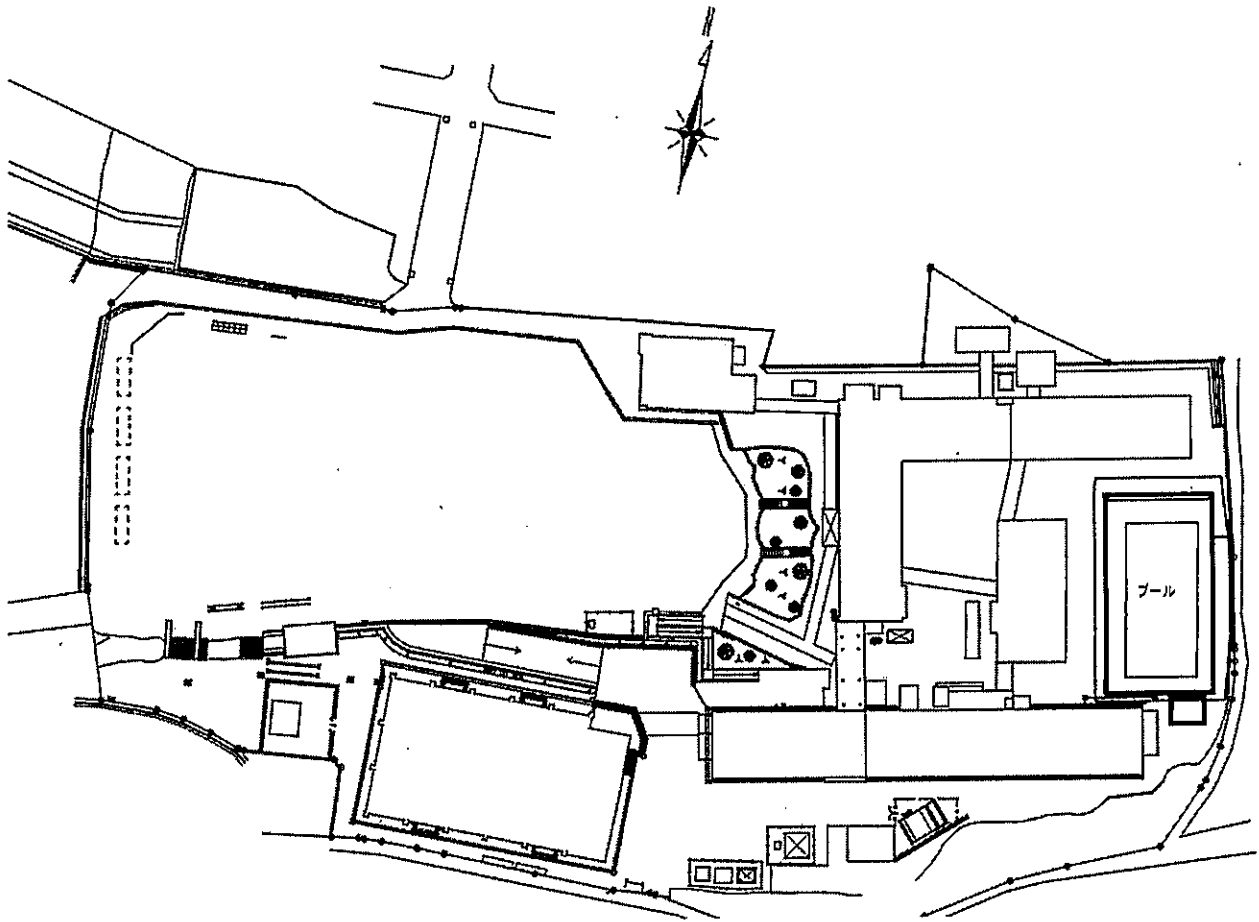
一方で、公共交通機関によるアクセスが困難な立地であるものの、駐車場の整備が不十分であることから、教職員や来客用の「駐車場」として活用します。

なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



イ) 田辺小学校

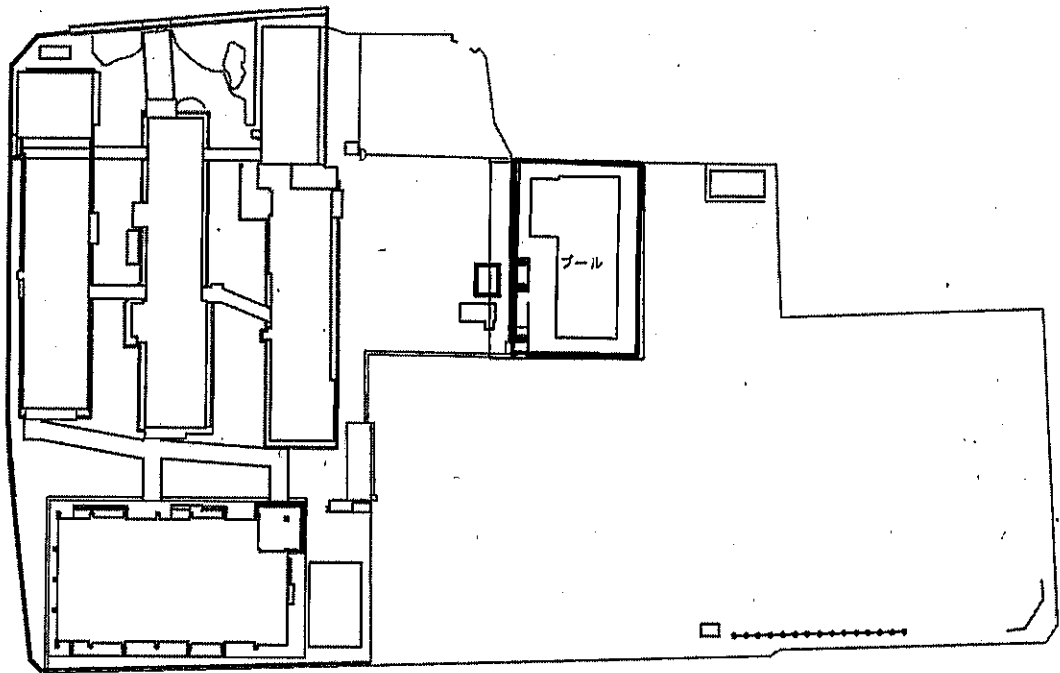
児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、今後の児童数の動向により不足が生じる可能性があることから、第2グラウンドとしても活用できる「広場」として活用します。



ウ) 草内小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

一方で、学校敷地内に設置されている留守家庭児童会専用施設の排水性に課題があり、今後移転を検討する必要があることから、「留守家庭児童会施設」として活用します。



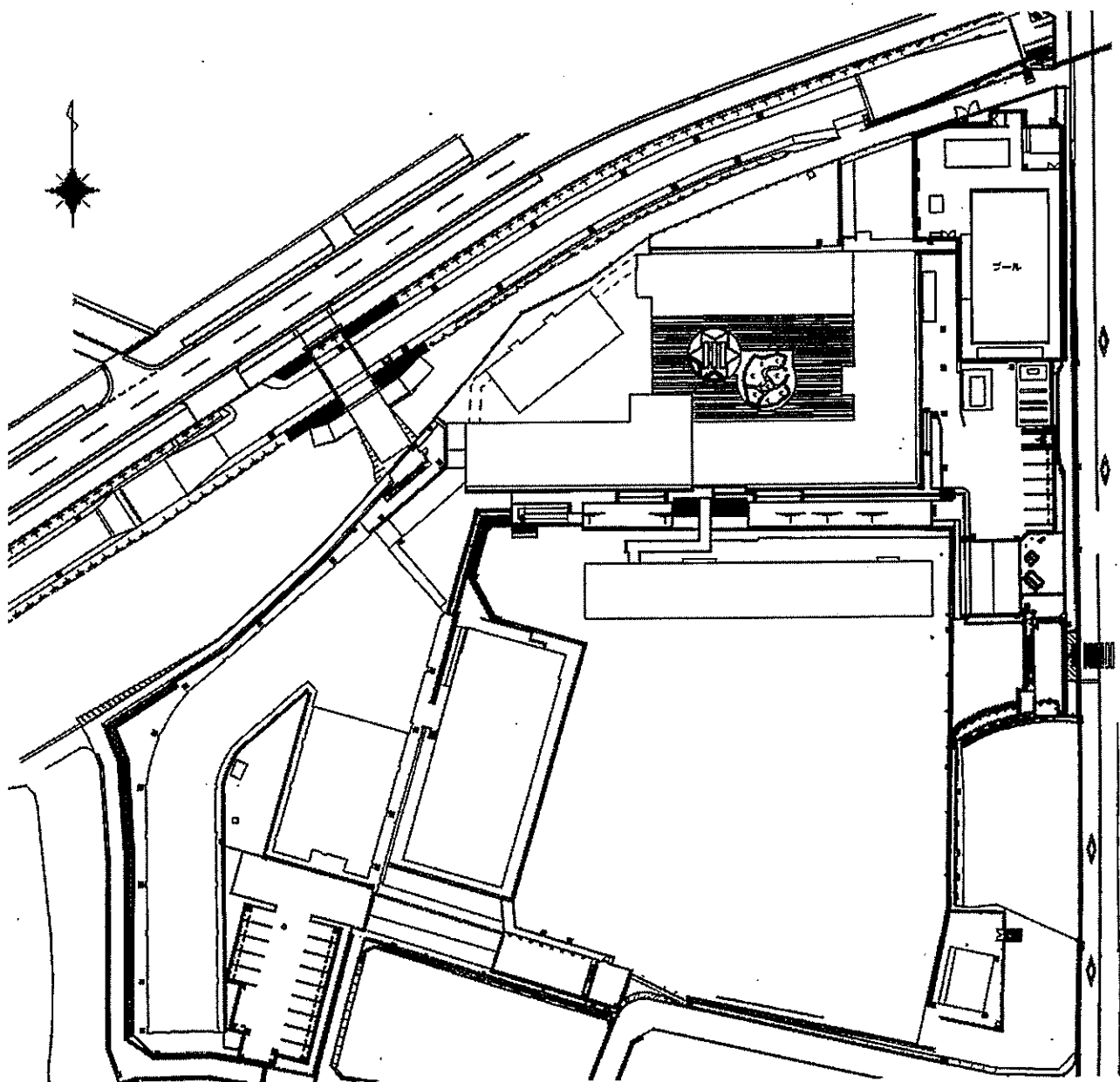
エ) 三山木小学校

児童数に対してグラウンドの面積が不足しており、近隣の土地を借用して第2グラウンドとして使用しています。

また、教室数にも余裕がなく、隣接する留守家庭児童会専用施設の定員も不足しています。

そのため、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」として活用します。

なお、具体の整備内容については、現在、買収を進めている学校敷地東側の用地等と一体的に整理・検討を行うものとしします。

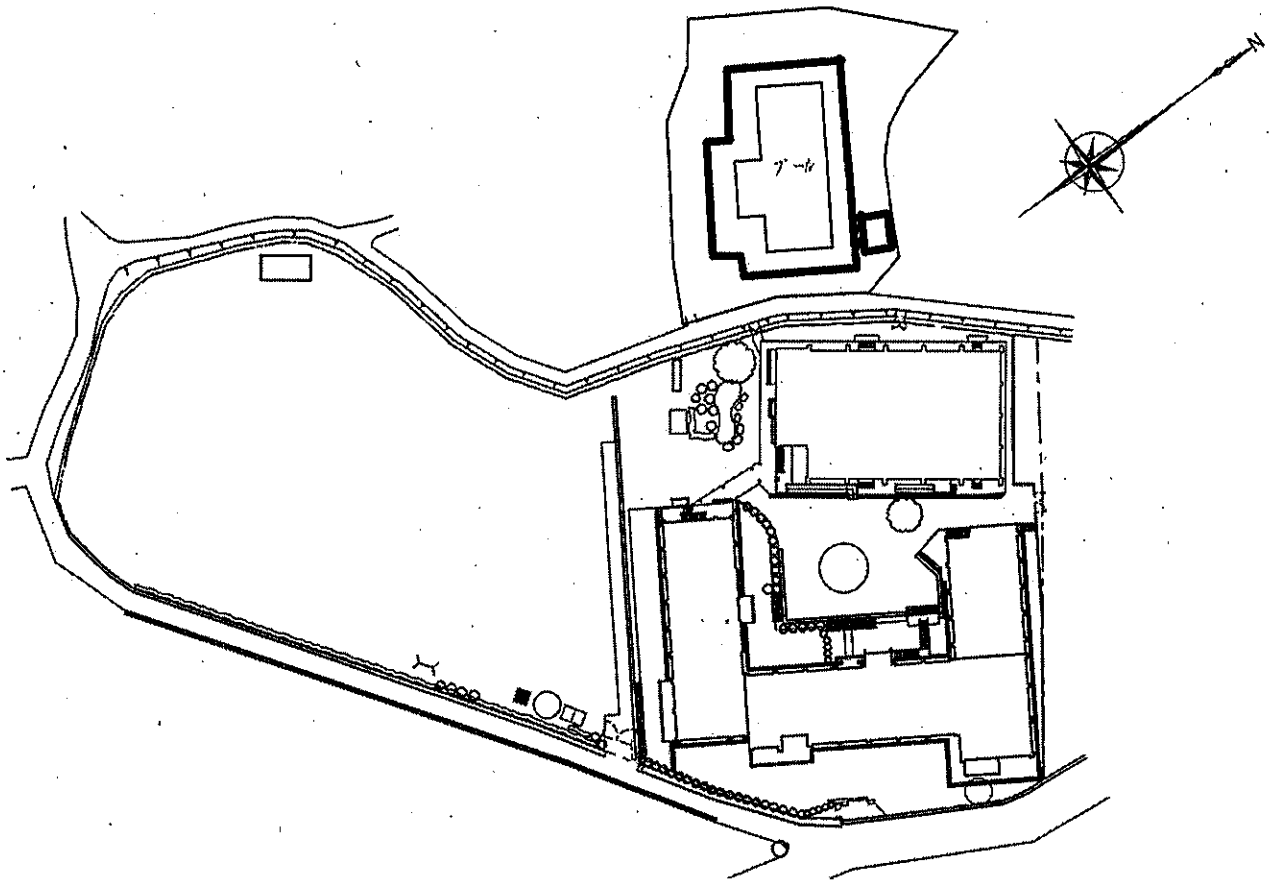


オ) 普賢寺小学校

市内で唯一のコミュニティ・スクールであり、地域と連携した教育活動が展開されています。

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があるものの、校舎建築時から各学年単学級の小規模校であり、教室数に余裕がなく、留守家庭児童会も開設されていません。

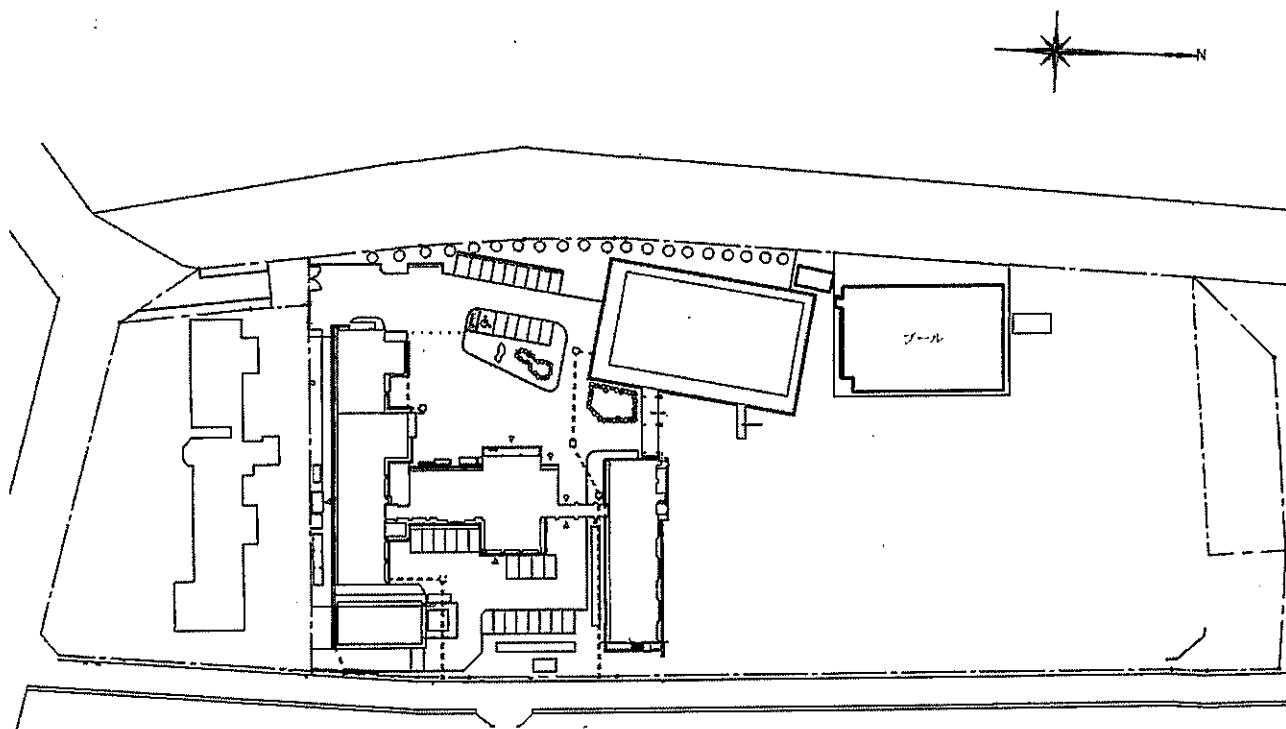
そのため、地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



カ) 田辺東小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

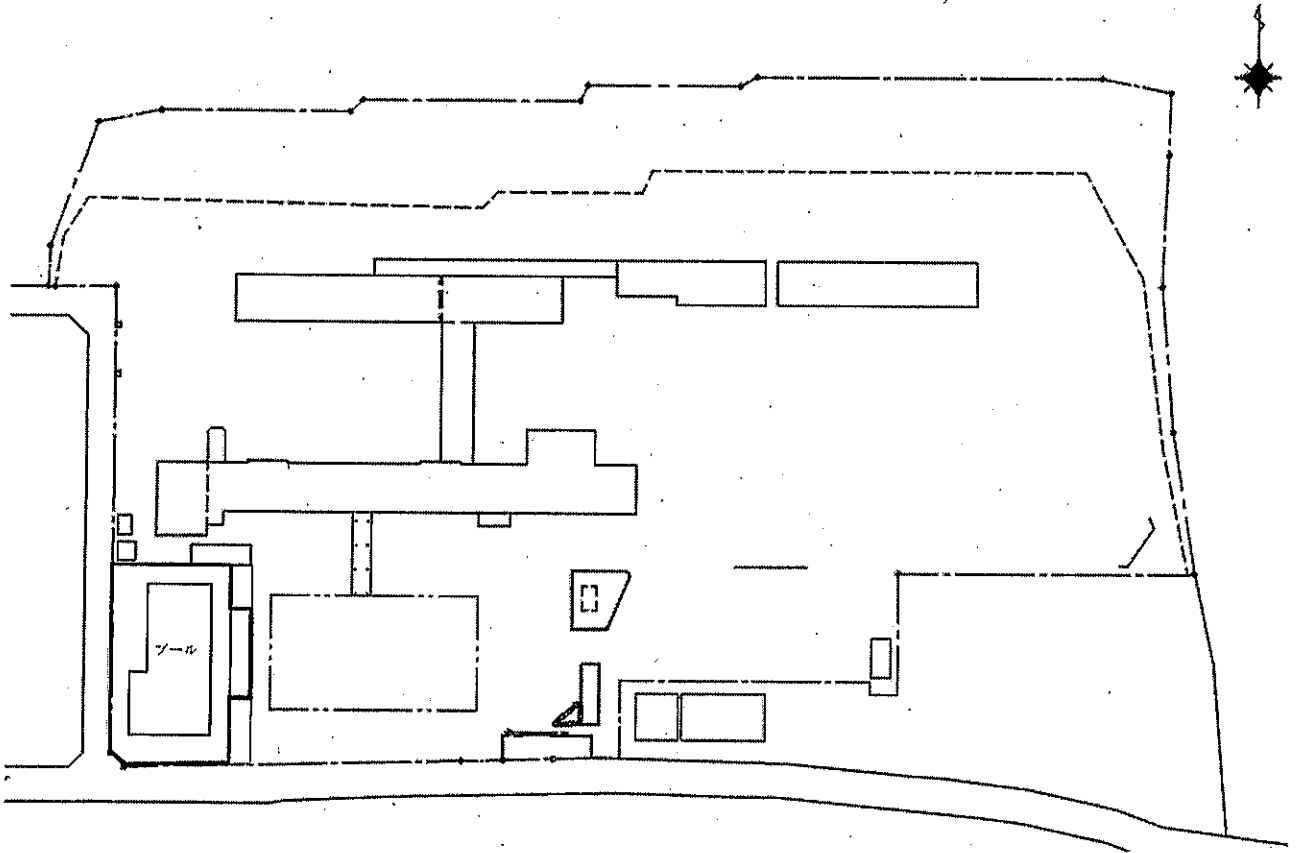


キ) 松井ヶ丘小学校

児童数に対してグラウンドの面積は余裕があり、また、教室数も充足しています。

そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

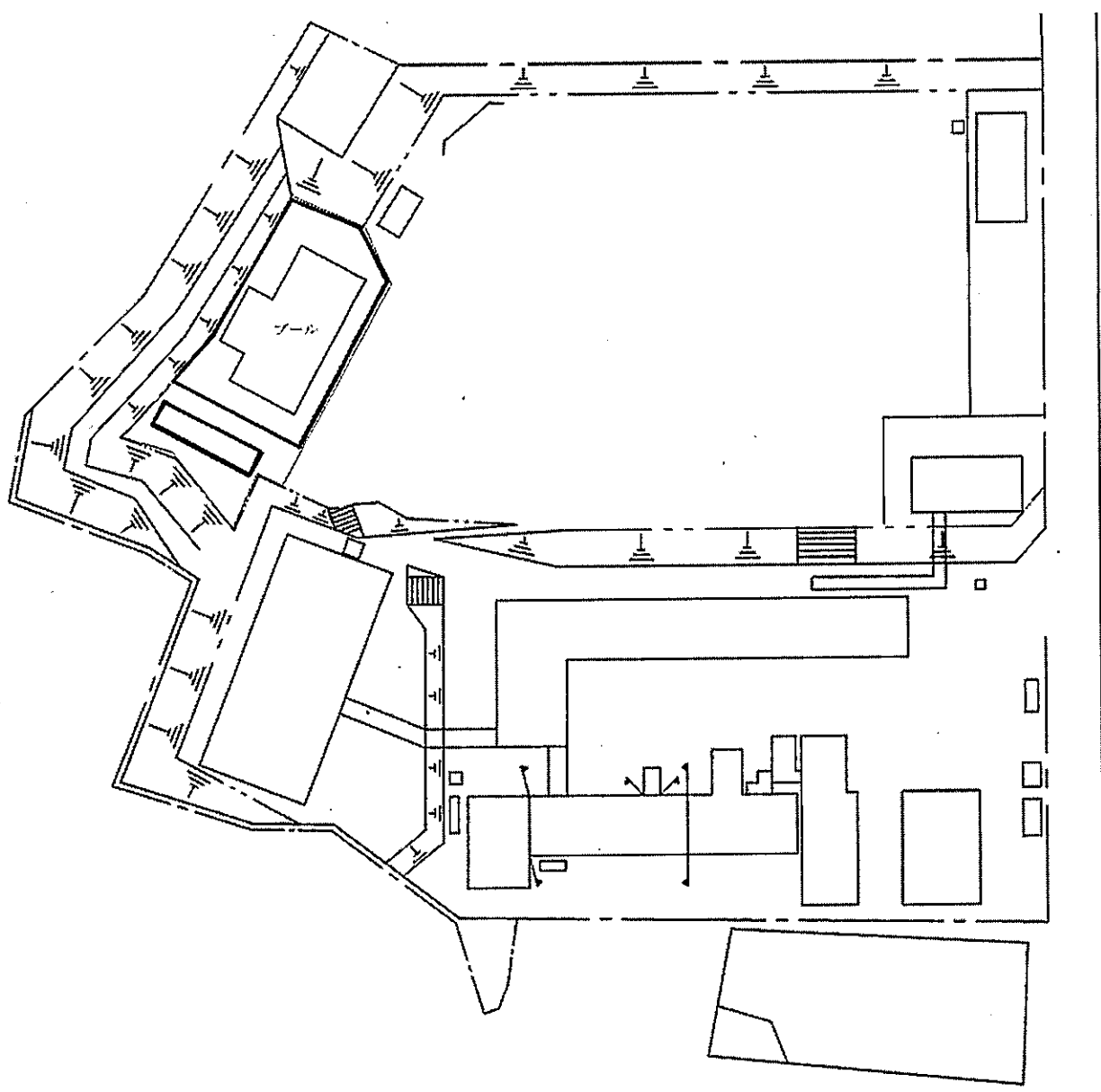
なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



ク) 薪小学校

児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、一部が他用途に転用され、従前に比べて縮小しています。

そのため、「グラウンド」の拡張用地として活用します。

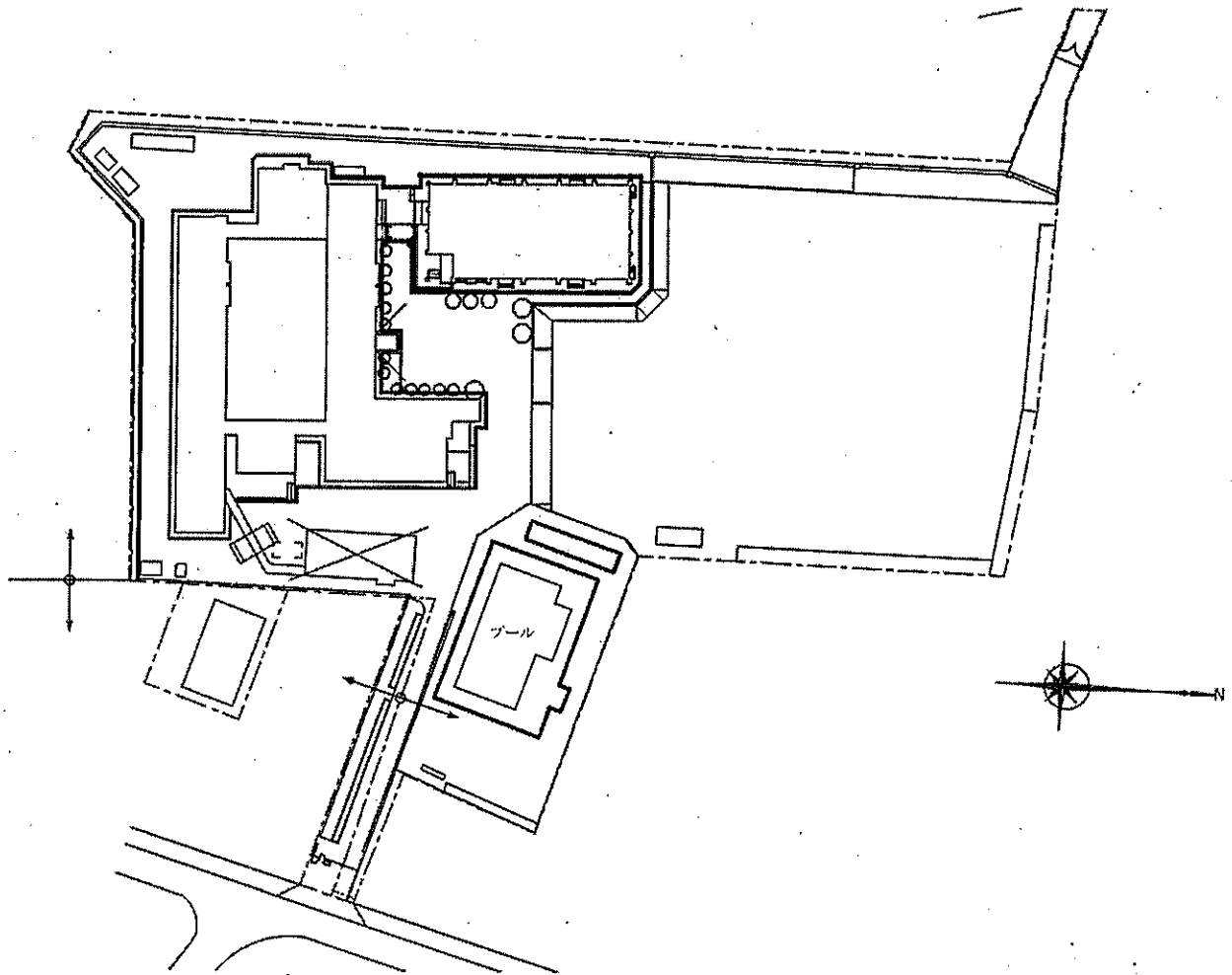


ケ) 桃園小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

一方で、隣接地に設置されている留守家庭児童会専用施設が老朽化しているほか、定員が不足しつつあります。

しかしながら、敷地条件から学校施設以外の他用途活用が困難であることから、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



第4章 前期計画

4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

令和17年度(2035)までの前期計画においては、現在の市立9小学校・3中学校体制の維持を前提に、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域(校区)の変更による適正化に取り組みます。

(1) 旧田辺小学校ブロック

① 適正化対策

現在、土地区画整理事業が進められている田辺中央北地区では、令和10年度(2028)から戸建て住宅のほか、大規模共同住宅の建築が想定されています。

同地区は田辺小学校区となっていますが、これらの建築に伴って教室不足の発生が予想され、特に共同住宅は入居が一時期に集中し、児童数に与える影響の大きさが懸念されます。

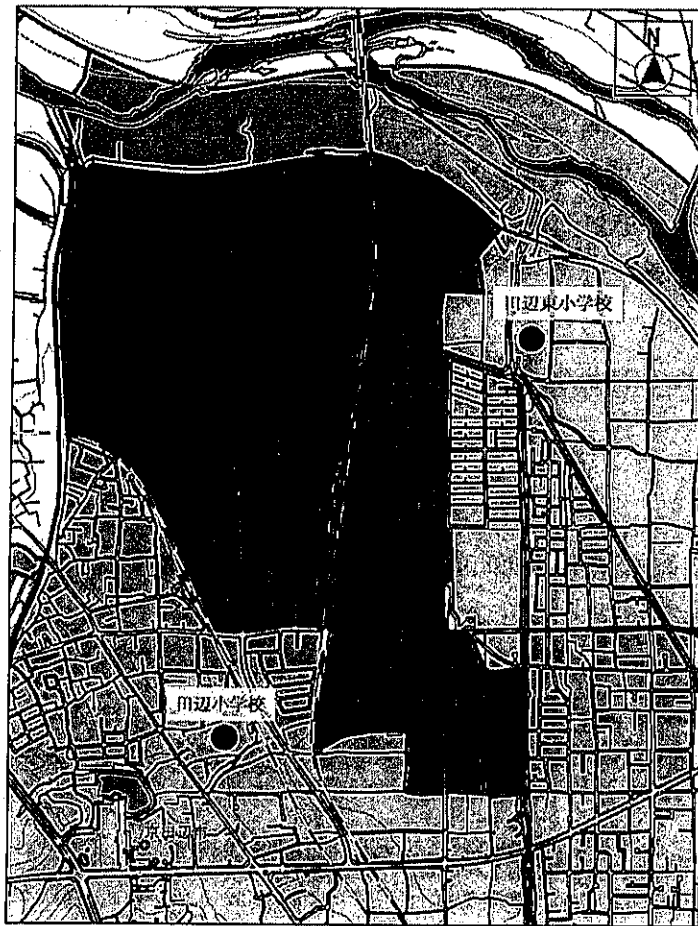
そのため、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を変更します。

なお、校区の変更にあたっては、同じブロックで隣接する新小学校への変更が考えられますが、かえって同小で教室不足が発生するため、旧草内小学校ブロックの田辺東小学校へ校区を変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度⁸を導入します(田辺東小学校を選択した場合、卒業後は同校が接続する培良中学校へ進学)。

これらの校区変更等は、歴史的経緯を踏まえて時限的な措置とし、後期計画策定時に見直しを行います。

⁸ 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。



- 小学校の位置
- 田辺小学校区
- 田辺東小学校区
- 田辺小学校区 (対象区域)

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする
 ※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平 19 総複、第 460 号）

図4-1 田辺小学校の校区変更等

② 適正化対策の実施時期

校区の変更及び特定地域選択制度の導入は令和 8 年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化対策実施後、10 年後の令和 17 年度(2035)における学校規模については、田辺小学校が児童数 631 人 18 学級、薪小学校が児童数 443 人 15 学級と、いずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も児童数 258 人 12 学級となり、現在の全学年単学級の小規模校から全学年複数学級の適正規模となる見込みです。

表 4-1 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺小学校	児童数	633	611	587	614	591	631
	学級数	21	21	20	19	18	18
薪小学校	児童数	590	552	524	497	477	443
	学級数	19	18	18	17	17	15
合計	児童数	1,223	1,163	1,111	1,111	1,068	1,074
	学級数	40	39	38	36	35	33

表 4-2 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)

学校名	児童数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺東小学校	児童数	139	145	147	145	200	252
	学級数	6	6	6	6	6	12

④ 通学距離及び時間について

田辺中央北地区及びその周辺地域から田辺東小学校への通学距離は 1.5 km 以内で、徒歩による通学時間は 30 分以内となります。

(2) 三山木小学校ブロック

① 適正化対策

児童数は令和 8 年度(2026)をピークに減少へ転じるものの、令和 17 年度(2035)までは過大規模校のまま推移することが予想されています。

対策として、隣接する草内小学校又は普賢寺小学校への校区の変更が考えられますが、三山木小学校を含めたいずれの小学校も地域により設立された歴史を有し、それぞれの地域と密接不可分の関係にあります。

また、児童が集中する同志社山手地区の普賢寺小学校への校区の変更については、例え一部の変更であっても同小で教室不足が発生するだけでなく、現在の小規模特認校としての特色が失われることとなります。

そのため、学校敷地の拡大等により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に旧草内小学校ブロックの草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します（草内小学校・田辺東小学校を選択した場合、卒業後は両校が接続する培良中学校へ進学）。

さらに、三山木小学校区内で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で必要に応じて校区変更を行うものとします。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入は令和 9 年度(2027)以降とします。

③ 学校規模

10年後の令和 17 年度(2035)における三山木小学校の学校規模については、児童数 1,021 人 30 学級で、過大規模は解消される見込みです。

表 4-3 児童数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)

学校名	児童数等	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
三山木小学校	児童数	1,190	1,185	1,160	1,146	1,021
	学級数	37	37	37	36	30

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する三山木小学校区から田辺東小学校へ通学する場合、通学距離は最長 5 キロメートル超となります。

徒歩による通学時間が 1 時間を超えることから、支援を含めた通学手段を検討します。

(3) 旧田辺中学校ブロック

① 適正化対策

大規模校である田辺中学校の生徒数は令和 11 年度(2029)までは増加が続き、過大規模校となることが予想されています。

その後は減少に転じるものの、令和 17 年度(2035)まで過大規模校のまま推移する可能性があります。

一方で、大住中学校は今後大幅な生徒数の減少が見込まれます。

そのため、現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、旧田辺小学校ブロックにおける田辺小学校の校区変更にあわせて、田辺中学校から培良中学校への校区変更を行います。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入及び校区の変更は令和8年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化実施後、10年後の令和17年度(2035)における学校規模については、田辺中学校が生徒数801人24学級、大住中学校が生徒数677人20学級、培良中学校は生徒数349人12学級といずれも適正規模となる見込みです。

表4-4 生徒数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)

学校名	生徒数等	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R17 (2035)
田辺中学校	生徒数	1,013	975	937	968	960	801
	学級数	27	27	27	28	29	24
大住中学校	生徒数	713	747	797	792	760	677
	学級数	21	22	24	24	23	20
培良中学校	生徒数	317	300	293	287	294	349
	学級数	9	9	9	9	9	12
合計	生徒数	2,043	2,022	2,027	2,047	2,014	1,827
	学級数	57	58	60	61	61	56

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する薪小学校区から大住中学校へ通学する場合、通学距離は最長3km超となります。

そのため、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行います。

4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、照明設備の LED 化、教室・保育室等の空調設備の更新、トイレのリニューアルを計画的・年次的に進めます。

また、「新しい時代の学び」を効果的に実現するため、教室等の整備を順次実施します。

(1) 照明設備の LED 化

令和 9 年(2027 年)末までに蛍光灯の製造が禁止されることから、教室等の照明設備を全て LED 化します。

実施時期：令和 8 年度(2026)

(2) 空調設備の更新

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

実施時期：令和 10 年度(2028)～令和 14 年度(2032)

(3) トイレのリニューアル

衛生環境に課題があり、改善要望の多い小中学校トイレのリニューアルを進めます。

実施時期：令和 9 年度(2027)～令和 17 年度(2035)で毎年 2 棟程度

(4) 教室等の整備

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

4-3 学校付属施設に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、施設整備等の実施に向けた条件整理を中心とした取り組みを進めます。

(1) 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。

京田辺市新しい学校づくりプラン（素案）の概要

プランの基本事項

1 趣旨

京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む学校環境を整え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

令和8年度(2026)から令和27年度(2045)までの20年間とします。

10年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については令和18年(2036)に計画を改定して示します。

現状と課題

1 学校規模

小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

2 新しい時代の学びへの対応

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

また、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実や義務教育9年間を見通した教育に取り組んでいくことが求められています。

3 学校施設の状況

多くの学校で校舎の老朽化が進んでいます。また、給食施設の大半が現在の学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されています。

小学校のプール施設については、水泳授業が民間の屋内プール施設で実施されていることから、その跡地の活用方策を検討していく必要があります。

プランの基本方針

1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

(1) 望ましい学校規模

本市における学校規模（適正規模）の基準は以下のとおりです。

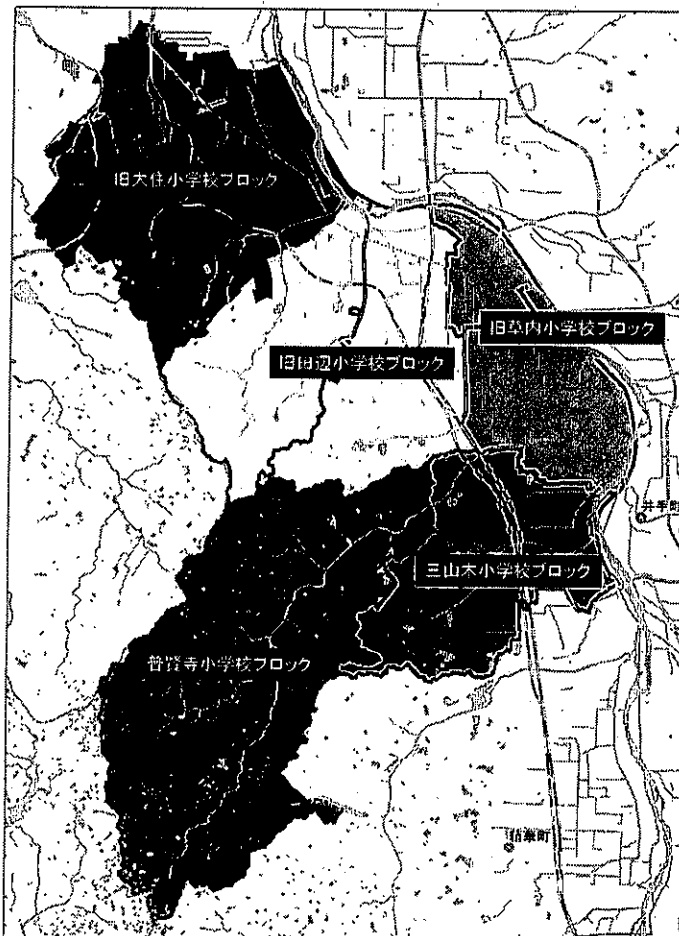
ただし、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しません。

区分	基準	前期計画で許容する範囲
小学校	1校あたり12～24学級	1校あたり6～30学級
中学校	1校あたり12～24学級	1校あたり9～30学級

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

本市における学校の配置については、現在の市立小中学校の源流となった5小1中（旧大住小、旧田辺小、旧草内小、三山木小、普賢寺小及び旧田辺中）のブロックごとに検討し、対策を講じるものとします。



※左図は小学校の検討ブロック

※中学校の検討ブロック＝旧田辺中ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです（承認番号 平 19 総復、第 460 号）。8 ページの地図も同じ。

② 通学距離及び時間

本市における望ましい通学距離及び時間は以下のとおりです。

なお、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、徒歩による通学時間が1時間を超えるような場合は通学支援を行うものとします。

区分	基準		備考
	通学距離	通学時間	
小学校	4km以内	1時間以内	徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援
中学校	6km以内	1時間以内	通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援

(3) 適正化の考え方

前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

(1) 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- ・ 対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- ・ 多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- ・ 普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- ・ 心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所を整備します。
- ・ 友達と安心して過ごせる場や、自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- ・ 地域住民との関係を深める活動場所を整備します。
- ・ 体育館等の地域開放を進めます。
- ・ 災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- ・ 空調設備の計画的な更新、照明設備のLED化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- ・ 全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ・ 民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

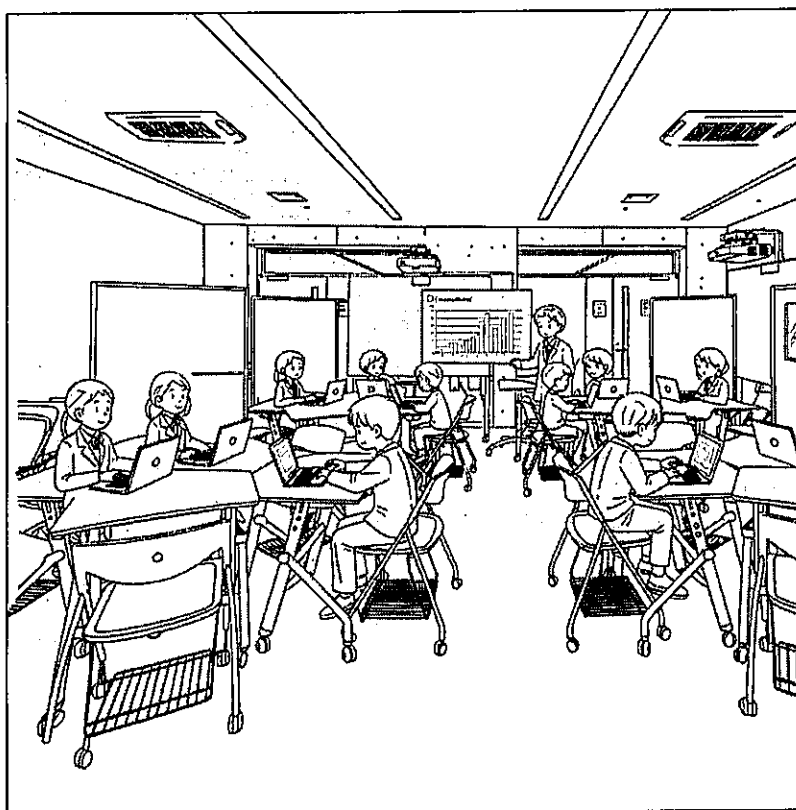
(2) 教室等の整備水準

① 普通教室

- ・ 新 JIS 規格の机や天板を拡張する製品等の導入<小学校>
- ・ 教室面積の拡充と廊下との一体的な活用
- ・ 黒板のホワイトボード化
- ・ 個別スペースや防音設備など児童生徒の特性に応じた環境の整備<特別支援学級・通級指導>

② ラーニング・コモンズ¹

- ・ 創造的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」の整備<中学校>



【イメージ図】

- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能 PC や最新の電子機器により、問題解決型学習や STEAM 教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

¹ 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

③ 子どもの居場所となる空間

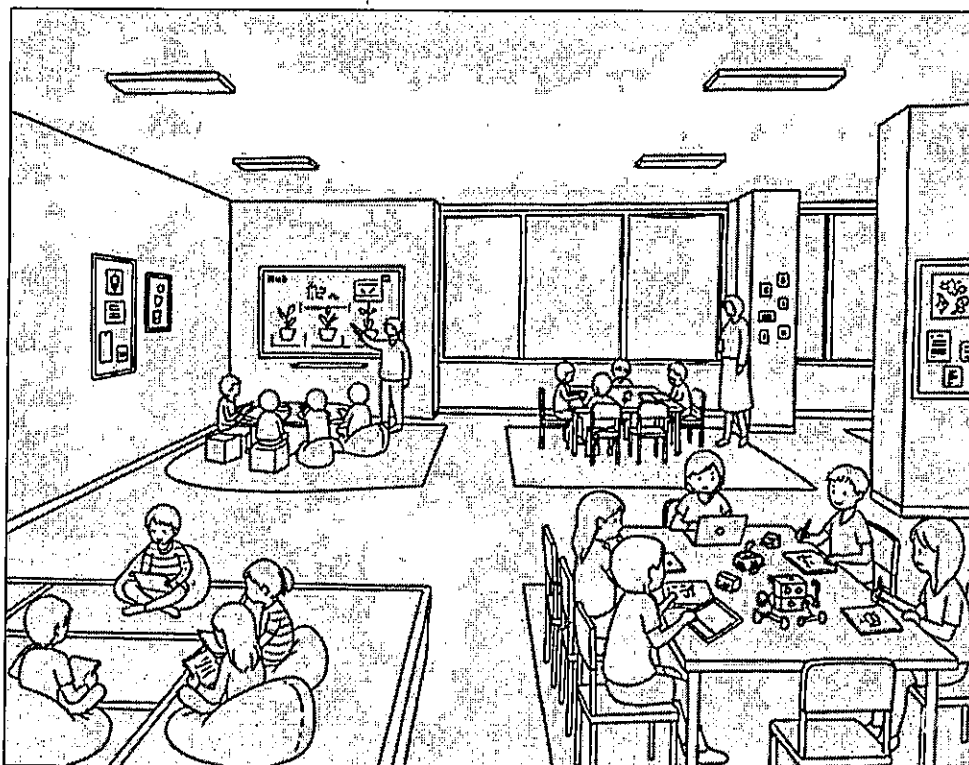
- ・ 児童生徒が落ち着いた空間の中で学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターを設置
- ・ 自習スペースの整備（中学校）

④ 地域の活動空間

- ・ コミュニティ・スクールの活動拠点の整備

⑤ オープンスペース

- ・ グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備



【イメージ図】

- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーティションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

⑤ その他

- ・ 児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- ・ グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等の導入

3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配送車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

小学校プール施設撤去後の跡地については、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とします。

なお、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

小学校名	活用方針
大住小学校	教職員や来客用の「駐車場」又は「給食施設」
田辺小学校	第2グラウンドとしても活用できる「広場」
草内小学校	「留守家庭児童会施設」
三山木小学校	留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」
普賢寺小学校	地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」
田辺東小学校	将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」
松井ヶ丘小学校	将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」又は「給食施設」
薪小学校	「グラウンド」の拡張用地
桃園小学校	留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」

前期計画（令和8年度～令和17年度）

1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

前期計画では、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

(1) 旧田辺小学校ブロック（田辺小、薪小）

■適正化対策

大規模な開発が計画されている田辺中央北地区及びその周辺地域に今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を田辺小学校校区から田辺東小学校校区へ変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度²を導入します。

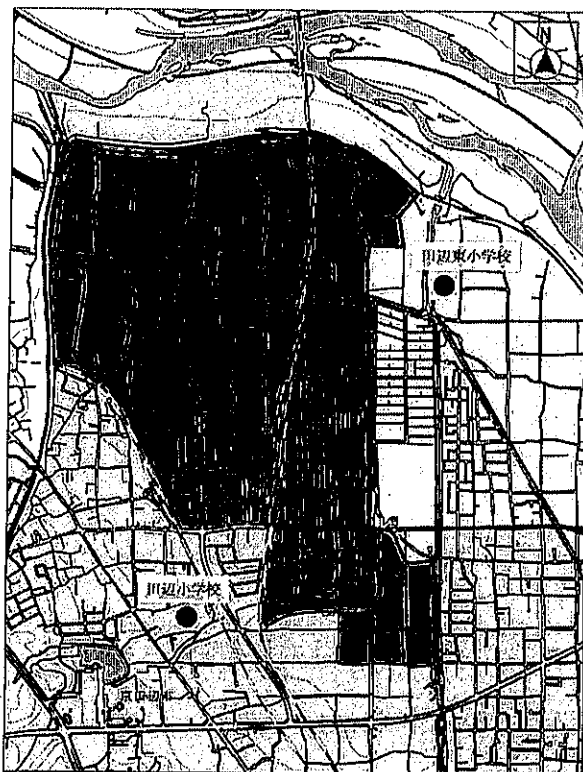
■実施時期

令和8年度(2026)からとします。

■10年後の学校規模

田辺小学校、薪小学校のいずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も適正規模となる見込みです。



● 小学校の位置

田辺小学校区

田辺東小学校区

田辺小学校区（対象区域）

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。

※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

² 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

(2) 三山木小学校ブロック (三山木小)

■適正化対策

学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

■実施時期

特定地域選択制度を導入は令和9年度(2027)以降とします。

■10年後の学校規模

過大規模は解消される見込みです。

(3) 旧田辺中学校ブロック (田辺中、大住中、培良中)

■適正化対策

現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅は、校区を田辺中学校から培良中学校へ変更します。

■実施時期

令和8年度(2026)からとします。

■10年後の学校規模

田辺中学校、大住中学校、培良中学校のいずれも適正規模となる見込みです。

2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

(1) 照明設備のLED化

■内容

教室等の照明設備を全てLED化します。

■実施時期

令和8年度(2026)

(2) 空調設備の更新

■内容

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

■実施時期

令和10年度(2028)～令和14年度(2032)

(3) トイレのリニューアル

■内容

小中学校トイレのリニューアルを進めます。

■実施時期

令和9年度（2027）～令和17年度（2035）で毎年2棟程度

(4) 教室等の整備

■内容

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

3 学校付属施設に係る計画

(1) 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。

問い合わせ

京田辺市教育委員会学校教育課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺80

TEL：0774-64-1392

FAX：0774-64-1391

E-mail：gakko@city.kyotanabe.lg.jp

協議

京田辺市立図書館サービスアクションプラン（素案）について

京田辺市立図書館サービスアクションプラン（素案）について、協議する。

令和7年12月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、京田辺市立図書館サービスアクションプラン（素案）について、協議するものである。

京田辺市立図書館サービスアクションプラン
(素案)

令和7年12月

京田辺市立図書館

目次

第1章 策定の基本的な考え方	1
1 公立図書館を取り巻く現状	1
2 「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」策定の背景	1
3 アクションプランの位置づけ	2
4 計画期間	2
5 アクションプランの全体像	3
第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題	5
1 利用状況等	5
2 概況	14
3 現状と課題	15
第3章 これからの京田辺市立図書館の目指す姿と使命	19
1 市立図書館の目指す姿（ビジョン）	19
2 市立図書館の使命（ミッション）	19
第4章 具体的な取組	20
1 5つの取組（アクション）	20
(1) 人と本との出会いのサポート	20
(2) 居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け	23
(3) 誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備	26
(4) 調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実	28
(5) 新たなサービスを実施するために職員力を引き出す仕組みづくり	29
2 成果指標	31

第1章 策定の基本的な考え方

1 公立図書館を取り巻く現状

公立図書館は、貸出サービスを中心として、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が日常的に利用する施設として親しまれてきました。

しかし、社会の変化やICTの進歩など様々な要因から図書館資料の貸出数は平成23(2011)年頃をピークに全国的に減少傾向となり、公立図書館には図書館資料の閲覧や貸出を中心としたサービスという従来の枠から一歩踏み出した各種のサービスが求められています。たとえば、ビジネス支援や高齢者支援、学校支援などのように地域の状況に応じた図書館からの情報発信や、賑わいの創出や地域の人々の交流の拠点などのような場としての図書館やコミュニケーションの拠点としての役割、1人1台のタブレットを利用した学校教育に対応する学習支援、電子書籍の増加や利用者嗜好の変化などデジタル時代に対応した新しいサービスなど、全国で新たな図書館の活動が試みられています。

2 「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」策定の背景

そのような中、京田辺市においても新たに市民が集い交流する拠点として中央図書館を含む複合型公共施設の整備が計画されています。時代の変化と地域の変化に対応し、京田辺市の発展に寄与する市立図書館を目指し、中長期的な計画を策定することが不可欠であるため、現在の市立図書館の課題を把握、分析し、運営やサービスを見直し、充実させていく必要があると考えます。

このような状況に対応するため、京田辺市立図書館のグランドビジョンを明らかにし、年度ごとの事業計画の方針になるものとして、「京田辺市立図書館サービスアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を策定することとしました。

※ 京田辺市立図書館サービスアクションプランでの図書館の表記においては以下のように示します。

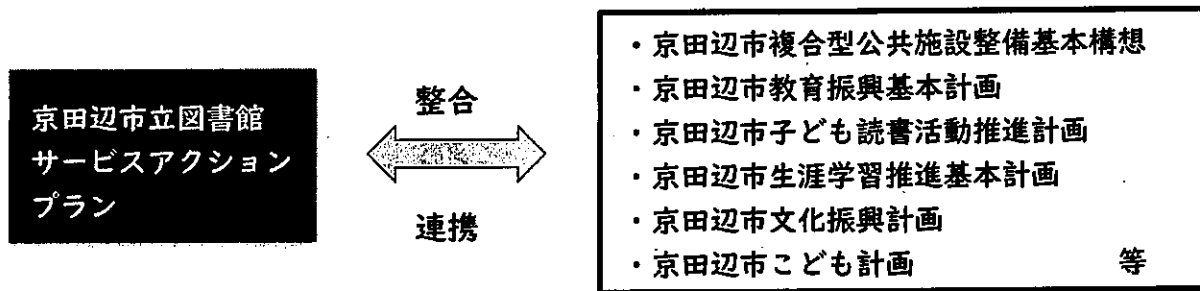
「市立図書館」については、京田辺市立図書館3館を示します。

「中央図書館」については京田辺市立中央図書館、「北部分室」については京田辺市立中央図書館北部分室、「中部分室」については京田辺市立中央図書館中部分室を示します。

3 アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、「京田辺市教育振興基本計画」の下、他の本市関連計画とも整合性を図りながら、質の高い図書館サービスを提供するために、市立図書館に関する基本的な方針を明らかにするものです。また、アクションプランの策定にあたっては、「第3次京田辺市子ども読書活動推進計画」や「京田辺市複合型公共施設整備基本構想」など、既存の各種計画も参考にしています。

なお、個別のアクションのより具体的な内容については、年度ごとの事業計画の中で明らかにしていきます。



4 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、5年ごとに前期・後期に分け、前期については、複合型公共施設の供用開始までの計画期間として、後期については、市立図書館を取り巻く新たな環境や社会情勢の変化などを検証した上で、中間年度である令和13年度に計画を改定して示すものとします。

5 アクションプランの全体像

目指す姿 すべての市民が利用したくなる図書館

使命

図書館資料と場所の提供を通して、
市民の生活を豊かにする

現状と課題

貸出状況と蔵書構成の
現状と課題

読書・情報アクセスを支える
コレクションの充実

利用者層の変化と図書館
イメージの課題

くつろぎと交流を生み出す
図書館空間の実現

サービス形態と情報環境の変化

地域全体をカバーする
サービスネットワークと
デジタル提供の強化

学習支援・レファレンスの
現状と課題

学びと情報探索を支える
支援サービスの展開

職員体制と専門性に関する課題

図書館サービスを牽引する
人材と運営体制の整備

取組

【取組 1】

人と本との出会いのサポート

【取組 2】

居心地のよい空間づくりと
「つながり」をはぐくむ仕掛け

【取組 3】

誰もが利用しやすい図書館
サービスとデジタル環境の整備

【取組 4】

調べ学習と課題解決を支える
サービスの充実

【取組 5】

新たなサービスを実施するために
職員力を引き出す仕組みづくり

成果指標

1. 貸出冊数

2. 貸出を行った利用者数
(実人数)

3. 子どもの利用者数

4. 新規登録者数

5. 蔵書構成・選書方針の文書化および年1回の見直し実施状況

6. 図書館行事の実施状況

7. 学校との調べ学習・読書活動支援を実施した学校数

8. 学校以外の機関・団体との連携による読書・情報提供事業の実施状況

9. レファレンス記録の整備状況

10. 職員に対する専門研修の実施状況

11. 図書館サービスに関する年次自己評価・外部意見聴取の実施状況

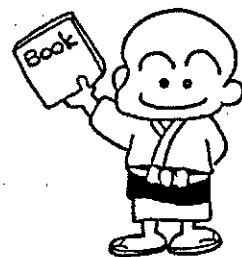
第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

1 利用状況等

ア 市立図書館と関連施設（図表1・2参照）

- (1) 「京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例」に基づき、住民に適切な図書館サービスを行うことができるよう、中央図書館、北部分室、中部分室を設置しています。
- (2) 市内全域サービスを行うため、移動図書館「かなび号」で市内22ヶ所のステーションと洛南寮（福祉施設）、留守家庭児童会に巡回しています。
- (3) 身近な場所で本の返却ができるよう返却スポットを、新田辺駅構内返却スポット・無印良品松井山手店舗内に設置しており、南部まちづくりセンターでは本の返却の他、予約資料の受け渡しも行っています。

【図表1 市立図書館マップ】



北部分室



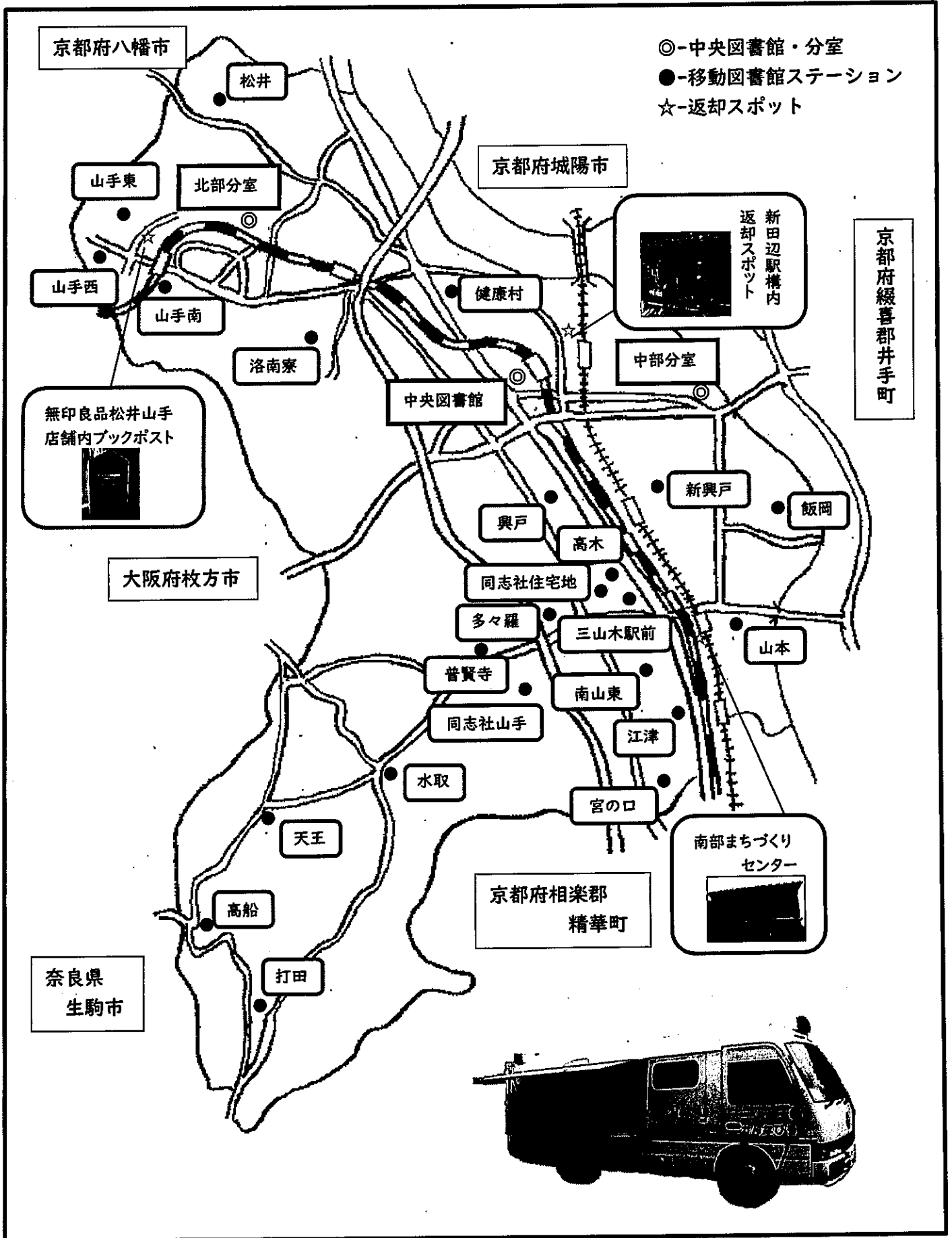
中央図書館



中部分室



【図表2 移動図書館ステーション及び返却スポットマップ】



1 利用状況等

イ 市立図書館の事業サービス（図表3参照）

- (1) 図書館は、市が直営で運営しています。
- (2) 窓口業務やレファレンスなどの主な業務は、市職員と派遣職員が中心となり運営しています。
- (3) 移動図書館の運転業務、図書への配送業務、返却スポットにおける本の回収は、外部委託しています。
- (4) 館内の清掃業務、機械警備、設備の保守点検、図書館システムの保守メンテナンスは、外部委託しています。
- (5) おはなし会などの事業は、図書館登録サークルの協力を得て開催しています。

【図表3 市立図書館の事業サービス】

事業サービス	職員が行っているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の運営方針・企画・運営・管理業務 ・資料の選択・収集・除籍・管理 ・資料の貸出・返却・延長業務 ・書庫資料の出納業務 ・レファレンス（調査・相談）サービス ・児童・高齢者・障がいのある方へのサービス ・資料の装備 ・汚破損資料の修理 ・利用者の登録 ・他の自治体等との相互貸借業務 ・学校図書館との連携 ・庁内連携事業（行政資料）
	委託業者が行っているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館の運転業務 ・図書館資料の配送業務、返却スポットの回収業務 ・各種機械設備の維持・管理 ・施設の保守点検 ・図書館電算システムの構築、保守点検 ・施設の清掃業務（館内・施設内）

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

1 利用状況等

ウ 近年の主な取組

- (1) 南部まちづくりセンターで、本の返却スポット・予約資料の受け渡しをしています。
- (2) 無印良品松井山手店舗内に、返却ブックポストを設置しています。
- (3) 三山木地域の民間の留守家庭児童会（Sola・みんなのき倶楽部）に、移動図書館を巡回しています。
- (4) 季節に合わせたテーマ展示や、図書館講座、書庫公開DAYなど、多様なイベントを開催しています。
- (5) 中央図書館1階ロビーに、市立図書館で不要になった本のリサイクルコーナーを設置しています。
- (6) 市役所子育て支援課と連携して産前産後サポート事業「絵本についての講座」の講師を務めています。
- (7) 令和5年の北部住民センターのリニューアルに伴い、北部分室の壁紙の張り替えを行いました。
- (8) 安心して読書が楽しめるよう、中央図書館に本の除菌機を設置しています。
- (9) 中央図書館の1階開架室と各分室に、Wi-Fi環境を整備しています。
- (10) 中央図書館の1階ロビーにマイボトル型ウォーターサーバーを設置しています。

エ 市立図書館の活動上の特徴

- (1) 市立図書館では貸出冊数の上限設定がなく、2週間で読める冊数だけ借りることができます。
- (2) 市立図書館への来館が困難な利用者に対して、宅配サービスや郵送貸出を行っています。また、本を読むことが困難な利用者の方に少しでも本の楽しみに触れてもらえるよう、障がい者用サポート機器を設置しています。
- (3) ギャラリー「かんなび」が併設されており、市民の皆さんの創作活動の発表の場として年間を通していつも使用されています。

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

I 利用状況等

オ 市立図書館に関する統計

【図表4 過去8年間の各種指標】

	項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	人口 [4月1日現在]	68,508人	69,207人	69,723人
B	利用者数 (子どもの利用数)	15,368人 (4,208人)	14,763人 (4,009人)	14,141人 (3,826人)
B'	市民利用者数	14,972人	14,436人	13,847人
C	新規登録者数	1,825人	1,676人	1,498人
D	職員数	20人 うち嘱託・臨時職員 12人	19人 うち嘱託・臨時職員 12人	19人 うち嘱託・臨時職員 12人
E	貸出冊数	881,901冊	876,253冊	817,478冊
F	蔵書冊数	335,934冊	359,821冊	361,510冊
G	年間購入冊数	13,210冊	12,398冊	12,249冊
H	図書館費	168,256千円	161,616千円	163,249千円
I	資料購入費	23,885千円	22,537千円	22,689千円
J	図書・視聴覚資料費	19,999千円	18,723千円	18,658千円

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
●登録率	$B' / A \times 100$	21.9%	20.9%	19.9%
●市民1人当たりの貸出冊数	E / A	12.87冊	12.66冊	11.72冊
●利用者1人当たりの貸出冊数	E / B	57.4冊	59.4冊	57.8冊
●市民1人当たりの蔵書冊数	F / A	5.20冊	5.20冊	5.18冊
●市民千人当たりの年間購入冊数	$G / A \times 1,000$	192冊	179冊	175冊
●市民1人当たりの資料購入費	I / A	349円	326円	325円
●1冊当たりの平均単価	J / G	1,514円	1,510円	1,523円
●市民1人当たりの図書館費	H / A	2,456円	2,335円	2,341円
●職員1人当たりの奉仕人口	A / D	3,425人	3,642人	3,670人
●職員1人当たりの貸出冊数	E / D	44,095冊	46,119冊	43,025冊
●蔵書回転率	E / F	2.48回	2.44回	2.26回
●市民1人当たりのサービス効果	$(J / G) \times E - H$			
	A	17,033円	16,783円	15,515円

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

1 利用状況等

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	人口 [4月1日現在]	70,217人	70,568人	70,785人
B	利用者数 (子どもの利用数)	10,986人 (2,290人)	11,391人 (2,417人)	11,608人 (2,349人)
B'	市民利用者数	10,753人	11,167人	11,367人
C	新規登録者数	886人	1,107人	1,179人
D	職員数	19人 うち会計年度任用職員 12人	19人 うち会計年度任用職員 12人	19人 うち会計年度任用職員 12人
E	貸出冊数	698,473冊	754,719冊	803,587冊
F	蔵書冊数	364,335冊	364,450冊	369,764冊
G	年間購入冊数	11,948冊	11,951冊	12,140冊
H	図書館費	160,150千円	163,722千円	167,044千円
I	資料購入費	22,723千円	22,930千円	22,898千円
J	図書・視聴覚資料費	18,743千円	18,755千円	18,757千円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
●登録率	$B' / A \times 100$	15.3%	15.8%	16.1%
●市民1人当たりの貸出冊数	E / A	9.95冊	10.69冊	11.35冊
●利用者1人当たりの貸出冊数	E / B	63.6冊	66.6冊	69.2冊
●市民1人当たりの蔵書冊数	F / A	5.19冊	5.16冊	5.22冊
●市民千人当たりの年間購入冊数	$G / A \times 1,000$	170冊	169冊	172冊
●市民1人当たりの資料購入費	I / A	324円	325円	324円
●1冊当たりの平均単価	J / G	1,569円	1,569円	1,545円
●市民1人当たりの図書館費	H / A	2,281円	2,320円	2,360円
●職員1人当たりの奉仕人口	A / D	3,696人	3,714人	3,726人
●職員1人当たりの貸出冊数	E / D	36,762冊	39,722冊	42,294冊
●蔵書回転率	E / F	1.92回	2.07回	2.17回
●市民1人当たりのサービス効果	$\frac{\text{図書平均単価 } (J / G) \times E - H}{A}$	13,327円	14,463円	15,180円

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

I 利用状況等

	項 目	令和5年度	令和6年度
A	人口 [4月1日現在]	71,464人	71,667人
B	利用者数 (子どもの利用数)	11,918人 (2,706人)	11,804人 (2,608人)
B'	市民利用者数	11,698人	11,592人
C	新規登録者数	1,431人	1,373人
D	職員数	20人 うち会計年度任用職員 9人 うち派遣職員 4人	20人 うち会計年度任用職員 8人 うち派遣職員 5人
E	貸出冊数	784,575冊	762,449冊
F	蔵書冊数	359,659冊	359,998冊
G	年間購入冊数	11,204冊	11,001冊
H	図書館費	184,444千円	200,640千円
I	資料購入費	23,214千円	23,379千円
J	図書・視聴覚資料費	18,880千円	18,815千円

		令和5年度	令和6年度
●登録率	$B' / A \times 100$	16.4%	16.2%
●市民1人当たりの貸出冊数	E / A	10.98冊	10.64冊
●利用者1人当たりの貸出冊数	E / B	65.8冊	64.6冊
●市民1人当たりの蔵書冊数	F / A	5.03冊	5.02冊
●市民千人当たりの年間購入冊数	$G / A \times 1,000$	157冊	154冊
●市民1人当たりの資料購入費	I / A	325円	326円
●1冊当たりの平均単価	J / G	1,685円	1,710円
●市民1人当たりの図書館費	H / A	2,581円	2,800円
●職員1人当たりの奉仕人口	A / D	3,573人	3,583人
●職員1人当たりの貸出冊数	E / D	39,229冊	38,122冊
●蔵書回転率	E / F	2.18回	2.12回
●市民1人当たりのサービス効果	$\frac{\text{図書平均単価}(J/G) \times E - H}{A}$	15,919円	15,393円

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

I 利用状況等

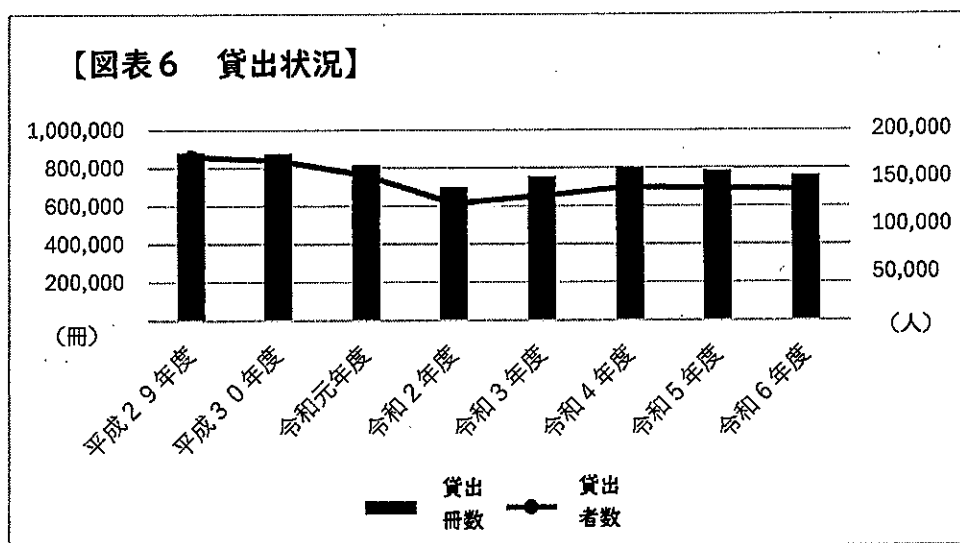
カ 過去8年間の市立図書館貸出状況の推移 (図表5・6参照)

【図表5 貸出状況の推移】

(単位：冊、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	貸出冊数	551,440	551,460	514,387	435,506	494,802	501,876	490,074	480,791
	貸出者数	107,583	105,469	95,515	75,756	84,401	84,737	84,248	83,424
北部分室	貸出冊数	206,123	201,847	189,652	166,156	161,296	191,104	189,324	176,116
	貸出者数	45,077	42,972	39,022	33,210	32,390	37,306	37,755	37,320
中部分室	貸出冊数	69,731	71,514	66,500	55,420	55,702	65,229	59,501	59,634
	貸出者数	15,001	15,163	13,883	10,563	10,648	11,996	11,399	11,442
南部まちづくりセンター	貸出冊数	-	-	-	-	-	2,449	3,053	2,807
	貸出者数	-	-	-	-	-	1,440	1,818	1,770
移動図書館	貸出冊数	54,607	51,432	46,939	41,392	42,919	42,929	42,623	43,101
	貸出者数	4,506	4,523	3,811	3,394	3,568	4,701	3,729	3,897
全体	貸出冊数合計	881,901	876,253	817,478	698,474	754,719	803,587	784,575	762,449
	貸出者数合計	172,167	168,127	152,231	122,923	131,007	140,180	138,949	137,853

【図表6 貸出状況】



【図表7 リクエスト利用状況の推移】

(単位：件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	予約件数	40,268	40,495	37,723	36,777	46,105	44,180	43,229	43,205
	購入希望件数	3,562	3,179	2,785	2,451	3,038	2,792	2,550	2,504
北部分室	予約件数	20,383	21,136	19,344	19,685	22,928	26,519	27,139	26,319
	購入希望件数	1,597	1,655	1,544	2,042	2,301	2,691	1,864	1,603
中部分室	予約件数	10,336	9,720	8,365	7,459	8,661	8,727	7,950	7,976
	購入希望件数	846	785	846	637	656	714	699	636
全体	予約件数合計	70,987	71,351	65,432	63,921	77,694	79,426	78,318	77,500
	購入希望件数合計	6,005	5,619	5,175	5,130	5,995	6,197	5,113	4,743

【図表8 おはなし会参加状況の推移】

(単位：回、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	回数	57	56	47	-	-	-	38	49
	人数	1,034	1,001	776	-	-	-	668	930
北部分室	回数	51	47	43	-	-	-	37	49
	人数	578	501	438	-	-	-	237	306
中部分室	回数	38	37	30	-	-	-	11	25
	人数	177	234	208	-	-	-	58	158
全体	回数合計	146	140	120	-	-	-	86	123
	人数合計	1,789	1,736	1,422	-	-	-	963	1,394

【図表9 映像ブース利用状況の推移】

(単位：件、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	件数	2,626	2,344	1,991	-	-	-	861	1,330
	人数	3,932	3,572	3,089	-	-	-	1,138	1,685

※ おはなし会と映像ブースの利用は、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止していました。

2 概況

京田辺市の人口は、平成29年度から令和6年度までの間に約3,200人増加しており、市としては緩やかな成長を続けています。一方で、図書館で貸出を行った利用者数(実人数)は、平成29年度には約1万5千人であったものが、令和元年度には約1万4千人となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度には約1万人まで大きく落ち込み、その後の令和6年度時点でも同程度にとどまっています。長期的な単調減少というより、コロナ禍を契機とした急激な減少から、完全には戻りきっていない状況といえます。

貸出冊数については、平成29年度の約88万冊から、令和元年度には約81万冊へと減少した後、令和2年度には約70万冊まで落ち込みましたが、その後持ち直し、令和6年度には約76万冊となっています。利用者数の減少幅に比べると貸出冊数の落ち込みは小さく、1人あたりの貸出冊数はむしろ増加している状況にあり、図書館を継続的に利用している市民の読書意欲は引き続き高いことがうかがえます。また、予約件数は平成29年度から令和元年度にかけて一時的に減少したものの、令和6年度には7万7千冊とコロナ禍前を上回る水準となっています。

子どもの利用者数は、平成29年度の約4,200人から令和2年度には約2,300人まで大きく減少し、その後令和6年度には約2,600人まで回復しているものの、なおコロナ禍前の水準には届いていません。おはなし会の参加者数についても、平成29年度には約1,800人であったものが、コロナ禍による中止を経て再開後は約1,400人と、コロナ禍前に近づきつつも完全には戻っていない状況です。さらに、映像ブースの利用件数は、平成29年度約3,900人から令和元年度約3,000人、コロナ禍による閉鎖を経て令和6年度には約1,700人へと大きく減少しており、映像コンテンツの視聴環境や利用スタイルの変化も見られます。

移動図書館については、貸出冊数が平成29年度54,607冊、令和元年度46,939冊、令和2年度41,392冊、令和6年度43,101冊と推移しており、コロナ禍を挟んで一定の減少はあるものの、市内各地で安定して4万冊以上の貸出しを行っている状況です。来館が難しい地域や世帯に本を届けるサービスとしての役割は維持されている一方で、こちらもコロナ禍前の水準にはわずかに届いていないことがうかがえます。

このように、市立図書館は、貸出冊数や予約件数の面ではなお高い水準を保ち、熱心な利用者に支えられている一方で、貸出しを行った利用者数や子どものイベント参加、映像ブース・移動図書館の利用などの面ではコロナ禍前の水準に戻りきっておらず、新たな生活様式や情報環境の下で「図書館に足を運ぶ」きっか

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

3 現状と課題

けや利用のされ方が変化していることがうかがえます。以下、現状と課題をいくつかの観点から整理します。

3 現状と課題

ア 貸出状況と蔵書構成の現状と課題

貸出と蔵書構成の観点から見ると、貸出冊数の上限設定がないことから、同規模の自治体と比較して、市立図書館の貸出冊数は全国的にも高い水準にあり、貸出冊数が全国で4位となっているほか、予約件数も令和6年度にはコロナ禍前を上回っています。これは、図書館を継続的に利用している市民が、引き続き多くの資料を借り、予約も活用しながら読書や調べ物を行っていることを示しており、利用者の読書欲求に応えられる資料の選書・収集が一定程度実現していると認識しています。

市立図書館では、毎年新たな資料の購入と除籍を計画的に行い、利用状況や時代の変化を踏まえながら蔵書の入れ替えを続けています。必要な蔵書の蓄積に加えて、職員が利用データや現場の声を踏まえて選書と除籍を行うことにより、常に現在のニーズに応える資料を維持してきたことが、貸出・予約の高さに反映されているといえます。

一方で、蔵書冊数については、市立図書館の収容可能冊数を大幅に超過している状況にあり、開架スペースには多様な資料が密度高く配架されています。資料の充実という点では強みですが、書架が過密で背表紙だけが並ぶ状態になりやすく、初めて利用する人や特定の目的を持たずに来館した人にとっては、「思わず手に取ってみたいくなる本」との出会いが生まれにくい面もあります。予約件数が増加していることは、事前に資料を探し、狙いを定めて借りる利用スタイルの広がりを示す一方で、偶然の出会いによる読書の機会が相対的に減少している可能性も示唆しています。蔵書の量と質を維持しつつ、棚の見やすさや本との出会いやすさをどう確保するかが課題となっています。

イ 利用者層の変化と図書館イメージの課題

利用者層と図書館のイメージの観点から見ると、前述のとおり、貸出しを行った利用者数は平成29年度の約1万5千人から、コロナ禍を経て約1万1千人規模へと大きく減少し、その後もコロナ禍前の水準には戻っていません。子どもの利用やおはなし会への参加も同様に、一定の回復は見られるも

3 現状と課題

の、依然としてコロナ禍前を下回る状況にあります。人口自体は増加している一方で、図書館利用に結びついていない層が一定数存在していることがうかがえます。

現在の市立図書館の利用は、「普段から本を読む人」「本が好きな人」「静かな環境の中で利用したい人」を中心に、多様な年代の市民に支えられていますが、

「図書館は本を借りるための静かな場所」というイメージが根強く残っていることもあり、親子連れやグループで利用したい人、学習や仕事と合わせて立ち寄りたい人などにとっては、来館のハードルとなっている面もあります。複合型公共施設整備に向けたワークショップでも、そのような声が見られます。

また、開架スペースにおいて利用者がゆったりと資料を見るためのスペースが不足していることや、長時間滞在しやすい椅子やテーブルが十分ではないことなど、空間面での制約も、図書館を「居心地のよい居場所」として利用するうえでの妨げとなっています。現行の開館時間が平日10時～18時に限られていることも、仕事や学校の前後の時間帯や休日に利用したい市民にとっては、図書館に立ち寄りにくい要因となっている可能性があります。

このように、図書館は静かな読書空間として一定の役割を果たしている一方で、新しい生活様式や働き方の中で「身近な居場所」「立ち寄りやすい空間」としての機能を十分に発揮できていない現状があり、空間構成や開館時間のあり方、図書館像の伝え方などを含めて検討していくことが課題となっています。

ウ サービス形態と情報環境の変化

サービス全体の形態と情報環境の変化という観点から見ると、インターネットの普及により、電子書籍での読書や、スマートフォンやパソコンからの情報取得が一般化しており、年代を問わずデジタルへの移行が進んでいます。貸出冊数の推移を見ても、コロナ禍による一時的な減少に加え、平成29年度から令和元年度にかけても緩やかな減少傾向が見られます。その一方で、予約件数が増加していることは、紙の本に対するニーズ自体は引き続き高く、むしろ「必要な本を確実に入手したい」という志向が強まっていることを示しています。

個別のサービスを見ると、映像ブースの利用が、平成29年度約3,900人から令和元年度約3,000人、コロナ禍による閉鎖を経て令和6年度約1,700人へと大きく減少していることは、映像コンテンツの視聴環境が家庭内の配信サービス等に移行しつつある現状を反映していると考えられます。

一方で、移動図書館の貸出冊数は前述のとおりであり、コロナ禍を挟みながらも4万冊以上の貸出を維持しており、市内各地域への図書館サービスの提供手段として一定の役割を継続しています。

また、無印良品松井山手店舗内や新田辺駅構内返却スポット、南部まちづくりセンターなど、市内には返却や予約資料の受け取りができる拠点が複数設けられていますが、これらの存在や活用方法がどの程度市民に周知されているか、十分に検証されていない面もあります。情報環境や生活パターンが変わる中で、来館による利用と、移動図書館・返却スポット・デジタルサービスなどを組み合わせた「利用しやすさ」をどう設計していくかが課題となっています。

エ 学習支援・レファレンスの現状と課題

調べ学習や課題解決の支援という観点から見ると、市立図書館はこれまでも、子どもの調べ学習のための資料や、大人の学習支援・自己啓発のための資料を整備し、学校や地域での学びを支えてきました。しかし、子どもの利用者数やおはなし会の参加者数がコロナ禍前の水準に戻っていないことから、図書館が学びの場として活用される機会も、以前に比べると限られている可能性があります。

学校現場では調べ学習の重要性が増している一方で、学校図書室と市立図書館との連携や、図書館から学校への資料提供・調べ方の支援が、どの程度体系的に行われているかについては、引き続き検討の余地があります。また、一般利用者からのレファレンス（調査・相談）についても、相談内容が高度化・多様化する中で、限られた人員でどのように対応し、どの範囲までを図書館が担うのかといったことを整理していく必要があります。

このように、学習支援やレファレンスを支えるサービスについては、一定の取組が行われているものの、学校・大学との連携やレファレンス体制の整備など、サービスを体系的に位置づけ直すことが今後の課題となっています。

オ 職員体制と専門性に関する課題

最後に、これらのサービスを支える職員体制と専門性について見ると、市立図書館はこれまで、貸出・閲覧サービスや選書、行事の企画などにおいて、職員が一定の成果を上げてきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化への対応、調べ学習支援やレファレンスの高度化、居場所としての空間づくりや他施設との協働など、求められる役割が広がっていることから、これら

第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

3 現状と課題

すべてを限られた人数で担っていくことの難しさも明らかになっています。

特に、選書や除籍、郷土資料の収集・保存といったコレクション形成、レファレンスや調べ学習支援といった専門的業務、利用統計の分析に基づくサービス評価・改善、複合型公共施設全体を見据えた企画立案などは、一定の経験と専門性を要する業務です。こうした業務を安定して担うためには、長期的な視点で知識と経験を蓄積していける職員を今後どのように育成・配置していくかが大きな課題となっています。

あわせて、開館日・開館時間の拡充や、イベント・講座の増加などに対応するためには、職員だけではなく、民間活力の導入を含めた検討を行うことが課題となっています。

第3章 これからの京田辺市立図書館の目指す姿と使命

1 市立図書館の目指す姿（ビジョン）

目指す姿（ビジョン）

すべての市民が利用したくなる図書館

図書館資料の利用を目的とする人だけではなく、これまで図書館を利用したことのない人にとっても有意義な施設となり、一人でも多くの京田辺市民に「図書館があって良かった」と感じてもらえることを目指します。

2 市立図書館の使命（ミッション）

市立図書館の使命（ミッション）

図書館資料と場所の提供を通して、
市民の生活を豊かにする

公共図書館は、利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする地域の情報センターです。

市立図書館は、図書館資料や情報、出会いの場の提供を通して、市民の生き生きとした豊かな暮らしに寄与することを使命と捉えていきます。

第4章 具体的な取組

1 5つの取組（アクション）

前章にて掲げた「すべての市民が利用したくなる図書館」の実現に向け、市立図書館では、計画の前期期間（令和8～12年度）に、次の5つの取組（アクション）を進めていきます。これらの取組は、第2章で示した現状分析、すなわち、貸出冊数や予約件数は全国的に見ても高い水準を保っている一方で、貸出しを行った利用者数や子どもの利用がコロナ禍前の水準に戻りきっていないこと、インターネットの普及や生活様式の変化により読書や調べ物の方法が多様化していること、「図書館は静かに利用する場所」というイメージが根強く残る一方で、居心地のよい滞在の場や交流の場としての役割も期待されていることなどを踏まえたものです。

- (1) 人と本との出会いのサポート
- (2) 居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け
- (3) 誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備
- (4) 調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実
- (5) 新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり

(1) 人と本との出会いのサポート

ア 魅力あるコレクション構築

はじめに重要となるのは、市立図書館の強みである貸出・予約の高さを支えている基盤として、魅力あるコレクションをどのように維持・発展させていくかという点です。図書館は、市民の活動の拠点として、乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に利用を促し、活動の多様化・活性化を図っています。そのためには、学習や生活に役立つ資料、趣味や教養を広げる資料などを系統立てて収集し、利用者が必要とする資料にスムーズにたどり着けるようにしておくことが不可欠です。

市立図書館では、カウンターでの対応やレファレンスサービスを通じて、利用者との会話を最も大切にしてきました。直接会話をすることで、利用者が何を求めているのか、どのような本に関心を持っているのかを丁寧に聞き取り、その声を選書に生かしてきました。また、日常会話の中で話題になったテーマから関連図書を紹介するなど、本との出会いのきっかけづくりを積極的に行っ

第4章 具体的な取組

1 5つの取組

てきました。こうした「利用者と資料をつなぐサービス」は、同規模自治体の中でも貸出冊数が全国上位であることや、予約件数が多いことから一定の成果を上げているといえます。

現在の水準の貸出・予約実績は、利用者との対話を土台とした選書の工夫と毎年計画的に資料を更新してきた積み重ねの成果であると考えます。

一方で、図書館の建物や書架には収容できる冊数に限りがあり、第2章で示したとおり、現在は収容可能冊数を上回る蔵書を抱えている状況にあります。

蔵書が豊富であること自体は市立図書館の強みですが、そのまま冊数だけを増やし続けることは、通路の確保や閲覧スペースの確保の面から見て現実的ではありません。限られたスペースの中で新しい資料を継続的に受け入れていくためには、利用状況や内容の新しさ、保存しておく必要性などを踏まえて、既存の資料を計画的に整理し、棚を更新していくことが前提となります。

公立図書館では一般に、年間の新規受入に見合う程度の除籍を行いながら、限られたスペースの中で蔵書の更新と保存のバランスを取ることが求められています。市立図書館においても、年間約1万冊の受入とおおむね同規模の除籍を行い、現在のサービス水準と棚の質を維持するための前提条件である、「新しい本を入れる」「古くなった資料を整理する」という両面を計画的に行うことで、利用者にとって活用しやすい棚を保っています。

今後、複合型公共施設として新たな利用者層を迎えるにあたっては、従来から図書館を利用してきた人々の満足度を損なうことなく、新しい利用者層にも応えられるよう、図書館資料の幅と厚みを維持していくことが求められます。そのためには、新しい分野や表現に対応しつつ、基礎的な入門書や専門書、児童書、地域に関する資料など、図書館として大切にすべき分野をバランスよくそろえる必要があります。このとき、どの程度の更新率を保つのか、どの分野に重点的に配分するのかといった点は、資料費の水準と密接に関わります。資料費が大きく変動する場合には、更新の速度や重点分野を含め、サービス水準や図書館の役割についてもあわせて検討していく必要があります。本プランでは、全国上位の貸出・予約実績と、子どもを含む市民の学びを支える図書館資料を維持・発展させることを目標としているため、その前提となる一定の資料更新を計画的に行うことが望ましいと考えます。

こうした資料の収集の方針を具体的に実現していくうえでは、職員の役割も重要となります。そのために、職員が資料収集や選書のための知識とスキルを高めるとともに、資料収集の方針や選書の基準を明文化し、必要に応じた見直しを容易に行うことができる体制を構築することが求められます。後述の(5)とも関連しますが、利用者の求める資料を提供するためには、図書館の専門家たる

職員が、専門知識を持って選書を行い、その判断が継続して蓄積されていくことが必要であると考えます。

また、地域に関する資料や情報を収集・提供することは、文化や歴史を保存し、次世代へと継承していくためには不可欠な役割の一つでもあります。たとえば、市内に一休禅師が晩年を過ごした酬恩庵一休寺があることから一休禅師に関する資料や、特産品であるお茶に関する資料を積極的に収集していきます。現代の京田辺市民の暮らしに役立つ資料と、京田辺市の歴史を伝える資料の両者を視野に入れ、それぞれの性格や利用実態に応じて、収集・保存・除籍のバランスを考えることが重要となります。紙以外の媒体も含めたすべての図書館資料を「京田辺市のコレクション」として捉え、次世代の京田辺市民にふさわしい姿に整えていくことを目指します。

さらに、ゆっくりと落ち着いた雰囲気の中で学習ができるよう、子どもの調べ学習資料や、大人の生涯にわたる学習支援や自己啓発のための資料なども引き続きそろえていく必要があります。こうした資料は、調べ学習や課題解決支援、読書活動の推進といった他の取組の基盤ともなるため、コレクション全体の更新計画の中に位置づけ、計画的に整備していきます。

イ デジタル資料の充実

図書館資料のもう一つの柱として、デジタル資料の充実も欠かせません。インターネットの普及により、様々な情報をオンラインで取得することが可能となり、読書や調べ物の方法が大きく変化しています。家にいながら知りたいことが分かる便利さがある一方で、インターネット上の情報には不正確な情報や偏った内容が含まれているリスクも存在します。このような状況の中で、図書館には信頼できる情報源を選び、紙とデジタルの双方から提供していく役割が求められます。

図書館には様々な年代の利用者が来館していますが、子育て中の人、介護や病氣療養中の人、あるいは勤務のために来館することが難しい人も少なくありません。また、コロナ禍を経験したことにより、来館しなくても利用できるサービスへのニーズが明確になってきました。市民の生活環境が変化する中、将来的なニーズを見据え、利用者の関心が高く利便性の向上につながる電子書籍やオーディオブックサービスの導入、資料のデジタルアーカイブ化など、他市の事例も参考にしながら、すべての人が利用しやすい環境を整えていく必要があります。

具体的には、来館しなくても利用できる図書館サービスとして、電子書籍や音声コンテンツの貸出し、紙での貸出しが難しい歴史的価値の高い資料などをオンライン上で閲覧できる仕組みなどを検討していきます。こうしたサービスを通じて、市立図書館が所蔵する貴重な資料について、解説本や入門書を紹介

したり、地域について調べる市民に向けて、国立国会図書館など他機関が公開するデジタル資料の中から京田辺市に関わりの深いものを案内するなど、アナログ・デジタルを含めた資料との出会いをサポートします。

このように、紙の資料とデジタル資料の双方を「人と本との出会い」を支える柱として位置づけることで、来館者に対しても在宅の利用者に対しても、市立図書館ならではの情報提供ができる体制を整えていきます。

(2) 居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け

ア 居心地のよい空間づくり(館内環境・ハード面のリニューアル)

次に、収集した紙の資料とデジタル資料が、利用者にとって「使いやすく、居心地のよいかたち」で提供されるよう、空間づくりに取り組みます。図書館は子どもにとって安心してすごせる居心地のよい場所という役割も担っていますが、複合型公共施設整備基本計画策定に向けた新図書館をみんなで考えるワークショップでは、「図書館は静かに利用する場所」という考えが根強く残っており、それが図書館を利用しない一因になっているとの意見が、特に子育て世代から出されています。

このため、図書館が「静かに本を読む場所」ととどまらず、誰もが気軽に立ち寄り、興味のある本を見つけたりゆったりと快適に過ごせる居場所としての役割を、空間のあり方として具現化していく必要があります。具体的には、保護者や乳幼児がくつろげるスペースや、座り心地のよい椅子やソファなど、利用の用途に合わせたスペースを設けることで、長時間でも読書や学習がしやすい環境を整えます。また、現在は原則禁止としている会話や飲食についても、利用者のニーズや他の利用者への影響を踏まえつつ、館内の一部に会話や軽い飲食が可能なスペースを設けることなどを検討し、これまで図書館を利用しなかった人も気兼ねなく利用できる居心地のよい空間づくりを進めていきます。

こうした新たな空間づくりを検討すると、現在の建物が抱える制約も自然に浮かび上がります。中央図書館の課題として、開架スペースにおいて利用者がゆったりと資料を見るためのスペースが不足していることが挙げられます。書架が過密であることは資料の豊かさの裏返しでもあります。通路が狭く落ち着いて本を選びにくい、椅子や机が十分に置けないといった問題につながっています。複合型公共施設への移転に際しては、この課題を解決し、開架・閲覧・休憩といったそれぞれの機能に必要なスペースを確保していくことが重要となります。そこで、「すべての市民が利用したくなる図書館」を実現するため、施設内での共有部分も含めた上で中央図書館のレイアウトやゾーニング等を見直し、内装・デザインや什器の変更を検討していきます。

例えば、一人でじっくりと読書や調べものをしたい人には仕切りのある個人席を用意し、家族や友人と一緒に本を選んだり勉強したいグループには顔が向き合う円卓席を配置するなど、「静か」「賑やか」のゾーニングを行うことで、どちらの人も居心地よく滞在できる中央図書館を目指します。また、図書館資料を施設全体で使用できるよう、館外の共有スペースや他施設と連携した展示・閲覧の可能性も含めて検討します。分室についても、限られたスペースの中であっても居心地よい空間を演出できるよう、家具配置や照明、掲示方法の工夫など、適宜改善を進めていきます。

イ 人と本がつながる仕掛けづくり

空間が整えられたとしても、その場でどのような経験や体験が生まれるかは、図書館側の働きかけによって大きく左右されます。図書館は、新たな本や学びと出会い、本を通して世界とつながることができる入り口となる場です。この役割を十分に果たすためには、書架に本を並べるだけでなく、本と読者を結びつける仕掛けが必要になります。

その一つとして、「みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場」という複合型公共施設のコンセプトに沿った、本や情報を介したコミュニケーションの場づくりを進めます。目的がなくても近くにきた時にぶらりと立ち寄りたくなるような明るく楽しい雰囲気大切に、乳幼児から高齢者まで、様々な人が利用しやすい開かれた場所であることを目指します。

特に子どもについては、「第3次京田辺市子ども読書活動推進計画」で、すべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書ができるよう環境づくりを推進するとされています。市立図書館としても、子どもたちが本に親しみを持ち、読書の楽しみを知ることができるよう、図書館から様々なツールを使って情報発信を行います。具体的には、子ども向けの「としよかんだより」に行事のお知らせや子どもたちが描いた絵を掲載したり、子どもたちから本の紹介文を募集して掲示するなど、本を通して互いに交流できる場を提供していきます。

ウ 新たなターゲットに向けたイベントの実施

人と本のつながりをさらに広げるためには、イベントや講座を通じて、新たな利用者層に図書館の存在や魅力を伝えていくことも有効です。市立図書館は、資料の提供だけではなく、人・資料・場所がそろった知識や情報の拠点として、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が利用できる場となっています。今後は、今まで図書館を利用したことがない人も参加しやすい様々な取組、例えば乳幼児に向けた読み聞かせや親

子向け講座、地域の歴史や文化などをテーマにした大人向けの講座、利用者同士の交流を促進する読書会やワークショップなどを実施し、利用者層の拡大を図ります。

エ 中央図書館登録サークルや地域団体との協働

こうしたイベントや講座を充実させるためには、図書館だけでなく、地域の人々や団体との協働が大きな力となります。中央図書館登録サークルと協働し、おはなし会や図書館講座の講師依頼、資料の点訳の作成などを依頼することにより、市立図書館の運営や事業の実施に新たな工夫が生まれます。サークル活動の活性化と市立図書館の利用促進が相互に支え合う形となるよう、幅広い世代の方が活躍できる場を作り、協力しながら様々な事業を行い、一層の協働を図ります。

また、市立図書館では、他部署（子育て支援課等）をはじめ、子育て支援センターや保健センター等の子育て支援関連の専門機関とも協働します。専門機関が定期的実施している相談会やイベントの際に、職員が出張して本の紹介や読み聞かせを行うことにより、参加者同士が本を通して地域や人との繋がりを持てる機会をつくります。これにより、図書館外の場においても読書の楽しみや情報へのアクセスが広がり、家庭での読書のきっかけづくりにも寄与します。

さらに、毎年11月に開催される「たなフェス」に移動図書館が参加し、本の貸出しや読みきかせなどを行うことで、楽しいひとときを過ごせる場の提供と、巡回していない地域の市民に移動図書館を知ってもらう機会づくりとなります。無印良品松井山手店舗内や新田辺駅構内返却スポットでは本や雑誌の返却ができ、南部まちづくりセンターにおいては返却のほか予約資料の受け取りもできます。このように地域でのサービス拠点を設けることで、利用者が効率よく利便性を高めることができるため、図書館をさらに使いやすくしていく観点からも他の施設との協働を進めます。

文化協会等の関連団体や、田辺公園の新エリア「京田辺クロスパーク(タナクロ)」と協働した事業の実施など、京田辺市内の各施設とつながり、共に市民サービスの向上に寄与することも目指していきます。複合型公共施設への移転が計画される中央図書館では、従来の市立図書館にはない他の施設との協働が期待されます。例えば、複合型公共施設で開催される屋外イベントでおはなし会や本の紹介を行ったり、施設内での事業開催時には関連資料の展示や貸出しを行うなど、図書館から一歩外に出た場所で市民との交流の輪を広げる取組を進めます。複合型公共施設の空間を上手に活用し、中央図書館への興味や親しみを高める仕組みづくりを構築していきます。

(3) 誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備

第2章で示したように、貸出しを行った利用者数や子どものイベントへの参加者数は、コロナ禍の影響で一度大きく落ち込んだ後、一定の回復は見られるものの、コロナ禍前の水準には戻っていません。その背景には、時間や場所の制約のために来館しにくい市民の存在や、図書館を身近に感じていない市民が一定数いることがうかがえます。また、インターネットの普及により、情報へのアクセス方法そのものも変化しています。こうした状況を踏まえ、市全体として「どこに住んでいても」「どのような事情があっても」利用しやすいサービスと、来館・在宅の両方を支えるデジタル環境を整えることが必要です。

ア 市立図書館全体としての機能強化（中央図書館・分室・移動図書館）

まず、京田辺市全体として図書館サービスが行き届くよう、中央図書館・分室・移動図書館の役割と連携を整理し、機能を強化していきます。市立図書館が同じ方向性のもとでサービスを展開できるようにするためには、中央図書館だけではなく、北部分室・中部分室・移動図書館などを含めた「市全体の図書館」としての視点が必要です。

中央図書館は、全市民の資料要求に応えられるよう、市における図書館システムの中心的な機能を担っています。専門的な資料や郷土資料、児童サービスなど、幅広い分野の資料とサービスを集約し、分室や移動図書館の後方支援も行っています。

一方、北部分室と中部分室は、それぞれの住民センターの複合施設であることから、住民センターの利用とあわせて図書館を利用してもらえるとという相乗効果が期待できます。その特性を生かし、施設全体の利用状況を踏まえた選書や展示を行うことで、身近な場所で図書館機能を提供していきます。

移動図書館は、京田辺市全域を対象とするサービスとして、市内各地域や福祉施設、留守家庭児童会などを巡回しています。来館が難しい地域や世帯に本を届ける役割に加え、地域の高齢者や子育て世代にとっての交流の場としても機能しており、地域コミュニティを支える一面もあります。今後も、このような全域サービスとしての役割を維持しながら、巡回場所や停車時間などについて利用状況を踏まえた見直しを行い、より利用しやすい形を検討していきます。

また、複合型公共施設への移転を見据え、従来の業務に加えて読書活動の支援や課題解決支援などの専門的業務をさらに進めるためには、地域特性を踏まえた効果的・効率的な管理運営の方法を検討することも必要です。その際には、図書館としての専門性や公共性を損なうことなく、後述の(5)で述べるように、職員が中核的な判断と企画を担えるように管理運営体制を整えることで、

1 5つの取組

サービスの向上を図っていきます。

イ 図書館を利用しにくい方へのサポート

次に、「図書館を使ってみたいけれど、さまざまな理由で利用しにくい」と感じている市民へのサポートを充実させます。市立図書館ではこれまでも、本を読むことが困難な利用者に対して、大きな活字の本や点字図書のほか、拡大読書器やデージー図書再生器、対話支援スピーカーなどを整備してきました。また、来館が困難な利用者に対して、宅配サービスや郵送貸出による読書支援も行っています。

今後も、こうした取組を維持・発展させながら、どのような環境や状況にある人であっても、できる限り等しく読書や情報へのアクセスができるようにすることを目指します。そのために、利用の際の介助や、手話・筆談などによるコミュニケーション手段の確保、必要に応じた説明文書の整備など、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を心がけます。これらの取組は、調べ学習や課題解決の機会からこぼれ落ちてしまいがちな人への支援にもつながるものであり、「誰もが利用しやすい図書館」を実現するうえでの重要な柱となります。

ウ 機器導入による利便性の向上

さらに、図書館サービスを利用しやすくするためには、機器や設備の整備も欠かせません。ICタグを使用したセルフ貸出機を導入することにより、貸出・返却・予約本の受け取りの一部を利用者自身が行えるようにします。従来どおりカウンターでの対面による貸出方法も残しつつ、セルフ貸出機を併用することで、忙しい時間帯でも待ち時間を減らし、利用者が自分のペースで手続きを行えるようにすることができます。また、ICタグの活用は資料の所在管理や紛失防止にもつながり、誰もが安心して使える図書館づくりに寄与します。

あわせて、京田辺市内にはすでに3か所の返却スポットがありますが、開館時間中の来館が難しい利用者でも本を返却しやすい環境を整えるために、返却ポストや返却スポットの運用状況を踏まえた見直しを行います。さらに、予約資料の受け取りについても、図書館の開館時間外に受け取れるようにするため、予約資料受取ロッカーの設置を検討し、仕事や家庭の事情で来館時間が限られている利用者にとっても利用しやすいサービスの提供を目指します。

このように、ICタグや予約資料の受取ロッカーといった機器の導入は、単に事務作業を効率化するためだけではなく、利用者の選択肢を増やし、開館時間や職員配置の制約の中でも、できるだけ多くの市民が図書館サービスを利用できるようにするための手段として位置づけていきます。

(4) 調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実

第2章で示したように、コロナ禍以降、貸出しを行った利用者数や子どものイベントへの参加者数は一時的に大きく減少し、その後もコロナ禍前の水準には戻っていません。一方で、学校や地域での調べ学習、暮らしや仕事の中での課題解決など、図書館に寄せられる相談や情報ニーズは多様化しています。こうした状況を踏まえ、市立図書館は「本を貸す場」とどまらず、調べ学習や課題解決を支えるサービスを、図書館サービスの柱の一つとして位置づけていきます。

ア 調べ学習資料とレファレンスサービスの充実

市立図書館ではこれまでも、子どもの調べ学習の資料や、大人の生涯にわたる学習支援や自己啓発のための資料をそろえることで、学校や地域での学びを支えてきました。今後は、こうした資料の充実に加えて、調べ方そのものを支援するレファレンスサービスを一層強化していきます。

具体的には、利用者からの相談に応じて、どの資料やデータベースのどの部分をどのように参照すればよいかを案内する「調べ方のナビゲート」を丁寧に行います。また、よく問合せのあるテーマについては、テーマごとの調べ方ガイドを作成し、館内掲示やウェブサイトで提供することにより、利用者が自分の力で情報を探しやすくなるようにします。さらに、子ども向けには「調べ学習の進め方」を学べる講座、大人向けには「情報の探し方や読み方」を学べる講座などを実施し、図書館を情報リテラシーを育てる場としても活用していきます。

こうした取組を進める上では、レファレンスの経験や資料に関する知識を有する職員の存在が不可欠です。(5)で述べるように、職員がレファレンスのノウハウを共有し、調べ学習支援の体制を整えていくことにより、図書館全体として調べものに強いサービスを提供できるようにしていきます。

イ 学校・学校図書室及び大学・大学図書館との連携

調べ学習や課題解決を支えるためには、学校や大学との連携も大きな役割を果たします。学校図書室と市立図書館の職員が情報交換を密にすることで、学習で活用できる資料を十分に学校へ提供できるように収集に努めます。また、京都府立図書館が行っている「学校支援セット」も活用しながら、調べる学習を目的とする授業のサポートを行っていきます。

あわせて、教員が授業で使用する京田辺市の歴史に関する資料についての案内を行うことにより、子どもたちが調べ学習を通じて地域に関心を持てるよう支援します。

1 5つの取組

市立図書館の施設見学や職場体験などの受入を行うことで、子どもたちが図書館の役割や仕事の内容に触れ、新たな資質や能力の向上、生きた学びの機会を得られるようにすることも重要です。

さらに、同志社大学や同志社女子大学の司書課程での図書館実習の受入を行い、大学で学んだ知識や技術を実際の図書館業務の中で経験してもらうことにより、将来の図書館を担う人材の育成にも貢献します。また、全国の大学図書館からの資料の借り受けや、大学図書館で所蔵する資料を市民が閲覧したいときに、市立図書館が紹介状を発行することにより、直接大学図書館で閲覧できる体制を引き続き維持していきます。このように、市立図書館が学校・大学と連携して学びのネットワークを広げることで、調べ学習や課題解決を支えるサービスを一層充実させていきます。

(5) 新たなサービスを実施するために職員力を引き出す仕組みづくり

最後に、これまで述べてきた(1)～(4)の取組を継続的に実現し、変化する状況に合わせて発展させていくためには、それぞれを企画し、実行し、評価し、改善していく専門性の高い職員の存在と、その力を十分に発揮できる仕組みが重要です。この取組では、図書館サービスの業務に精通した職員の確保と育成を行い、管理運営体制のあり方についての方向性を示します。

ア 職員の人材育成

図書館サービスを円滑かつ効果的に実現するためには、従来から評価が高い市立図書館の貸出や閲覧サービスの継続に加え、選書や展示などのサービス、さらにこれまで十分に行われてこなかった新たなサービスについても、専門的な知識と京田辺市の状況に関する深い理解が必要です。また、デジタル時代の到来をはじめとして社会の状況が大きく変化している中で、中長期的な将来を見据えたサービス展開の計画力も求められます。

市立図書館全体を担う職員は、各種研修制度などを活用しながら、貸出・閲覧といった基本的なサービスにくわえて、選書やレファレンス、デジタル資料の活用、イベントや講座の企画立案、利用統計の分析と評価など、幅広い業務を担える専門知識が必要です。こうした能力は、一度の研修で身につくものではなく、同じ地域・同じ図書館で経験を積み重ねることによって少しずつ育っていくものです。そのため、職員が長期的な視点でスキルを蓄積し、知識やノウハウを後進に引き継いでいけるような人材育成の仕組みを整えていく必要があります。

あわせて、コミュニケーションの力を高めることも重要です。利用者の話に耳を傾け、ニーズを丁寧にくみ取ることができる職員がいることは、選書やレファレンス、イベント

企画などすべてのサービスの質を高めます。市立図書館のこれからのあり方に目を向け、未来志向の図書館を目指して考え、行動できるよう、外部講師による研修や先進事例の視察などを通じて、業務に対する意識の改革にも取り組んでいきます。

イ 継続的な職員の確保と新たな管理運営体制の確立

このような人材を確保し育成するためには、図書館サービスの業務に精通した職員が、長期的な視点で配置されていることが前提となります。職員は、利用者と資料をつなぐサービスを軸として、利用者と積極的に対話をすることで資料との出会いの機会を創出しています。利用者からの多岐にわたるレファレンスに応えるためには、個々の資料だけでなく、地域の状況や住民のニーズを理解していることが重要であり、そのためには同じ地域での経験の蓄積が必要です。また、地域の貴重な資料の保存や提供には、資料に精通した職員の存在が欠かせません。

あわせて、中央図書館・分室・移動図書館それぞれの利用状況を把握し、全体としての課題や強みを分析した上で、市としてどのようにサービスを配置し直すかを考える役割を担っていきます。また、開館日・開館時間の拡充や、行事の増加などに対応するためには、運営の見直しの検討を行う必要があります。

中長期的な展望に立って様々な機能を円滑に展開させるためには、複合型公共施設への移転後の管理運営体制の確立にあたり、多様化する高度なサービスを提供するための専門性の高い職員の確保と同時に、効率性の高い運営も求められます。これらのニーズに対応するには、施設整備、維持管理や開館日・開館時間の拡充なども含めた運営の見直しと合わせて、選書や保存、レファレンス（調査・相談）、企画立案、利用分析等に注力できる体制を構築することが重要です。

その際には、図書館の専門性と公共性を維持・強化することを前提に、民間の活力の導入についても検討し、職員が専門的な業務に集中できるような役割分担を整えることで、「質の確保」と「利用のしやすさ」の両立を目指して利用者へのサービスの向上を図っていきます。

2 成果指標

本プランの中間年度である令和12年度末に、5つのアクションの進捗と達成状況を測るにあたり、以下のように成果指標を設定します。最終年度である令和17年度の目標については、令和12年度までの実績を踏まえた上で、指標と目標値の見直しを行います。

No.	指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度末)	目標値 (R17年度末)
1	貸出冊数	762,449冊	850,000冊 令和元年度～令和6年度末の平均貸出冊数より10%増加を目指す	935,000冊 利用者層の拡大を図り令和12年度末の目標冊数から10%増加を目指す
2	貸出を行った利用者数(実人数)	11,804人	平成29年度～令和元年度の水準(約14,000人)に近づいていることを目安とし、減少傾向に歯止めがかかっている	16,000人 令和12年度末の利用者数より10%増加を目指す
3	子どもの利用者数	2,608人	2,800人 令和6年度末の利用者数より10%増加を目指す	3,000人 令和12年度末の利用者数より10%増加を目指す
4	新規登録者数	1,373人	平成29年度～令和元年度の水準(約1,800人)に近づいていることを目安とし、減少傾向に歯止めがかかっている	2,000人 令和12年度末の利用者数より10%増加を目指す
5	蔵書構成・選書方針の文書化および年1回の見直し実施状況	内部向け方針はあるが、体系的な文書化・共有は限定的	図書館全体の蔵書構成・選書方針を文書化し、館内で共有するとともに、年1回の点検・見直しを実施している	年1回の点検・見直しが定着し、必要に応じて内容が更新されている
6	図書館行事の実施状況	年間37回(目的別の整理は限定的)	年間の図書館行事を、75回以上実施している	令和12年度の水準を概ね維持し、その内容が継続的に改善されている
7	学校との調べ学習・読書活動支援を実施した学校数	「他機関・他部署との連携事業」11件のうち、学校支援の内訳は整理されていない	市内小中学校のうち、少なくとも半数の学校と年間1件以上の調べ学習支援または読書活動支援を行っている	市内全小中学校との間で、少なくとも年1件の調べ学習支援または読書活動支援を行うことを目指している

No.	指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度末)	目標値 (R17年度末)
8	学校以外の機関・団体（子育て支援センター、地域団体等）との連携による読書・情報提供事業の実施状況	年間 11 件（学校・その他を含む）	子育て支援センター、地域団体等との連携による事業を年間 10 件以上実施している。	連携事業が継続し、内容の充実と対象の広がりが見られる
9	レファレンス（調査・相談）記録の整備状況	個々の対応は行っているが、体系的な記録・集計は限定的	件数と概要を記録・集計する仕組みを整備し、年次で振り返りを行っている	レファレンスの記録・集計・振り返りが定着し、サービス改善に活用されている
10	職員に対する専門研修の実施状況（回数・テーマ）	個々の研修参加はあるが、館として体系的に企画した専門研修は少ない	選書・レファレンス・ICT活用・障がい者サービスなどをテーマとした専門研修を年間 2 回以上実施し、職員間で共有している	専門研修の実施と内容共有が定着し、テーマや対象が拡大されている
11	図書館サービスに関する年次自己評価・外部意見聴取の実施状況	自己評価や利用者からの体系的な意見聴取は限定的	毎年、図書館サービス全体について自己評価（または中間評価）を実施し、その際に市民・利用者からの意見聴取（ワークショップ等）を行っている	毎年、自己評価と外部意見聴取を組み合わせた評価サイクルが定着している